

# 第百二回 参議院地方行政委員会會議録第十九号

昭和六十年六月十一日(火曜日)

午前十時三分開会

### 委員の異動

六月七日

藤田 栄君

補欠選任

上田 稔君

上田 稔君

六月十日

丸谷 金保君

補欠選任

野田 哲君

野田 哲君

出席者は左のとおり。

### 委員長

金丸 三郎君

岩上 二郎君

松浦 功君

上野 雄文君

三治 重信君

井上 孝君

上田 稔君

上條 勝久君

古賀雷四郎君

出口 廣光君

吉川 芳男君

佐藤 三吾君

野田 哲君

中野 明君

峯山 昭範君

神谷信之助君

### 国務大臣

自治大臣 白根 亨君

国家公安委員 (国家公安委員長) 古屋 亨君

### 政府委員

警察庁長官 鈴木 貞敏君

警察庁長官官房 鈴木 良一君

警察庁刑事局保 中山 好雄君

警察庁交通局長 太田 壽郎君

警察庁警備局長 柴田 善憲君

自治大臣官房長 津田 正君

自治省行政局長 大林 勝臣君

自治省行政局選 小笠原臣也君

挙部長 花岡 圭三君

自治省財政局長 高池 忠和君

事務局側 常任委員会専門 員

総務庁長官官房 石出 宗秀君

総務官 戸田 正之君

総務庁長官官房 藤澤 建一君

総務庁行政官 細川 清君

局管理官 黒木 忠正君

法務省民事局第 二課長 吉本 修二君

法務省人國管理 局登録課長 鏡味 徳房君

大蔵省主計局主 計官 下宮 進君

大蔵省銀行局保 險部保険第二課 長 福田 安孝君

文部省体育局長 横内 正明君

校保健課長 福田 安孝君

運輸省地域交通 局陸上技術安全 部技術企画課長 横内 正明君

建設省道路局道 路交通管理課長 横内 正明君

### 説明員

総務庁長官官房 石出 宗秀君

総務官 戸田 正之君

総務庁長官官房 藤澤 建一君

総務庁行政官 細川 清君

局管理官 黒木 忠正君

法務省民事局第 二課長 吉本 修二君

法務省人國管理 局登録課長 鏡味 徳房君

大蔵省主計局主 計官 下宮 進君

大蔵省銀行局保 險部保険第二課 長 福田 安孝君

文部省体育局長 横内 正明君

校保健課長 福田 安孝君

運輸省地域交通 局陸上技術安全 部技術企画課長 横内 正明君

建設省道路局道 路交通管理課長 横内 正明君

### 本日の会議に付した案件

○道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金丸三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る七日、藤田栄君が、また昨十日、丸谷金保君が委員を辞任され、その補欠として上田稔君、野田哲君がそれぞれ選任されました。

○委員長(金丸三郎君) 道路交通法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○神谷信之助君 ます最初に、六月の二日の午後四時過ぎに、東京都北区赤羽駅東口すずらん通りで反核署名の街宣行動中の北区日本共産党青年後援会員が軽犯罪法違反などを理由に逮捕された事件と、同日、午後四時四十分ごろ、八王子市長沼町においてポスターを張っていた共産党後援会の労働者が逮捕された事件について、概要の報告をまず求めます。

○政府委員(中山好雄君) 今お尋ねの二件の概要でございますが、まず赤羽の關係でございます。六月二日の午後四時十七分ごろ、東京都北区赤羽の十四の付近の路上におきまして、十数人の者が道路わきの商店街のアーケードの支柱や電柱などに高さ三メートルほどののぼりをくりつけたりしておりました。これをたまたま通りかかった警察官が発見したわけでございます。そこで、その警察官がそのうちで、その美宝堂というお店の前のアーケードの支柱にのぼり三本を一緒にしてビ

ニールひもで上下二カ所にくくりつけた男の一人に對しまして、のぼりをくりつけた行為に對し、アーケードの支柱の管理者の許可を受けているのかどうか質問いたしました。そうすると、その男は許可を受けていないという答えでございます。そこで、警察官がさらに住所と名前を質問したのに對しまして、その男は名前なんか言う必要はないだろうと言いながら、今度はくりつけたばかりののぼり三本のひもを急遽外しまして、旗を持って逃げようとした。そのため、午後四時二十分ごろこの男を軽犯罪法第一条三十三号違反の現行犯人として逮捕したものでございます。

さらに、この事犯の直後の同じ日の午後四時四十分ごろ、その付近のサトウビル、ユニーク洋品店前の路上において、警察官が逮捕した被疑者を応援要請で駆けつけた警察車両に乘車させようとしたところ、現場におりました十数人の者が警察車両や警察官を取り囲み、口々に不当逮捕だ、何をすんだなどと叫び、その中の一人の男が、どこへ連れて行くんだ、何を根拠に連れていくんだなどと大声でとなりながら一人の警察官の右腕のそで口を両手で強く引つ張るとか、さらに逮捕した被疑者を警察官から引き離そうとするように割り込んで、右のひじでこの警察官の左胸をひじ打ちで数回突くなどの暴行を加えたということで、これは公務執行妨害の現行犯と認めて現場で逮捕したものでございます。

次に八王子關係でございますが、これは同じ六月二日午後四時三十分ごろ、事件捜査に従事していた警視庁八王子警察署の警察官が、八王子市の長沼町の二百六番地先路上に車両で差しかかったところ、その前の約十メートル先の小田急建設共同事業体事務所の管理する工事現場の鉄の堀にポスター様のものを手でなでつけている男二人を発見いたしました。近づいて見ますと、男のうちの

一人がポスターについている両面接着テープの裏紙を取り、両手でなでるようにして、演説会の告知用のポスター、これは都議選の予定候補の方の顔写真入りでございます、それ一枚を張ったのを現認したわけでございます。そこで警察官は、車両からおりて、二人の男に對しまして、許可の有無について質問したところ、そのうちの一人は、この人に許可を受けた、もう一人の人も、許可を受けているから張っているんだと言いがら、約十メートル離れたその鉄扉にさらに二枚のポスターをその二人のうちの一人が張ったのを認められたわけでございます。そこで警察官は、この兩名を帶同しまして、ポスターを張りつけられた鉄の扉の管理者側に許諾の有無について問い合わせましたところ、許可をしていないという旨の確認ができた。そこで、その兩名に對しまして住所、氏名を質問しましたが、二人ともその点について黙秘した。さらに、川崎街道の方向に逃走しかけたということで現行犯逮捕したということでございます。

○神谷信之助君 まず最初に、赤羽の方の事件についてお伺いいたしますが、これは軽犯罪、最初の逮捕ですね。軽犯罪法違反ということですから、それは何に該当するわけですか。

○政府委員(中山好雄君) 軽犯罪法一条三十三号に該当しております。

○神谷信之助君 その三十三号、幾つかありますね。どれに該当するんですか。

○政府委員(中山好雄君) みだりに他人の家屋その他の工作物に張り札をしたということでございます。

○神谷信之助君 そうすると、のほりでしょう、いわゆる俗称桃太郎旗というのですか、それがなぜ張り札になるんですか。

○政府委員(中山好雄君) 軽犯罪法一条三十三号の他人の家屋その他の工作物に張り札をする行為を処罰するという趣旨は、これらの工作物等に関する財産権、管理権、それから美観を保護しようとするものであるわけでございます。こういった

た権利の保護の観点からは、張り札の材質、形状は問わないというのが判例にもございます。したがって、のほりの形をしていても、それ自体では犯罪の成立を妨げないと解せられるところでございます。

張り札をするという行為、これは札をひもや針金などで工作物に結びつけて固定するものも含まれるというのが判決例でございますので、今申しましたのほりをビニールひもで工作物等に結びつけて固定する行為、これはやはり軽犯罪法一条三十三号の張り札をしたことになる、こういうふう

に解されると思っております。

○神谷信之助君 それはちよつと無理があるのじゃないんですか。例えば五十六年八月五日の東京高裁判決、御承知だと思うのですが、立て看板事件の控訴審判決では、あゝときは立て看板ののほりじゃないです。その立て看板を他の工作物に付着させても、立て看板本来の機能である脚部の存在を失わしめるような付着でなければ張り札と同視できないとして無罪の判決をし、検察庁は上告断念をしたために確定をした判例がありますね。したがって、これは立て看板ですよ。あの判例の中にもありますように、立て看板を立てるといことが主であつて、固定をさせる行為は従であるという判断をして無罪の判決になつてゐるのですけれども、これは確定判決としてあるわけです。今度はのほりですから、のほりが何で張り札に該当するの。のほりはハタハタはためくのだから、その旗を全部壁なら壁に固定をさせるとい

うことになれば張り札にそれは該当する、これはわかります。それですから、何で張り札になるのかというように思うのだけれども、少し拡大解釈をし過ぎるのじゃないかというふうに思うのです。いかがですか。

○政府委員(中山好雄君) 今も申しましたように、軽犯罪法一条三十三号の趣旨というのは、やはりこれらの工作物に関する財産権、管理権、美観を保護しようとするというもので、その材料が紙であつても木であつても金属であつても材質や

形状は問わないものというふうに解されるわけでございます。その紙、全部張らなければいけないかという、そうではないというふうに私もは考へてゐるわけでございます。

それからもう一つ、先ほど東京高裁の判決例を御引用になりましたが、問題は、工作物あるいは対象物に付着させる、その付着のさせ方だと思ひます。付着の態様や程度が張り札と言へるような、そういうことになつてゐるかどうかという点が問題になると思ひます。この場合はビニールひもでアーケードの支柱に二カ所にわたつて二重にくくりつけたということ、これは三十三号で言う程度の付着行為があつた、こういうふうには見えてゐるわけでございます。

○神谷信之助君 この問題で、「注解 特別刑法 軽犯罪法編」で三十三号の解釈について木谷明裁判官の解説がありますが、これによると、検察庁におられた伊藤榮樹さん、あの人を引用して、「みだりに」は、占有者・管理者の承諾がないことと、必ずしも同意ではなく、その承諾がなくとも、社会通念上是認されるような理由があれば、ありうるわけである。どのような事情があれば、社会通念上是認されるような理由ありとされるのかは、結局は、当該行為に出るに至つた経過、目的、行為の態様(特に、はり札の場合は、その貼付方法、復元の難易等)、行為の場所、管理権侵害の程度などを総合考察して決するほかはない。、こういう解説で、幾つかの判例を引用して解説をしていま

すね。

だから、このアーケードの支柱にビニールのひもで二カ所くくりつけて固定させた。そして、行為は何かというたら、署名行動をやるための宣伝行動でしょう。反核署名、そのことを通行人なり、みんなに知つてもらつて協力をお願いする。それが終われば取り外されるもの、そこに置きっぱなしにするものではない。だから、こういった復元も極めてたやすいものだし、経過、目的においても社会通念上是認される内容の範囲内に私はな

るといふように思うのですが、そういう核兵器反対の署名運動や大衆的な行動を、その目的を達成をするために、より理解を求め、協力を求めるための一切の行動までが、それは張り札に該当するといつて逮捕するというのは、私はどう考えたつて認めるわけにいかぬのです。ちよつと余りにも拡大解釈じゃありませんか。立て看板を立てて、そしてそれを固定をさせるというのと、のほりを持つていつて立て看板の場合は二、三日なり一週間置く場合もあるでしょう。のほりの場合は大体、終わつたらすぐ持つて帰る。そんなところへ置いておいたらだれにとられるかわからない、これは有償の物件ですから。立て看板とのほりと同一視すること自身も、私は無理があるような気がしますが、いかがですか。

○政府委員(中山好雄君) 私どもで検査したものはアーケードの商店の一人の方の管理する一本のアーケードの支柱に三本ののほりをくくりつけた、こういうものでございます。その中身は、一つは「飯田幸平さん」とも核兵器廃絶を、これは共産党の都議会議員のお名前だそうでございます。それと「核兵器全面禁止を今こそ実現しよう」、それからもう一つが「核兵器廃絶を青年の手で」、この三つをくくりつけたということでございます。このほかに十数本ちよつと並べてくくりつけてゐるわけでございます。これは見方によつては美観を害しないということも言えるかもしれませんが、商店街のそれぞれの支柱等の管理者の立場からすれば、これは困るという方もあり得るわけでございます。そして、現に今回の事件について管理者の御意向を聞いたら、許可をしていない、それを立ててもらつては困る、こういう御意向だということでございます。何といつても管理者の許諾といふことが、了解ということが大事であると思ひますが、それを得ずによつてゐるというのはいはり問題ではないか、こう思うわけでございます。

○神谷信之助君 これは、今までのもののほりをひもでくくりつけてやつたもので軽犯罪法一条三十

二

三号違反ということで逮捕したりした例はあるんですか。

○政府委員(中山好雄君) 定かには承知しておりませんが、私の承知する限りでは初めてでございます。ただ、警告等で、そののほりをやるのを警告を受け撤去したような事例が私どもの知らない範囲で、あるかもしれません。

○神谷信之助君 警告をした事例も恐らくないでしょう。京都で四条河原町の四つ角で土曜、日曜になつたらほとんどやっていますよ、それぞれのいろいろな団体が署名運動をやったりビラをまいたりするために、警官が横におつたつて一言も文句を言いませんよ。私もそこでメガホン持つて通行中の人に訴えています。東京都内でも恐らくそういうことは自由にやられているんです。だから警察庁は、そういうのほりをアーケードの鉄柱に無断でくりつけた場合、これはこれからは軽犯罪法的一条三十三号違反として、言うことを聞かなければ逮捕すると、そういうように方針を変えたんですか。方針を変えたとは思えぬじゃないですか。

○政府委員(中山好雄君) 軽犯罪法といいますが、それはそれ自体罪となる行為は国民の日常生活における余り程度の大きくない迷惑行為など、比較的軽微なものであるわけでありまして。しかし、これらの行為を放置するということは社会における秩序無視の傾向を強め、あるいは重大な犯罪や事故に発展することも考えられるということで、その態様に依りて警察は警告したり指導したり、あるいは検挙したりと、こういうことをやっているわけでございます。京都の事例というのは私存じませんが、やはりそういうのほりでも一条三十三号に該当するものと私ども考えております。態様によつてそれらのいずれかの措置をとつていくわけでございますが、大体警察官の警告ないし指導に従つて直していただけるのが大半と存じます。場合によつては検挙という事態も、今後ともあり得るかもしれないと思っております。

○神谷信之助君 今の答弁は重要で、私自身で

さえも何備もやっていますけれども、一回も警告も指導もされたことがない。東京都内においてもそういう事案は起こっていない。だからそれは、違法の行為ではない、軽犯罪法的一条三十三号には当たらない、いつもやっていることだ。だから安心をしてやろうとするんです。これは当たり前前です。これはそれに該当するということをややんと法律的にも確定するならば、これはまたそれでわかります。そういうことはしたらいかなとわかつているのだからせぬ。してもいいということに従来きていることを警察庁の方で勝手に解釈を変えて、該当するのだと、これからはやるでしょう。ますますそれこそ大衆の運動というものを抑えていくということになつて、わざわざこの軽犯罪法制定のときに第四条を加えたこの趣旨に反するわけでしょう。だから、旧法の警察犯処罰令でしたか、あれが人民の、国民のいろいろな運動を弾圧する武器になつておつたという反省の上で立つて、したがつて軽犯罪法の問題でも第四条を特別に入れたわけでしょう。だからこの辺は、今の問題は私は重要だと思つてます。

警官にこれは軽犯罪法違反であると言われても当該の人間はどう言っています、その現場で。なぜ軽犯罪法違反になるんですか、今までちゃんと普通にやっているじゃありませんか、なぜですか。そうしたら、そのときに大西という刑事さん——ここにそのときのテープがあります。大路上でわあつとやっていると、そこから全部細かくはいきませんけれども、非常に聞き取りにくい部分もありますから、聞き取りできたところによると、大西刑事と申すから名乗つておられますからわかります。何でそうなるんだ、軽犯罪法の何条何号ですかと聞いていますよ。

ただそれには、それはこんなところでできぬ、説明してやるから署へ来いと、こう言っているんですよ。そういう押し問答がやられているのでしよう。だから、この段階では軽犯罪法違反ですと申す、それじゃ軽犯罪法の具体的に何条に何で張り札行為に当たるのですかと申している

やりとりしてしています。もしたら、ここでは何だから、説明してわからないなら連れていくんだと、こう言つて署に同行を求めているんです。逮捕しない、任意同行を求めている形態ですが、任意同行ですとは直接言つてない、逮捕とも言つていません。説明してわからないから連れていくんだよというのが最後のところの語です。それまで何遍も、説明してやるから署まで来いと申すことを何回も繰り返して言っています。現場での説明はない。軽犯罪法違反だと言つただけですよ、このテープにあるのは。

だから、あなた方はそこでのほりを持って逃げようとしたから逮捕したのだと、こうおっしゃるけれども、逃げるどころの騒ぎじゃない。警官の方かそう言いがら、さあ署へ行きましようと言つて二人の警官が両腕を抱えて、そして車の中へ引つ張り込もうとする。本人は行く必要はないと任意同行を拒否しているのです。だから、ここで説明するならせいやと言つておる。だから、逮捕じゃなしに任意同行で強制連行されようとするそのA君に対して、正当防衛をするために周りの者が、連れていくな、納得してないんだからと、こう言っている内容でしょう。そのもつれ合いの中であなた方は公務執行妨害罪ということを出した。それで今度は無理やりB君を捕まえて車にねじ込むその行動の中で、そのB君に対しては全治五日間、五日間の診断書がありますから、そういううけがを与えています。これがこのテープでははつきりしているのです。

だから、この問題は私は二つ問題があつて、一つはこのほりを立てて短時間署名行動なら署名行動するための行為としてそれを立てる、くりくりつける、それを今までは警告も指導もない。突如として警察庁の方針を変えて、反核平和署名運動を弾圧する意図を持って、明確に言うたら、やらせない、従わなければ逮捕すると、こういう方針をとつたと言わざるを得ないでしょう。もう一つは、現行犯逮捕で告知義務が確かに法文上はありませんね。明文の規定はない。しか

し、そこで実際に警察官が言っていることは、軽犯罪法違反の説明をしてやるから署に来なさい、そのために連れていくんですよとして、周りの人にも説明をしている。任意同行で強制あるいは逮捕という意思表示、職権の発動、その行為を明確に国民の前には明らかにしてない。したがつて、A君が行きたくないというその正当防衛権を確立をするという保障するためにB君がA君の腕を引っ張つてとめようとする。警官はそれを妨害しようとするでしょう。そうしたらそれを公務執行妨害と、まさにこれは不当だと思つてます。

それは現行犯で逮捕すると仮にしても、今まであなた方はそういうのは犯罪行為とは認めてなかつたのだから、警察官の面前で堂々と今までやっているのだから、全国至るところでこれは一件もないですよ。これは正当な行為だということに国民がやっていると、警察が決めたらそれは絶対に正しいんだ、それに従わなければ逮捕するんだと、まさにもう甚だしい増上慢といつても、権力にあぐらをかいたそういう行為だと私は思つてます。許せぬです。そのことが、そういう行為が社会的に議論があつたにしても、異論があるにしても、意見、見解が分かれるにしても、軽犯罪法違反の疑いがある行為だということでは一定の事例なり一定の解釈なりそういうものが聞わされておる、そういう疑いがある行為だということがわかつていればまた別です。違つたんだ。

しかも、五十六年八月の東京高裁確定判決でも、立て看板でさえも脚板がちゃんとあつて立てかける状況が残っている限りはこの張り札には当たらないとするんでしよう。私は、これはまさに警察権の乱用以外の何物でもないというように思つておりますが、警察側の見解を聞きたいと思つております。先ほどから申し上げておられますとおり、のほりもやはり張り札となり得るものである。それから、先ほどの東京高裁の判決で言っているのは、その立て看板の工作物に対する付着の態様が余り強くなかつた、こういうことで張り札と

するに当たらないという判断をされているようでございますが、今回の場合は、先ほど申しましたように、アーケードの支柱に上下二カ所にビニールのひもでくりつけるといふ付着の仕方をしてゐる。そういったことから、やはり軽犯罪法一条三十三号に該当するものと、こういうふうな考えでいるわけでございます。

それからもう一点の、署へ任意同行するつもりだったではないか、それを嫌だということでは正当な権利の行使をなされた、こういうことでございまして、私どもの聞いているところでは、その場で先ほど申しましたアーケードの支柱の管理者の許可を受けているのかどうか質問したところ、男は許可を受けていないと答えた。そこで警察官がさらに住所と名前を質問したのに対し、男は名前なんか言う必要はないだろうということでありましたもので、その場で逮捕いたしました。その際、私どもで報告を受けているところでは、軽犯罪法違反の現行犯人として逮捕する旨を告げているわけでございます。

○神谷信之助君 なるほど、報告によれば現行犯逮捕を行うということを告げているという報告を受けているんですね。だから、現場の警察官がいかに自分の越権行為を隠すために虚偽の報告をしているかということを確認するのがこのテープです。それをうのみにして、正常な国民に対して二泊三日ですか、二晩、三日間にわたる留置まで行う、まさに乱用以外の何物でもないということをご指摘をしておきたいと思つてます。

これだけでやるわけにいきません。八王子の方もそうなんです。八王子の方、今の報告を聞くとき、張つているところを、その現場の近くに来て橋上から見ると、粘着テープで張りつけているのを見た、そして二人を帯同して、そして許可を得たかどうかと許可の有無をやつたら、許可を受けていないということを確認した、こう言っているんですね。

その二人の労働者は、そのとき警官にどう言いましたか、どういう主張をいたしましたか。

○政府委員(中山好雄君) 一名はこの人に許可を受けたと言ひ、もう一名は許可を受けているから張つていんだと、こう申しました。

○神谷信之助君 そうでしようか。一人は許可を受けたと。一人は直接行ってポスターを見せて、それでこれを張りたいたいのだけれどもよろしいですかと、そうしたら先方の方は、張つていいから、しかし終わつたらはがしてくれよと云うて許可を得た。許可を与えた人は二階へ上がった。だから安心をして張つていんだ。それで、それに対してあなたの方の警官の方は、その許可の有無をもう一遍確認に上がった。飯場みたいな二階ですから数人いるわけですよ。初めの一つ、二つの部屋で許可を受けたかどうか確認をして、許可を与えた人がたまたまそこにはいなかった。そして、おまえはもう無許可で張つたと一方的に断定をして逮捕した。二人は、まだおるじゃないか、私はちゃんと許可を受けた、そういう主張をしたのを無理やり、そこで確認をせずに、形だけ無許可の確認をしてそして逮捕したんです。いかがですか。

○政府委員(中山好雄君) ただいま、兩名の男から許可を受けたということ聞いた、それを本当かどうか確かめその二名を帯同して警察官は鉄塀の管理者側に問い合わせに行つたわけでございます。許可を受けている受けていないということ、この軽犯罪法一条三十三号の成立に關しまして非常に重要な点でございますから、当然その資格のある人から聞いたものと存じます。

○神谷信之助君 そういふあいまいなことをしてもらつては困る。あなたおっしゃる通りに、最大、重要な要件である「みだりに」に該当するわけですから、許可の有無というものは、あなたが言うようにその確認をしっかりとやらなきゃいかぬ。ところが、実際はそれはしてない。

大体、最近都議選を前にしまして、ポスター張りについて確認を得ているかどうかということ、無許可でポスター張つたということ逮捕されるという事件が最近ふえていゝ。だから、必ず

許可を取るようにということと最近では全部皆やつていゝわけだ。この場合も、何軒か行つて断られたらちも何軒かありましたけれども、六軒のうちにはちゃんと許可をとつて張つて、七カ所目の応諾を得て張つていゝところを逮捕されたんですよ。この一連の経過からいゝても、無許可で張るはずはない。許可されなかつた、断られたところは張つてない。

しかも、もう時間ありませんから最後に申し上げますが、重要なことは、その五軒、六軒張つた後、必ず警官が、許可を与えられたかどうかということを確認しているじゃないですか。六軒のうち五軒は警察官が直接行つて確認をしています。それは張つた後二、三分してから、あるいは五分後、十分後に、一軒だけ翌日、こういうことになつていゝ。一軒だけ言葉が濁しながら、警察が来たとはおっしゃらない家が一軒ありました。確認は、張つてよろしいという許可を与えられたかということを確認しました。

そうすると、これはどういふことを示しますか。ある目的を持って車に乗つて二人はポスター張りに行動する、それを警官が尾行しているわけですよ。張り終わつて行つたらすぐ行つて確認をし、そしてまた次に行く。初めのところは二、三分後に行つていゝ。二軒目、三軒目になるとちよつとおくれてくるから五分後になつたり十分後になつたりする。街道筋やつていゝところから、ずつと。そして、七軒目張ろうとするところに来たのは、もう今度は片一方大体張る作業の終わるところへ来ていゝ。ずつと尾行しているんだ。共産党の政治活動を妨害するために、そういう目的と意思を持ってこの行動を監視し続けてきたことは歴然としていゝ。これが警察法の「不偏不党」といふこの規定に反することは明確じゃないですか。事実がこのことを証明しているのだ。そういうことをぬけぬけとやつていゝことは許せないとすよ。

あなたの方のところへ来る報告にはそんなこと書いてない。ぐあいの悪いことは報告しない、ある

いは知つていて知らぬ顔してゐるのかもわからぬ。やらしてゐてここでその弁明をする。防衛してその行動をさらに支える。こういうことになつて。この点ひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(中山好雄君) 許可の有無についての確認につきましては、二人の男を帯同して管理者側に許可の有無を問い合わせたと申しました。それはとりあえずはその事務所内にいた係長に確認をいたしました。それからその後、これは小田急建設等の共同企業体の事務所でございまして。その事務所長からも許可をしていない旨を確認しているところでございます。

それから、尾行してゐる云々のお話でございますが、この事件は、ほかの事件の捜査中の警察官が先ほど御説明したような違法なビラ張り行為を現認して職務質問を行った、それにもかかわらず住所、氏名等を明らかにしないということ、検挙措置をとつたといふものでございまして、決してねらい撃ちとか不当な逮捕とか、そういうものではないわけでございます。

○神谷信之助君 公安委員長、それから長官も見ておいてください。(写真を示す)これが現場です。ほかの候補のポスターが全部張つてあります。ここで許可を得て張つていたところを逮捕されました。事件後、この塀はどうなつたか。きれいはがされていゝ。我々のポスターを張る以前に張つてあつたポスターはちゃんと許可を得ていたのかどうかということを確認はできているのか。確認ができない、無許可で勝手に張つたやうだ。だから全部はがした、こういうことがこの現場の事務所の手でやられていゝ。まさに意図的なそういうものと言わざるを得ぬです。張つてあるところを一々許可を取つたかどうか、けつについて歩いて確認をし、これは一連の行動です。

その日の一日の六軒、七軒目のところから。こういうことを私は、それは警察庁の上までそんな報告が入つてくるのかどうか知りませんが、虚偽の報告が山のように来ているのじゃない

かと思ひますけれども、こういうことは私はあつてはならぬものだと思いますよ。この点について長官の意見を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(中山好雄君) たいまお示しいただいた写真で、現場の鉄扉にほかの候補者の写真も張つてあつたじゃないか、こういうお話をございませう。これにつきましては、今回の違反事件を明らかにするために現場の実況見分を行いました際に、扉に本件以外のポスターが張られていたのを発見いたしました。そこで、これについても管理者から事情聴取をいたしましたところ、やはり許可なく張つておられるということがわかりました。したがひまして、これらにつきましても実況見分を行つたところ、必要な事後捜査を行つておられるところでございます。

なお、それらのポスターにつきましては、その管理者が管理権に基づいて撤去していただいております。

○神谷信之助君 いかにも何ぼおっしゃつても言ひ抜けられないですよ。だから、こういう不当なことを、ほかの候補者のポスターははつたらかし、聞きもしない、事件後聞いておられるんです。やばい、だからもう取つちまへということが明らかだと思ひます。証拠隠滅のおそれもある。だから、こういうきまは二件この問題言ひました。が、のほりの問題についても今日まで従来ずっと一貫して違法な行為ではないという、そういうことが蓄積されている。途端に警察の方針を変更して逮捕するということなどは、まさに警察の方針を決めれば国民は文句なしに聞かないかぬという、そういう態度ではこれは許せません。

したがつて、こういうことは、この間、港区の事件もありましたけれども、そういう問題も含めまして最後に、時間ありませんが、国家公安委員長、この点は、警察法の「不偏不党」、「中正」というこの原則はやっぱり堅持して、こういう不当な行為を許さないように国家公安委員会としてもちろんと目を光らしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(鈴木貞敏君) 先ほど来の御質疑、反核あるいは政治活動、そういうもの、さらにまた公職の候補者を一般住民に知らせようといううな行為、もろもろのそういう運動なり行為につきましても法に従つた範囲内、これはもとより自由でございます。この軽犯罪法の運用につきましても、警察としまして十分な配慮をもつて過去のいろいろの事例も積み重ねてやつてきているわけでございます。いわゆる桃太郎旗といううなものほりというものが先生のおっしゃるよう張り札に入らぬということも思ひません。やはりこれはそれぞれの掲示の仕方において張り札とみなされるものであろう、こう思ひますし、そういう意味では、張り札を問難して処置したこの件につきましても、決して過去警察としてそういうものは野放しにしておつたということとは私としても認識いたしません。

いずれにしましても、警察としましては違法行為の取り締まりに当たつては不偏不党、厳正中正にあらゆる面について十分気を配つてやつていきたい、こういう気持ちでございます。

○神谷信之助君 今の答弁は全面的に納得できませんが、時間ですから、もうこれでやめませう。

○三治重信君 まず、シートベルト着用義務化についてお尋ねをいたしますが、諸外国で大方着用の強制を法制化をしている。それから、さらには罰則も盛つておられるところも大分あるように出ておるわけなんです。これは我々が外国へ行つて自動車に乗つたときの運転手なんか本当にこのシートベルトをつけているのを見たことがほとんどないわけだと思ひますけれども、日本においても外交官関係の車はこういうふうなものももちろん適用から外されるということだろうと思ひますけれども、一般の運転ドライバーが確実にシートベルトをつけているかどうかということまで精密には見てこなかったわけなんです。こういうことに就つて今度は法改正をしたことだろうと思ひます。

それはそれとしていいのだが、この「道路交通

法施行令の一部を改正する政令案の骨子」というものの二枚目に、「8行政処分点数及び反則金の類(別表一及び別表三関係)」ということになつておつて、この項目は今度の別表一及び別表三できちんとこれは発表されるものなんです。殊に一番重要なものは、真ん中の「座席ベルト装着義務一点」というところで、「当面、高速道路運転者の非装着のみ」と、こういうふう書いてある。これはきちんと別表一及び別表三で表示されるということなんです。

○政府委員(太田壽郎君) この行政処分の点数の付与の部分は政令に委任されている事項でございますので、今御指摘のように、政令の別表一あるいは三の改正をするということになる部分でございます。

○三治重信君 しかし、法律の方では全然そういう留保条件や政令に委任するということは全然出ないで、それで政令でやるというのはどういふことか。

○政府委員(太田壽郎君) 道路交通法の百三条の規定がございまして、百三条の二項でございまして、そこで今のような政令に対する委任事項が規定されているということになるわけでございます。

○三治重信君 そういうことで括弧書きでこの点数を減らされるのは、そうすると高速道路の場合だけと、こういうことでもいいのだが、しかしこれをいざよひまた一般道路までやろうと、こういうことなんです。自動車にはシートベルトはつけているわけなんです、その装着ということになつてくると、自分の命のことなんだけれども、なかなか現実には慣習的につける、つけぬということになつてくると、これは指導体制、PRというものがなかなか大変だろうと思ひます。そういうシートベルトの装着義務化ということについてドライバーに觀念的にはわかつていても、現実には必ず自動車に乗ればシートベルトをつけるという習慣化するという方法について警察の方でどういふふうな指導案があるか。

○政府委員(太田壽郎君) 今御指摘のように、座席ベルトの装着率を高める一番いい方法というのは、座席ベルトの効用というものについて各ドライバーが、あるいは同乗する方も含めてですが、正しく理解をしていただく、それによつて自分の命も守れるし、交通事故が起きた場合の關係当事者の利益というものにも非常にプラスになるというふうなことで、そういう正しい理解の上に立つて初めて着用率が上がつてくるというふうな考えをわけでございます。

そこで、この法案が成立するということになりました場合には、単に警察だけでございませんで、關係各省が座席ベルトについてのいわば国民的なPR作戦といひますか、そういうものを行つた方がいい、そういう仕組みというふうなものもつくりまして、關係団体を初めとして地域の幅広い協力というものを求めながらこの着用率の定着を図つていくということで、具体的にいろいろと今取りたいですか、まだこれは法案の審議していただいている最中ですので、全くの内々の話でございませうけれども、いろいろ考へているところでございます。

○三治重信君 それで、総務庁としてはシートベルト着用推進会議というふうな構想もあるというふうな聞いておられるわけなんです、それを発足させ計画なりその会議に参加する省庁の範圍というものについて、ある程度の計画があるなら知らしてもらいたいと思ひますが、その場合に、今警察庁が答弁なさつたように、やはりシートベルトをつけるかどうかという効用があるという、単につけることになつたからという義務化の装着よりは、やはりシートベルトをつけることによつてドライバーはどういう利点があります、プラスがあるかということについてPRするという着眼点というのは、僕は非常にいいことだと思ひますが、そういう問題について、総務庁の方で総合的なシートベルト着用推進会議のような構想があるのかどうか。

○説明員(石出宗秀君) シートベルトの着用の推

進についてでございますが、これにつきましては、従来から交通対策本部の決定いたしました実施要綱に基づきまして、毎年八月の一月間を運動期間としますシートベルト着用推進運動を全国的に実施いたしますとか、また、春秋の全国交通安全運動におきましてはその重点目標にする等、その普及に努めてきたところでございますけれども、今後さらにこのシートベルト着用のための、今先生御指摘の着用効果でありますとか着用を正しい方法でありますとか、そういう点に重点を置きまして、広報、啓発活動の強化をしていきたい、また強化を図る必要があると考えているところでございます。

御指摘のシートベルト着用推進会議でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました広報、啓発活動の強化のため現在検討いたしております方策の一つでございます、その内容等につきましては、交通安全に関係します中央省庁や、また民間の交通安全関係団体により構成いたしました、その構成員がシートベルト着用の徹底のために行う活動につきまして連携を密にすることによりまして、その効果的な実施に資することができるとはなからうかというように、この検討を現在進めているものでございます。したがって、まだ検討途中でございますために、お尋ねの点につきまして詳細な内容は差し控えさせていただきます。と思うわけでございまして、どうか御理解を賜りたいと存じます。

いずれにしても、従来から行っておりますシートベルト着用推進運動につきましては、中央省庁でありますとか特殊法人、地方公共団体、さらには民間団体の方々に主権または協賛という形で協力をいただき、活動をやっていただいているわけでございまして、今後はこのような団体の活動をさらに活性化いたしまして、官民一体の運動の盛り上がりを図りまして、シートベルトの着用を徹底、当然その際には御指摘の着用効果でありますとか正しい着用方法の周知につきましては啓蒙をしてまいりたい、このように考えている次第でございます。

第でございまして、

○三治重信君 それから、これは東京の本部ばかりじゃなくて、都道府県も同じようなことでやるような体制をひとつとってもらいたいと思えます。都道府県単位、地方の単位もですね。それから、これは文部省だが、私は労働省に就いて産業安全のマスターとやらしていただく、その予防対策というのが非常に必要なこと、その予防対策というのはPRとともに、それに取組む基本的な予防教育というものが必要だと思ふんです。

学校において交通安全教育というものをどの程度学科に入れていいのか。また、将来どういうふうな法規の改正によって、社会科だろうと思ふんですが、社会科の教育の中で交通安全の教科を変えていくつもりなのかという問題と、それから自動車学校などというものは警察だが、自動車学校の教科の中にもこういう交通安全の問題を教科の中に、免許を取らした場合には事前に相当入れているだろうと思ふんですが、そういう学校による子供のときからの教育と、それから現実には免許を取る段階になっての教育というものがやはり両方相まってやっていくことによつて非常に浸透すると思ふんですが、この文部省のいろいろの義務教育、また各学校の段階においての社会道徳教育というものに、国民が守らなくちゃならぬという具体的な事例、単にシートベルトばかりじゃなくて、自動車から物を投げちゃいかぬとか、また、そういう総合的なつまりドライバーのマナーというふうな問題、またこれは自動車と一般の道路を歩く者について相当なやはり重点を置いてやっていかぬという交通安全は進歩しないと思ふんですが、まずそういうことについての心がけをどういうふうにお考えになつておられるのかお伺いしたい。

○説明員(下宮進君) 学校における交通安全教育につきましては、児童、生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じまして、日常生活における交通安全に必要な事柄を理解し、身近な交通環境におけるさまざまな危険に気づいて、的確な判断のも

とに安全に行動できる態度や能力を養うことをねらいとしてやっているわけでございまして、具体的には特別活動の学級指導、ホームルームあるいは学校行事を中心に行つてございまして、学校の教育活動全体を通じて行うこととしておられるわけでございまして。教科の中での取り扱いにつきましては、社会とかあるいは理科等において部分的に出てきますが、主として特別活動で特設時間を設けて指導をすることにしていただいております。

学校段階で申しますと、小中学校におきましては道路の歩行と横断、自転車の安全な乗り方、さらには乗り物の安全な利用などについて重点的に指導をしております。また、高等学校におきましては、小中学校における指導を一層発展させまして、安全に対する意識の高揚と実践力の向上を図り、よき社会人として必要な交通マナーを身につけることについていただいております。

シートベルトの問題につきましては、乗り物の安全な利用ということで、子供の段階でございまして自分で自動車を運転するといったことは通常ないわけでございまして、乗り物の安全な利用という形で、学校の中において十分今後とも指導の徹底を図つてまいりたいと存する次第でございまして。

全なんかも、これは労働者ばかりでなく、施行する業界全体が一掃になつてやる気にならぬとできない。だから、警察が取り締まることだけで先先行しちゃうと、それは現実には効果があらわれない。学校教育から、自動車学校の教育から、それをやった方が自分にはプラスだということをどうして頭へたたく必要かということが、それがいわゆる安全予防対策だと思ふわけなんです。これを担当者どうして覚えさせますか、これがいわゆる労働者なんかは全国安全会議というのを毎年一万人以上集めてやったり、そこに一つの思想統一というもので随分死亡事故災害というものを減らして、また各業種団体にも産業災害の防止の団体をつくらせてやっています。

交通安全も、これは警察だけでやるということではなくて、取り締まりは警察さんだけれども、その前提としての交通安全というものは単にシートベルトばかりじゃなくて、結局、死亡事故災害をどうして減らすか、こういう国民的課題にどう取り組むかということだろうと思ふんですが、そこは総務庁、しつかりひとつそういう指揮棒をとってもらい、役所ばかりじゃなくて、民間も入れたひとつ指揮棒をとってもらつて、そして目標はやはり交通事故によつての死亡災害を初め、人身傷害をどうして少なくするか、こういうことに取り組みと、こういうことだろうと思ふんですが、これはそういう取り締まる、取り締まられるということではなくて、ひとつそういう目的に向かつて力を合せてやっていくようにしてもらいたいと思ひます。

大蔵省にひとつ。自動車保険で、これは全部やっているので、高速道路でシートベルトを着用して死亡した場合に百万円の割増し制度があると、こういうことなんだが、これは今のところ高速道路だけで、シートベルトを着用して死亡した場合には保険会社が百万円死亡者に余分にやる。今度はシートベルトを、こういうように義務づけるということになると、一般道路は先ほど言つたみたいにま

だ点数は差つ引かないと、こういうことなんだが、着用義務というものを法律上きちんとして、着用しなくちゃならぬというのは、一般道路でもみんなこの法律が成立すると義務化するわけでしょう。それがすぐ点数を減らしたり、罰金をつけるといふことはやらないが、そういうぐあいになつたときに、高速道路ばかりじゃなくて、シートベルトをつけておいても死亡した場合には保険の割増しをつける、これもやるのもひとつ利害関係があつて、シートベルトをつけなさいという非常にセールのポイントにならうと思ふんですが、そういうことについてどういふふうにお考えになつておられますか。

○説明員(鐘味徳房君) たいま先生からお話がおこりましたように、現在任意の自動車保険におきましては、高速道路等で座席ベルト装着者が事故により死亡した場合には搭乗者に対する死亡保険金のほかに特別保険金が支払われる制度になつております。

高速道路等に限定いたしましたのは、現在高速道路等において自動車を運転する場合には座席ベルトの装着が義務づけられておる。したがいましめて、事故当時の座席ベルトを装着していただかうかの事実の確認が比較的容易であるという事情があるからでございます。これを一般道路まで拡大せよというお話でございますけれども、この問題は道交法改正の具体的実施方法や事故当時の座席ベルト装着の確認方法等につきまして、警察当局の考え方も伺いつつ道交法改正の実施時期までに損保業界において検討をさせるように指導してまいりたいと思つております。

○三治重信君 そういふような教育も教育だけでも、シートベルトを着用するところという利点があるといふものもぜひひとつ加えて、一般的にやつていくということがいいのじゃないかと思ふんです。

それから、先ほどちょっと言ったのだけれども、交通安全基本計画というものがまた別につくられていふようなだけども、現在、第三次五

カ年計画として五十六年度―六十年年度でやつて、この目標は六十年末に死者八千人以下、こういうふうな目標を立ててやつておる。ところが、その実績と第三次五カ年計画との比較達成率はどういふものか。それから、さらに第四次五カ年計画といふものをつくる計画があるのか。または、その目標をどのように考へておるのか。

○説明員(戸田正之君) お答え申し上げます。

第三次の交通安全基本計画の目標でございますが、先生おっしゃいましたとおり、交通事故の死者数を昭和六十年までに八千人以下に抑えたい、こういうことでございますが、昨年昭和五十九年の交通事故の死者数を見ますと、九千二百六十二人ということで、一昨年に比べて二百五十八人減少はいたしましたけれども、三年連続して九千人を超えているという非常に厳しい状況でございます。したがいまして、第三次の交通安全基本計画の目標達成はなかなか厳しい状況にあるというところで、私も非常に厳密に受けとめておるところでございます。

本年度は、第三次の交通安全基本計画の最終年度でございます。先生御指摘のとおりでございます。私も先ほど来いろいろございまして、関係省庁の連携のもとに、先ほど来いろいろございまして、あるいは交通安全思想の普及徹底でありますとか、あるいは道路交通環境の整備、さらには道路交通秩序の維持等、各般の施策をきめ細かく効果的に推進いたしまして、一件でも交通事故が減少するよう一層努力してまいりたいと思つております。

続きまして、もう一件のお尋ねでございますが、第四次の交通安全基本計画の件でございますが、三次計画が今年度で最終ということでございます。引き続きまして第四次の基本計画策定に向けて現在関係省庁等と鋭意御相談中でございます。この策定につきましては、現在いろいろな施策を実施しておるわけでございますが、そういう各種施策の点検等の作業を進めましますと、学識経験者の御意見でございますかあるいは都道府県等の御意見を聞いておるところでございます。

て、今後さらに学識経験者でございますか、それからさらに民間団体等の御意見をも賜りまして、また関係省庁と協議しながら、目標の設定も含めまして計画を固めていきたいと、かように存じている次第でございます。

したがいまして、その内容等につきましては、現在まだ確定的なことを申し上げる段階ではございませんけれども、第四次の基本計画におきまして、人命尊重を基本理念にいたしまして、道路交通環境の整備あるいは交通取り締まり等交通秩序の維持、さらには交通安全教育の推進等がやはり施策の中心にならうかと考えているところでございます。

○三治重信君 そうやってこの交通安全基本計画をつくつて年次でやつていくわけなんです、おっしゃるとおりなかなか目標を達成するのは難しい。しかし、これは人命尊重からいくという

と、安全対策はどうしても相当官民挙げての努力をやる必要がある、こういうことにおいては一致した意見だろふと思ふんです。さらに、四次計画をつくつてやる、こういうことでは、四か計画を承知しますが、それには完全に実施できるような、しかも効果が上がる計画というものをしっかりとつくりたいと思つておる。それから、そういう災害を減らすソフトな計画というものがつくられるとともに、今度はハードな部分でいくという、やはり交通安全施設というものがハードの問題として出てくるわけなんです。これもまた政府は何次計画とかというのとはなかなか得意なんで、交通安全施設整備計画で、これも第三次五カ年計画というものが五十六年度―六十年年度で設定をされておるようでございますが、こういう交通安全基本計画と交通安全施設整備計画というのとはソフトの部分とハードの部分と表裏一体してつくつた、こういうふうな理解していいのじゃないかと思ふんですが、こちらの方のハードの部分の三次五カ年計画というものの達成率はどういふふうになつて、また実施状況はどういふふうになつておるんですか。

○政府委員(太田壽郎君) 第三次の交通安全施設整備事業五カ年計画の公安委員会の所管の分でございますが、これは昭和五十六年度を初年度といたしまして、事業費が千九百億円でスタートいたしました。昭和六十年当初予算までの実績は千三百一十億円でございまして、進捗率六九%ということになっております。

○説明員(横内正明君) 第三次交通安全施設整備事業五カ年計画の道路管理者分でございますが、昭和五十六年度―六十年年度の五カ年で九千億円の投資規模を見込んでおりますが、全体としての達成率は八九%にとどまる見込みでございます。

○三治重信君 これもいわゆるマイナスイニングや予算の節約というふうなことで達成率が落ちておるのじゃないかと思ふんですが、これは先ほど答弁があつた交通安全基本計画の第四次計画をつくる計画ありというふうな話だつたと思ふんですが、こちらの方の施設整備計画も第四次をつくつておるのか。それはまた予算節約だから、マイナスイニングだからやめた、こういうことになるのか、どうなのか。

○政府委員(太田壽郎君) 交通安全基本計画の方は現在総務庁の方を中心に作業が徐々に進められておる段階でございますが、それに対応いたしました形で安全施設の計画をどういふ形で対応したものとつくり上げるかというものは、これから作業を始めるといふ段階でございます。

○三治重信君 いずれにしても予算はこの財政再建の非常に難しい段階には来ていますが、そうすると、つくることもつくりぬともそれは決まつていない、こういうふうな理解していいんですか、建設省も。

○説明員(横内正明君) 建設省といたしましては、交通安全施設の整備がまだ不十分であるといふふうな考えをしております。また高齢化社会の到来や身体障害者の社会参加のための環境整備の必要性といった交通安全事業を取り巻く社会的ニーズが多様化しておりますので、今後とも

交通安全施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

新たな五カ年計画を策定するかどうかについては、今後政府内で検討してまいりたいと考えております。

○三治重信君 そうすると、こちらの方はまだやるかやらぬかわからぬ、そういうことなのでしょうね。しかし、このソフトの部分をやっていくのだらば、またこのハードの部分の方も平仄を合わせぬと、いわゆる交通安全の推進という問題が、今まで両方やってきたのが片方抜けてしまつて、ちよつとそこに非常に気が衰えるような格好にならぬようにひとつ考えてやってほしいと思つてます。

それで、具体的なそのハードの部分の裏打ちとして自動車重量税の問題をひとつ取り上げてみると、自動車重量税はいろいろないきさつで、一つは地方への特定財源として四分の一を自動車重量税と見なしてやる、それからこの四分の三を大体道路事業にやる、こういうような格好で自動車重量税の使い道について各省市と大蔵省と話し合ひがついていっているようですが、何と云うのですか、国の道路特定財源のうちで二割ほど一般財源としてやるということになつて、その中にこの警察の道路施設整備の財源が入つていっているというふうなことに聞いているわけなんです。つまり、自動車重量税の四分の一が地方の道路特定財源になつて、四分の三が国の道路特定財源、その国の四分の三の中で八割を道路事業に使つて、二割を一般財源にする。その一般財源の中に警察の施設整備の財源が入つていっているのは、これは間違いないのか。こういう理解でいいんですか。

○説明員(吉本修二君) ちよつと制度的な問題でございまして申し上げておきますが、おっしゃるのとおりその四分の三は国の財源になるわけでございますけれども、制度的には全額一般財源というところでございまして、沿革的にその八割程度を道路に充てるという運用を行つて、こういうことでございましておつておることをちよつと申し上げさせていただきます。

○三治重信君 それでは、その八割方は一般財源にしても国の道路財源というふうに使つていいのだけれど、そのあとの二割の、これまた準一般財源の中は警察の道路施設の財源というふうな理解をしていられるというふうな言つてはいいのだけれども、それはそれでいいのだけれども、それはどうなのか。そんなことは別にそこまでは約束してない、こういうふうな理解でいいのか。

上げさせていただきますと思つております。

○三治重信君 それでは、その八割方は一般財源にしても国の道路財源というふうに使つていいのだけれど、そのあとの二割の、これまた準一般財源の中は警察の道路施設の財源というふうな理解をしていられるというふうな言つてはいいのだけれども、それはそれでいいのだけれども、それはどうなのか。そんなことは別にそこまでは約束してない、こういうふうな理解でいいのか。

○説明員(吉本修二君) 制度的な一般財源でございまして、金目についてはございませぬ。全体として予算を総合的に編成して行く。そういう財源としては、そのほか所得税、法人税等の一般財源全体と、今公債も発行しておりますが、そういう毎年度厳しい財政状況の中で予算編成を行つて行く、こういう考え方でまいつておるわけでございます。

○三治重信君 そうすると、警察庁の道路施設整備の財源として別に自動車重量税の部分が充てられるとかんとかいふようなことはない、それは重量税の方は純然たる一般財源だから、それから警察庁の道路施設整備の財源も一般財源だ、重量税とは関係なく、警察庁の道路施設整備の財源は一般財源から出すと、こういうふうな理解でいいのかな。

○説明員(吉本修二君) 制度的に特定のものに充てるというふうな考え方で今立法されておるものに、自動車重量税ですと、例えば公害健康被害補償の関係の財源に充てるとか、そういう制度があるのがございまして、そのほかのものについては特に制度的なものもございませぬ。

○三治重信君 そういうふうだと、結局大蔵省とすれば、自動車重量税で国の財源としての四分の三のうちで道路等の方に使うという拘束を受けているのは八割だけである、公害健康被害補償関係の一部あるけれども、あとの二割は一般財源として考えていると、こういうことで、必ずしも警察の道路施設整備の財源というふうな考え方にはついては賛成できないと、こういうふうな解釈でいいのかな。

○説明員(吉本修二君) そういう問題ではございませぬで、交通安全対策というものについては、その施設の整備、そういうものももちろん必要でございまして、そういう必要性というものについて、全体の予算編成の中でいろいろその必要性を考へながら、限られた財源の中で必要な財源を配分して行く、こういうことでございまして、その財源があるとかないとかいふ問題とは別な次元で考へさせていただきます、こういうことでございませぬ。

○三治重信君 はい、わかつた。警察庁も知つておられるのだけれども、そういうことのような中で、必ずしも警察の道路施設整備は自動車重量税の枠にとらわれないで大蔵省は査定をする、そういう理解でいいんですか。

そういうことなんだが、なぜそういう質問をするのかということ、結局ユーザーは、とにかく自動車の方で出しているわけだから、この交通安全施設の財源もできるだけその中で優先的に見てほしいと、こういうことだろうと思つてますが、そういうことで、ひもつき、ひもつきでないというのは第二の問題としても、警察の行う施設整備の方も、道路財源としてきちんと枠があつて道路に使うというのには準じて、こういう自動車税から優先的に警察の道路施設整備に枠といたしますか、予算を十分つけてほしい、こういうふうにお願いをしておきます。

それから、予算の問題はそんなことにしておいて、その次は駐車違反の問題で、殊にレッカー車で持ち去る車で、割合に持ち主がわからないから、警察で後で処分する台数がえらい多いように感ずるのだが、これはそれほど自動車の違法駐車と感ずるのだけれども、盗難車であるのか、もう主もわからなければ、盗難車であるのか、もう要らぬといつて放置された車であるのか、かわかぬような事例が、実際レッカー車で引張つてみるとほとんど出てきていないように感じて、警察の方ではその処理に困つて今度は処分を早める、いつま

でも所有者がわからぬで倉庫に入つておると経費ばかりかかつてしようがないというのが今度の法律の改正だから、その点は僕は今度の法律改正で好転を認めます。

せつかく路上駐車違反の車をレッカー車で引張つて持つてきたけれども、そのやつたものが所有者があらわれぬとなると、それは保管の費用もかかるし、あと処分についてもそうめちやくちやに警察が無主物として処分もできぬだろう、そういうことについては道路交通法で整備を図るというの、これは時宜に適した改正だろうと思つて、シートベルトを強制するとかんとかいふより、僕は非常にいいと思つてます。シートベルトについては、安全のそういう予防対策や基本であつて、法律にまで入れて強制するということについては、どうも僕は余り賛成じゃないんですが、レッカー車でやるという車について、無主物というのじゃないが、だれが所有しているのかわかぬという車をいつまでもほつておくといふことはできぬといふことについての改正は非常に賛成なんです、こういうことはどうしてこんなふうなものが多く起ると考へておられるか。

○政府委員(太田壽郎君) 今御指摘がございました違法駐車車両の返還不能のまず数字的なものでございまして、昭和五十八年中約四十六万台レッカー移動いたしました、返還不能というものは百九十台、〇・〇四程度でございまして、五十九年につきましても、サンプル調査でございまして、警視庁、大阪、これがレッカー移動をやつていられる主力でございまして、この例で申し上げますと、八十六台があれだと。

それで、どうしてこういうふうになるのか、これにつきましても、御案内のように、自動車についてはいわゆる登録ファイルというものでしつかりした不動産に準ずるような戸籍的なものがあるわけでございます、その登録ファイルに表示されている所有者というものは、これはすぐわかるわけでございます。ただ、その人を現実に見当てて聞いたところが、実はこれはAならAという人



間に譲渡したんだと、自分のものではないんだ、登録ファイル上はそういうふうになっているけれども自分のものではないんだということ、後の一連の手續に不応じないという者がかなりあるわけでございます。

今までの実態的な問題で申し上げますと、暴力団の仲間とかあるいは暴走族の人たちの間での売り買いか、そんなようなものの中にかなりそういうケースが見られる。それで、登録ファイルに登録されている所有者がAならAという人間に売ったというので、そのAというのを捜し出すという事で懸命にいろいろ捜すわけでございます。すけれども、どうにもそれが捜し当てられない、あるいは名前がわかってその所在がどうしても突きとめられないというものが今申し上げましたような年間百台なり二百台前後あるという状況になつていられるわけでございます。

○三治重信君　こういうふうなのを能率的に処理するために法的な根拠が要るでしょうから、これは非常にいいことだと思ふんだが、そういうことが現実に行われているというの、今後そういう部面が非常に出てくるのが予想されるので、ひとつそういう問題と、それからレッカー車というのは、一般の所有者にしてみればふつと持っているか、かかるといふと、それを取りにいっても時間がかかるし、それにまた罰金を取られて、その上また保管料を取られるという大変な迷惑がかかるわけなんで、そうやって放置された違法駐車車をレッカー車で引つ張って行くのはいいけれども、所有主がわかつている車はできるだけ事前に、違法駐車だから取りなさいと、こういう周知徹底をしてやって、できるだけレッカー車で持つていく件数を少なくする、こういう努力はひとつぜひしてほしいと思ふ。そうしないと、ただもうむやみに一網打尽にレッカー車でやるということでは、警察の方も経済的にもまた実際においてもつまらぬ努力だと、こういうふうな思ふ。

それは別なだけども、道路交通対策で一番問題なのは暴走族対策だろうと思ふんだが、僕

のところも町の中におるので、夜明け方暴走族がえらい爆音を立てて走り回つておるわけなんだが、これはどうも警察が取り締まってもなかなかなくならぬ。そうすると、結局一つの考え方とすれば、こういう連中の遊び場をつくつてやったらどうかという感じを持つわけなんだが、こんなのはその河川敷とか付近の山とかいうところで簡単にできせぬかと思ふのだけれども、どうも若い者、暴走族といつても、持つてやる者が必ずしも、不良少年もいるかもしれないけれども、不良ばかりでもないし、やはり若い者の気の吐きぐあいで走り飛ばしたりするの、一つの運動だと思ふんだが、こういうものについての対策というもので、町の付近でその整備は要らぬと思ふんだが、暴走族の遊び場所をつくつてやるといふ、そういうことは考えられるのかどうか。

○政府委員(大田壽郎君)　暴走族は、まあ三万数千人も我々の方としても把握いたしておりまして、中にはいろいろな者もいるだろうと思ひますが、けれども、暴走族を検挙あるいは補導等をいたしました際にアンケート等を実施いたしました結果によりまして、暴走族と言われる人たちはとにかく目立ちたい、それから大勢の人の見ているところで暴走をしたい、あるいは町の中で走ることによって快感を覚えるというふうな、いわゆる非常に自己顕示欲が強いというふうな性格を持つてい

る人が多いようであります。こういうふうな点に

も、なかなか問題の全面的な解決になるか疑問もあるところでございます。公害の問題その他新たな問題を生ずるといふような面もございまして、慎重に対処していくべきことではないだろうかと思ふに考へていられるところでございます。

団体等とも相はかりながら、交通安全教育の延長線上のものとしたしまして、そういう空き地等におきます場所を利用いたしまして、白バイの隊員等がそういう二輪車の運転指導を行うとか、そういうふうな形の仕事というものはやってきてい

○三治重信君　運輸省で座席ベルトについては、締めやすい座席ベルト、今後いろいろと製造業者に義務づけるのにELRという型を奨励していい、こういうふうな理解していいですか。

○説明員(福田安孝君)　御説明いたします。

運輸省といたしましては、着用率向上のためと

○三治重信君　最後に自治大臣、この交通法の改正について、必要な面もあるけれども、僕は、実際上は交通安全というものは、安全教育面と、それからまたやるものについての責任体制というもので、必ずしも法的にやるものじゃないと思つておるわけなんです。しかし、全国九千人を超す死亡災害を初めとして、交通事故によつて、むら打ち症から一家の資産、家計の破壊や悲惨な状態にあるという事は事実なんです、この予防対策は政府を挙げてやらなくちゃならぬと思つ

○国務大臣(古屋亨君)　交通安全ということ、ソフトの面とハードの面といういろいろやっておりますが、施設の整備も必要ですが、やはりこれに協力しようという一般の方々の自発的な協力ということがお話のように極めて大事でございますので、そういう点につきましては総務庁、文部省とも連絡いたしまして、予防という見地からも十分努力してまいりたいと思つております。

○佐藤三善君　私は、先日この問題で質問をしたわけですが、特に今までの各委員に対する答弁をお聞きしますと、一番問題点というのはいささかシートベルトの着用義務、それに伴う行政処分、ここにありとあらうと申す。しかし、なかなか警察庁の方はのりくらりというわけじゃないんです、修正をすることは言わない。そういうことで、この問題について四、五点は確認をしておきたい、こういうふうな思ひます。

きょうはもう採決など理事会で決めておるもの

です。それから、会期末ぎりぎりまでやるのかと思つておつたんですけれども、予定が変わりましたから、これは警察庁長官、ひとつお答えいただきたいと思ふんですが、おむね過半数を超えたという、これは極めて私はいまいな表現だと思ふんです。これは先般申し上げました。これはおたくの答弁を聞きますと、いわゆる一定時期に一定の道路で集中的にやつたその数でもって都道府県の過半数かどうか、市町村の過半数かどうか、こういう判断をしたい、その集計でおむね過半数を超えた、こういう表現しか出てないんです。全都道府県が少なくとも過半数を超えたという、こういうことが行政処分をつけるに判断すべき一つの表現だ、私はこういうふうな思ふんです。この点についていかがですか。

○政府委員(鈴木貞敏君)　まず、着用率の調査でございますが、現在これは全国各地で行つてい

割合がおおむね過半数に達することが基本的な条件であります。ただ、一部少数の県だけが極めて高くなつたために、他の多くの県が低率であるにもかかわらず全体として過半数を超えるというこ

とになったといたしましても、これをもって直ちに過半数に達したと断ずるのは妥当ではないと考えられますので、各都道府県別に着用率を算出したしまして、着用率が五割を超える県が全都道府県の過半数を超えることを一つの目安にしていきたい、こう考えております。

なお、大都市を抱える都府県においては最大限の行政努力、啓発宣伝に努めましても着用率を過半数にまで上げることは困難であると考えられますが、施行は全国斉一に行う必要があり、決する必要があることから、今申し上げたような要件が整った場合には施行したい、こう思いますが、しかし、そのような場合でありましても、決して大都市の着用率を無視するということではなくて、それらの都府県にありましても相当程度の実績が積み重ねられたというのを確認いたしましたからスタートすることにしたい、こう考えております。

○佐藤三吾君 今のお答え、全都道府県の過半数の都道府県が一つのおめど、それから大都市についてはそこまでいなくても、少なくともその趣旨に基づいて相当数の実績、こういうふうな理解をしてよろしいわけですね。

○政府委員(鈴木貞敏君) 仰せのとおりでございます。

○佐藤三吾君 そこで、道路もいろいろあると思うんですが、国道や主要国道のような幹線道路もあれば、路地や団地の道路とか、俗に言う買物道路、通学道路、この一般道路において適用といたしても、要は先ほど大臣もお答えになったように、啓蒙的というか、本人が自覚してというか、こういう点の要素が当然なかならぬと思うんです。そういう意味で、点数付加については一定の節度が必要だ、そういう思い物道路、通学道路についてはですね。私はこう思うんです。

がございまして、行政処分といえども十五点になれば営業できないわけですから、こういった点について適用除外もございまして、除外とならない場合であっても取り締まりの乱発はいけない、こういうふうには思っておりますが、この点はどうか御見解ですか。

○政府委員(鈴木貞敏君) 法律の運用についての御質問でございますが、法律の施行前にはもちろん、施行後においてもその周知徹底に努めまして、着用の慣習を身につけるような工夫を凝らしていきたいと思っております。また、その地域の道路交通の状況や周辺住民の生活環境等を勘案いたしまして、取り締まりの重点は幹線的な道路に置き、いわゆる生活道路的な道路におきましては指導を中心に運用していきたいと考えております。

○佐藤三吾君 次に、タクシードライバー同乗者の着用にかかる運転者の責務についてですが、これが極めてあいまいであります。運転者の相当な努力、これは相当という字を使うとそれこそ相当な努力しなきゃならぬ、こう受け取るのはこれが自然だと思っておりますが、先般同僚委員の質問の中で太田交通局長は、それは一声だと、こういう答弁もあつたようでございまして、そういう理解でいいんですか。

なお、タクシードライバー以外の助手席同乗者の場合はどういうことになりますか。

○政府委員(鈴木貞敏君) タクシードライバーの場合は、いわば法律的に義務の衝突が生ずるので、相当な努力を持って足りると考えており、この場合の相当な努力とは、御指摘のとおり、少なくとも一声かけていただくことであると考えております。なお、一声かけたかどうかは立証上の問題であり、結局その事情を知り得る者は運転者と同じ乗者しかないのでありますから、運転者の証言を重視していくというところは当然であります。タクシードライバーの場合は、これと基本的な事情が異なりますので、この考え方がそのままではまこととはないと考えます。ただ、運転者が助手席同乗者に再三三座席ベルトの装着をお願いしても拒ま

れ、なおかつその者の乗者を拒み得ないような、社会的に見て特殊な事情のあるケースには、タクシードライバーについて申し上げたところが当てはまるケースもないではないと思っております。

○佐藤三吾君 次に、ヘルメット、シートベルトの保安基準のようなものが設定されて着用が義務化されますと価格が不当に上がってくる、これは先般私が申し上げたとおりであります。また運転者に余計な負担をかける、こういう心配がされま

○政府委員(鈴木貞敏君) 価格等につきましては、運転者に過度の負担をかけるないように、また、便乗値上げの行為が行われないよう、十分業界等に対しても指導してまいりたいと思えます。また、女性が抵抗なく着用できるようなヘルメットの開発につきましても業界にお願いしていきたいと考えております。

○佐藤三吾君 頻みます。

○政府委員(鈴木貞敏君) 現場に對しても御趣旨の旨を十分に徹底してまいりたいと思えます。また、一定の段階での御要請であれば国会でも御報告し、御意見も伺いたいと思えます。

りますね。昨年これを設置しておりますから、これは同じ警察行政でもありますので、等の中に道交法も読み込んで、一般道路にも行政処分点数を付加する場合に報告して議論する場を保障してもらおう、こういうことを要望しておきたいと思っております。

○委員長(金九三郎君) 佐藤君の御要望につきましては理事會に御相談いたしましたので、その趣旨に沿って処置いたします。

○佐藤三吾君 ぜひひとつお願いしておきたいと思っております。

そこで、若干時間ございますから、この問題については一応この程度といたしまして、指紋押捺の問題で大臣に少しお聞きしておきたいと思っております。大臣よろしいですか。

○政府委員(大林勝臣君) 先般の政令改正あるいは

はこれに伴います法務省の運用通達の問題でいろいろ御意見も出ておりますし、また私どもの方でも窓口関係者の方から、先ほどの委員の御意見にありましたような声が実は来ておるわけでありまして、前々からその都度機会あるごとに法務省に對しましては、現場の混乱あるいは負担を十分に考へて適切な指導をしていただくようお願いをしておるところであります、今後とも法務省に對しましては、できるだけ市町村の窓口でスムーズに仕事ができるようお願いをしてまいる所存でございます。

○佐藤三香君　そういうことではちよつと若干なまぬるいのじゃないかと私は思ふんです。現場では、やはり自治省はしつかりしてくれなきゃ困ると、こう言つておる。例えば現在、自治体で十六区一市がこの新通達では対応できないということ、従来どおりで対処するという方向を決めております。そして、現実それがまた起つております。こういう事態に對して、私はこれからずつと出てくると思ふんです。こういうことに対して大臣としてどう対応するのか、この点は深刻にひとつ受けとめていただきたいと思ふんです。

同時に、ちよつと私が行った前日に、やはり朝鮮人の方ですが、これは警察とも関連するんですが、自動車の整備の關係で交通警察にとめられたというんです。そして見たらば外国人、登録証は持つていなかった。そのまま本人は若松署に連れていかれた。そこで家に電話を入れて、家にあるからといって奥さんが外国人登録証を持つてきた。ところが警察は、それにもかかわらず十指の指紋捺捺をさせて、財産がどうだ、仕事はどうだ、兄弟はどうなのかというようなことを調べ、そして一たんは帰したけれども、また翌々日出頭せよと、こういうことでまた厳しく具体的に聞いた、こういう事態も起つておるわけです。これは、私はまさに警察の行き過ぎじゃないかと思ふ。この点はいかがですか。

○國務大臣(古屋亨君)　私は、実はけさほど法務大臣に話しまして、地方で少し混乱を起こさない

ように考えないかという提言をいたしましたら、事務当局でもう少し相談させましようということも言つておりましたが、地方にござたことがあることはお話しのとおりでありまして、このまま放任できないような事態でありますので、法務省当局と十分至急話し合うことが必要だと思つておりますし、そうさせようと思つております。

今お話しした警察の事件につきましては、私承知しておりませんが、登録証を持つていったらそれでもう用は済むわけでありまして、その何重もその問題については調査する必要はないというのが私の、事件を知りませんが、一般的考へであります、ひとつその点は警察の方で調査をさせます。

それから超過負担の問題、これはやはりほかの省でもいろいろ超過負担がありますと、私もその省と一緒に調査をいたしました、事態に合うように努力をしておりますけれども、五十七年、五十八年で改正のときは実態調査もしたようでありましたが、ひとつこの問題は、どのぐらい足らないかということはやはり町の行政が円滑にいくためにも必要でありますので、法務省並びに大蔵省とも相談いたしました、超過負担が生じないような方向に向かつて進んでまいりたいと思つております。

○政府委員(太田壽郎君)　後の方の若松署の問題でございますが、今初めて伺いましたので、後で調査してみたいと思ひますが、推測でございますけれども、外登録の不携帯罪、これはやはり一種の犯罪でございます。したがいまして、これにつきましてでは被疑事実の取り調べを被疑者として当然行つ、これは警察の責務でございます。被疑者として取り調べる際には、本人の財産の問題その他の問題につきましても取り調べるといふのが調査作成の際の基本的な事項でございますので、恐らくそういう一連の手続が行われたのではないかと推測いたしますが、これは事実確認いたしておりませんで、御参考までに申し上げておきます。

○佐藤三香君　確かに不携帯罪というのは犯罪だと、こういうふうな警察が対応するのは、現行法としては当然でしょう。しかし私が言ったのは、本人がその地場の人で、そしてしかも通常の大工さんですよ。よく知つておる仲だ。しかも、奥さんが登録証を持つてきておるのに、そこまでしなきゃならないか。これは、私はやっぱりまた時間を置いて追及したいと思ひますが、警察は真剣に検討してもらいたいということをきょうは要請しておきます。

そこで、今度は現地の指紋捺捺の状況を見ると、これは大林局長、あなた知つておるかどうかわかりませんが、私は大臣もやっぱり現場を見るべきだと思ふんです。ゆうべの町田市のテレビを見ると、一般の窓口でやつていました。北九州は違ふんです。福岡も違ふんです。いわゆる別のところについて置いて、隔離してそこでやる。そこへ日本人はだれ一人入れない仕組みになっていふ。こういうやり方がやられますと、これは人権じゅうりんと言われても仕方がない。そこら辺はひとつぜひ現場を見て、そして対応していただきたいということだけ一つ私つけ加えておきます。

最後に、これは大臣の感想も聞きたいと思ふんですが、私が行つたときに、十五歳の朝鮮人の高校の少女ですが、私は要請文をいただきました。ちよつとこれを読み上げます。

私はこの8月4日で十六才になります。十六才になる日を前に、私はせむみさんに訴えたいことがあります。北九州市内で今年十六才になる、また十六才になった朝鮮人少年少女は二〇〇余人います。私たち朝鮮人少年少女にとつて、「十六才」はできることなら避けて通りたい、そんな年なのです。なぜなら、十六才になると外国人登録法によつて、誕生日から三〇日の間に市役所で指紋をおさなければならぬから。そして指紋をおし、写真をはつた外国人登録証明書というものを、いつでも、どこに行く時

でも必ず持ち歩かなければなりません。これに違反すると警察に連れて行かれ、何時間も調べられたり、罰金をとられたりするので、この罰金は、車のスピード違反や駐車違反の時に払わされる罰金などは違つて、前科のつく罰金です。

きょうの朝の新聞には、登録証明書をもたなかつたということだけで、警察に連れて行かれ顔写真をとられたり、十本の指紋や足型までとられたという記事が載つていました。本当にこんな事があつてもいいのでしょか。

私たちがこれからこんな目に会うのか、と思うと、とても恐しい気がします。こんな事を考えると、毎日が憂うつで、家に行つても、学校に行く時でも、授業中でも、気が暗れません。

一体、十六才になることが指紋をとられ、犯人あつかいされるほどの「罪」なのではないか。私の祖父は今から四十六年前、朝鮮が日本の植民地だつたころ、土地をうばわれ、家族を養うことができず、家族を残し、たった一人日本に渡つて来ました。

日本に來た私たちの祖父や父たちの多くは、言葉もわからない異國の地で、ありとあらゆるさげすみを受けながら、それでも生きて行くために働かなければなりません。特に、筑豊や大牟田の炭鉱などに連れてこられた人たちは、とてもひどい扱いを受けました。

筑豊の豊州炭鉱という所には、今の私たちと同じ年くらいの少年が何人も連れてこられ、大人と同じように働かされ、病氣になつても休ませてもらえず、「お母さん会いたいよ、おなかが空いたよ」といひながら死んでいきました。私たちは当時、その炭鉱に連れてこられた人々の間で歌いつづけられてきた、次のような歌を学校で習いました。

「おなががすいたのに、それをいうと殴られる。監督がこわいから、「お母さん」と、大きな声で呼ぶで、そつと呼んでみた。十五才の少年は体が病気で、ある日休もうと思つたら殴られた。坑内に入れられ天井がくずれてその腕死んだ。少年の手足をもみながら涙を流し名前を呼んだ。監督は少年の死体を放つたらかして、スミを出せ」と言つた。死んだ人は多いのに葬式は一度も見た事がない。」

この歌を思い出すと、とてもつらくなつてきます。

もうその時から四〇年以上にもなります。私の家族だけでも祖父から数えて三世代、五十年近くも、日本に住んでいます。

でも朝鮮人に対する差別は今も続いています。炭鉱で死んだ少年の遺体は、四〇年以上もの間放つたらかします。

少し前、大阪の警察の人は、テレビで、指紋がいやら自分の國に帰れ、と言いました。本当にはらが立ちました。

こんな考えや差別が、いつまで続くのでしょうか。人はたとえどこに住もうと、平和で、平等で、幸せでなければなりません。

民族や國籍を理由に、平和で、平等で、幸せに生きたい人間を差別することは絶対に間違っています。

指紋をとられる人と、とられない人がいたり、登録証明書といったものをいつももたされ、もたないと罰せられる人がいて、そうでない人がいたりするのも間違っていると思いません。私たちが差別というものを憎みます。人間が人間を差別する、こんな事を絶対に許してはならないと思いません。

私たちが大人になつたら、差別のない社会、差別を許さない社会を造りたいと思いません。これからも日本の友だちと仲良くし、朝鮮が一つとなつて、日本と一日も早く仲良くなるようにして行きたいと思いません。

そのために私たちが心をひき裂くような、仲を裂くようなことをやめてほしいと思いません。私たちは犯罪者ではありません。

指紋をとることをやめて下さい。外国人登録証明書をいつも持たされる苦痛を、なくして下さい。

法律をかえて下さい。十六才を迎える朝鮮人少年少女の心からの願ひは、登録法の全面的な改正なのです。

この願ひが、ぜひかなえられるよう、私はみなさんに訴えます。一九八五年六月七日 金任淑

こういう訴えを私はいただきました。大臣の御感想をお聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(古屋亨君) 今、差別の問題につきまは、特に一般に労働者としてそういう差別があつたという事は、私これは指紋の問題を離れまして大変おかしな問題であり、また先生がそういうのをお読みになつた気持ちも十分わかりますので、そういう点は速記録を見まして、労働省とも十分連絡し、そういうような扱ひのないようにはやはりしなきゃならぬと思つております。

ただ、お話し、十六歳になつたというのは法律でございまして、二年前に法律を改正していただきましたので、やはり法治国家として法律を守つていかなきゃならぬという見地から、まあ殊さら犯罪者をつくるという事は間違つておりますが、ただ法治国家としての扱ひは必要でありますので、そういう問題をいたしたという事を法務省に十分私から連絡をいたしておきたいと思ひます。

いずれにしましても、速記録によりまして、労働大臣あるいはまた法務大臣には、御趣旨はわかりましたから、よく私から伝えます。ただ、警察といたしましては、法治国家でありまして、一応法律の違反というものは違反でございまして、そういう点の措置は私必要だと考えております。

○佐藤三吾君 最後に、これは政府を追及ということだけじゃなくて、私は立法府の責任でもあらうと思ふんです。したがって、ぜひひとつ委員長にお取り扱ひをお願いしたいと思ひます。は、七月から大量に出てくると、このような事態は次々に起こつてくると思ひます。そういう予測はもつ既に起こつております。こういうことで、できれば今国会中に地行と法務と内閣と連合審査を要求して、集中的な議論ができる場をつくつてほしい、こう思ひますので、ぜひひとつ理事会で検討して必要な手續をお願いしておきたい、かように思ひます。よろしいですか。

○委員長(金丸三郎君) わかりました。

○佐藤三吾君 これで終わります。

○委員長(金丸三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

道路交通法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金丸三郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

上野君から発言を求められておりますので、これを許します。上野君。

○上野雄文君 私は、たゞいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左の諸点について善処すべきである。

一、座席ベルトの効果と正しい着用方法の広報活動及び締め易い座席ベルトへの改善指導を行う等着用率向上のための施策の推進に努めるとともに、助手席同乗者の着用義務に対する運転者の責務については弾力的運用を図ること。

二、一般道路における座席ベルトの非着用に対応する行政処分点数の付加については、一般道路における着用率が全国的におおむね過半数に達した段階で実施に移すよう配慮すること。

なお、ベルト着用率の推進状況を適宜当委員会に報告すること。

三、座席ベルト着用義務化に伴う除外対象については、運転者の利便と安全を考慮し、業務及び日常生活に支障を来さぬよう、その範囲及び取締り対象道路について弾力的な運用を行うよう留意すること。

四、今回の法改正による取締り規定の運用、特に、空ふかしによる騒音禁止及び初心者の自動二輪運転者の二人乗り禁止規定の運用に当たつては、公平性を保ち、いやしくも取締りのための取締りに偏することのないよう、現場警察官への教育、指導に周到な配慮をすること。

五、違法駐車車両の移動、保管後の処置については、国民の財産権の侵害にならないよう、所有権者等の調査の徹底及び車両価額の評価、売却等の手続に当たつて慎重なうえにも慎重を期すること。

六、交通事故とりわけ営業用貨物自動車、営業用乗用自動車の事故抑止のため、過積載、過労運転等に対する施策を強力に推進すること。

七、自動車交通の伸張にかんがみ、道路交通の安全と円滑を図り、快適な交通環境を確保するため、引き続き交通安全施設等整備事業を計画的に推進すること。

八、手数料の決定に際しては、実費を勘案した合理的な手数料額とするともに、安易な引上げは行わないよう配慮すること。

右決議する。

何とぞ御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(金丸三郎君) ただいま上野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(金丸三郎君) 全会一致と認めます。よって、上野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、古屋国家公安委員長から発言を求められておりますので、これを許します。古屋国家公安委員長。

○国務大臣(古屋亨君) 政府は、ただいまの附帯決議の趣旨を尊重いたしましたので、万全の措置を講じてまいりたいと存じます。

○委員長(金丸三郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称ふ者あり〕  
○委員長(金丸三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
午後一時二十分再開することとし、休憩いたします。  
午後零時十八分休憩  
午後一時二十二分開会  
○委員長(金丸三郎君) 地方行政委員会を再開いたします。

たします。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府から趣旨説明を聴取いたします。

○国務大臣(古屋亨君) ただいま議題となりました住民基本台帳法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

住民基本台帳制度は、市町村において住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎とするに、住民の住所に関する届け出等の簡素化を図るため、昭和四十二年に創設されたものであり、市町村長は住民基本台帳を備え、住民からの届け出等に基づき、住所、氏名、生年月日、性別、本籍、続柄等個々の住民に関する事項を記録することとされ、これらの事項は原則として何人に対しても公開されているところであります。

しかし、近年における社会一般のプライバシー意識の高揚や情報化社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、国民のプライバシー保護に対する関心が高まりつつあり、現行の住民基本台帳制度についてもさまざまな問題点が指摘され、閲覧等の制度の見直しを含め、住民に関する記録の適正な管理を求める声が強くなってきております。

このため、こうした情勢に対処し、住民基本台帳制度における住民に関する記録のより一層の適正な管理を図ることを目的として、住民基本台帳法について所要の改正を行おうとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、目的規定の改正についてであります。これは、住民に関する記録の適正な管理を図ることが住民基本台帳制度の目的の一つであることを明確にしよとするものであります。

第二に、住民に関する記録の適正な管理についての市町村長等の責務の明確化についてであります。

これは、市町村長に、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の責務を課するとともに、何人に対しても、住民基本台帳の閲覧等により知り得た事項を使用する場合に当たっては、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない旨を定めようとするものであります。

第三に、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付等に関する規定の整備についてであります。これは、現行法の公開の原則に対して、最近における社会情勢の変化に即し、住民に関する記録の適正な管理を図る観点から、一定の合理的な制限を加えようとするものであります。

まず、住民基本台帳の閲覧につきましては、請求者はその請求事由等を明らかにすべきものとすし、市町村長は、請求が不当な目的によること等が明らかとなるときは、請求を拒むに足る相当の理由があること等の当該請求を拒むことができるものとするとともに、閲覧対象事項の制限を行おうとするものであります。

次に、住民票の写しの交付につきましては、戸籍の謄抄本の交付に準じて、請求者はその請求事由等を明らかにすべきものとすし、市町村長は、請求が不当な目的によること等が明らかとなるときは、当該請求を拒むことができるものとするとともに、住民票記載事項証明書の制度化、住民票の写しの交付に際して省略できる記載事項の追加等を行おうとするものであります。

さらに、戸籍の附票につきましては、戸籍に準じて閲覧を廃止するとともに、写しの交付につきましては、住民票の写しの交付の規定を準用しようとするものであります。

また、住民基本台帳の閲覧及び写しの交付等の制度の改正に伴い、偽りその他の不正の手段により住民基本台帳の閲覧等をした者に過料を科する旨を定めようとするものであります。

以上のはか、住民基本台帳制度における住民に関する記録の適正な管理を図る観点から、住民基本台帳事務の電子計算機等による処理のために必要な規定の整備を図ること、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿を閲覧等に供する場合における責務を明確にすること、市町村長の委託により住民基本台帳に関する事務の処理に従事する者等の責務を明確にすること等関係規定の所要の整備を行おうとするものであります。

以上が住民基本台帳法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(金丸三郎君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三治重信君 提案理由にも改正の理由で説明されておるわけなんですが、この中で一つ確認しておきたいのは、住民基本台帳はそもそも公開の原則と、こういうのでずとやってきたのだけれども、プライバシーの保護に関する関心が強くなってきたと、こういうことが言われておるんですが、その公開の原則とプライバシーの保護に関するということなんですが、住民基本台帳に記載されている事項で特に国民のプライバシーが問題になった事項をひとつ具体的に二、三、また、そういうものを順序的にこういう問題、こういう問題がそういうプライバシーの問題として、公開の原則からいって再検討しなくちゃならぬようになったという御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(大林勝臣君) 御指摘のとおり、住民基本台帳は昭和四十二年に制定されました以来、その前の住民登録法の時代から公開の原則が貫かれておったわけでありまして、昭和四十年代の後半以降、世界的と申しますか、日本におきましても相当プライバシー意識というものが高まってきたという事実があります。その間、住民基本台帳を利用いたしまして住民のいわゆる名簿づくり、具体的に申しますと、山形県の鶴岡市の鶴岡市名鑑を出版するとか、あるいは島根県の安来市などにおき

ましては家族構成名簿を出版するとか、さらには高知におきましても家族名簿を出版すると、こういう事件が相次いだわけですね。その都度、適宜処理はされたわけでありませうけれども、そのほかいろいろ市町村の窓口におきましても、みだりに出生地を調べて差別の問題にするとか、あるいは続柄等を調べて、その続柄で本人にとっては外に出したくないということをみだりに世間に公表するとかいうことが具体的に各地で重なるようになってきておりました。この際、住民基本台帳の記載事項の中でも特定のケースにおきましては、やはり公開について一定の制約を課す必要があるだろう、こういう趣旨で今回の改正をお願いをいたしておるわけでありませう。

○三治重信君 今の一般的な説明で、そうすると住民台帳を結局もうけ仕事に、一つの市役所へ一々行つて見なくても、住民基本台帳を印刷物にして住民の住居一覽表というものを市販すれば、それを買つてくれば市民の全体がだれでも全部わかる、それを商売の道具にしよう、こういうことでそういうものがよく売れるようになった。それが結局プライバシーの侵害にもなる、こういうことなんです。そこはどうか結局、住民台帳を印刷物にして営利の対象にするのがいかにいうのか、それがどう利用されるかわからぬ、公開とはいへけれども、各人のことはそうあからさまにならぬ方がいいというふうな考え方なんです。

○政府委員(大林勝臣君) 住民台帳が公開されております限りは、住民のいろいろな経済行為にも使われておるのはまた事実でありますけれども、一番の問題にすべきものは、やはり特定の住民の方々にとっては外に公表されたくないと思ふものまで、そういう名簿を世間に公表することに、公表の結果、場合によりましては特定の方々にとっては大変なプライバシーの侵害になる、そういうことがやはり制度上は反省をする必要があるというふうな考え方に基づくものであ

ります。○三治重信君 その点が結局よくみだりな納得できぬのです。しかし、住民基本台帳というものはだれが行つても自由に閲覧できるようにするわけでは、知らず知らずと思えば特定の人についての住民台帳の記載事項はだれでも自由に閲覧ができる。その制限は全然今回はしないわけですね。

○政府委員(大林勝臣君) この住民台帳の今回の改正とプライバシーの関係、いろいろ私も考えたわけでありませうけれども、プライバシーと申しますものには、個人のそれぞれの情報、これはいろんな種類がございます。思想、信条でありますとか支持政党でありますとか、財産、病歴、いろんな情報がそれぞれの個人にあるわけでありませうけれども、そういうプライバシー、つまり個人情報の中にもたゞさんあるには違ひないのでありますけれども、現在の住民台帳に記載されております事項、例えば氏名、年齢あるいは世帯の構成でありますとか戸籍でありますとか、そういうこともプライバシーに属する、全國民にとってこれがプライバシーの侵害になるというふうなものであるとは考えられていないわけでありませう。ただ、そういう事項につきましても、個人の問題として考えました場合に、特定の個人にとりましては、項目によってはこれはプライバシーの侵害になります。こういうのが今日の実態であると思ひま

したがいます。現在はプライバシー概念というものが必ずしも確立されてはおりませぬ。むしろ学問的にも、まだどちらかと申しますと混沌たる状況であるという認識を私も持つておるわけでありませう。一律に特定の個人情報すべてこれはプライバシーの侵害につながるものだというものを、個々具体的にこれを限定するということな段階にはまだなっていない。ただ、少なくとも住民台帳の記載事項に関する限りは、一般的に、総合的にそれぞれの項目がプライバシーの侵害につながることは考えられない。ただ、項目によりま

しては、あるいは特定の私人の立場にとりましてはその使い方によってプライバシーの侵害になることがあり得る、そういう趣旨から、閲覧の原則としては一応従来の公開の原則というものを維持はいたしませうけれども、閲覧の目的、こういうものを窓口でチェックすることによって適正な運用を図りたいという考え方でございませう。

○三治重信君 住民台帳の写しを要求する場合には、本人以外のものについてはその写しを必要とする理由とか請求する理由を書かなくちゃならぬということが改正の趣旨になっているような感じだけれども、閲覧については別にそうチェックするということも出でないので、それで僕の方は、むしろ写しをとるのにそういう使用目的なんかのチェックを要求するように今度の改正でするのには、閲覧では何らチェックということが書いてないのは、それはどういふわけかということの質問を僕はしたいわけなんです。だから、閲覧は従来と変わらぬ、自由のままか聞いているわけだから、そこをひとつはっきりしてもらいたい。

○政府委員(大林勝臣君) 閲覧あるいは写しの交付の請求があります場合にそれぞれに規定を設けておりました。御質問の閲覧につきましては、今回の第十一条の改正で一応公開の原則は書いてはおりますけれども、第二項で、閲覧の「請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。」つまり具体的な請求の理由と、今後省令で考えておられますのは、閲覧者の氏名でありませうとあるいは住所でありますとか、さらには閲覧の対象の範囲、こういうものを明らかにして請求をするような措置を考えておられます。そういう意味におきまして、閲覧の場合と写しの交付請求の場合に、手続的には整合性を保つように考へておる次第であります。

○三治重信君 わかりました。それで妥当だと思ふんです。閲覧は自由だけれども、住民台帳の写しについては利用する理由を書けというのはどうも整合性がないと思つたら、それは閲覧に

ついても同じように制限をする、こういうことでもわかりました。

ところで、そういうふうな利用について非常に制限をする、その中で殊に個人のプライバシーの問題だと、こういうことになると結局、戸籍制度のほかに住民基本台帳をつくつた意味がなくなつてくる。もちろん僕も、基本台帳なりそういうものが商売の道具に、余り住民の一覽表といつて販売にされるのどうかと、電話帳みたいに利用されるのどうかと思つたわけなんです、そうならそう一定のプライバシーといふことで制限をするのはいいのだが、そういうぐあいになると戸籍制度との関係が二重になりはせぬか。しかも、見てみると住民基本台帳にも本籍を書くようになっていませう。だから、もしもプライバシーといふなら、住民基本台帳なんかには本籍なんか書かぬようにして、本当の世帯、住民のそこに現在住んでいるその世帯だけの関係を書けば、そういうプライバシーとかそういうような問題、先祖とか出生とかというような問題が随分保護されるのじやないかと思つたんです。

そこで、プライバシーの制限をするというのを住民基本台帳で、しかし戸籍制度はそのまま残しておくという、どうもそこはせつかく住民台帳をつくつてやつてきたのと重複すると思つたんです。こういうふうなものは、本当にある程度プライバシーを制限するための住民の基本台帳といふことになる、戸籍制度と一緒にした方がいいような気がするのだが、どうなんですか。

○政府委員(大林勝臣君) 一つの御意見であると思ひます。たしか戸籍制度ができました時点では、住民の把握というのは戸籍の方と一緒にやつておつた。むしろ戸籍イコール住民である、これから制度として出発したように私も聞いております。その後過程におきまして、寄留制度でありますとか、さらには住民登録あるいは今日の住民台帳に発展をする。つまり、住民の住所移動というものが極めて頻りに多角的になつてくる。

そこで、やはり戸籍制度というのは、本来、人が生まれて死ぬまでの身分関係を記録し、これを公証するものでございまして、これに對しまして住民台帳は現実の市町村におきまして住民の居住関係を公証する。その住民の居住関係を基礎にして、選挙人名簿でございまして、いろいろな各種年金あるいは国民保険、こういった仕事の基礎にするというような発展の仕方をしておるわけでありまして、身分関係と住所関係というふうな格好で分離してきたわけでありまして、

しかも、戸籍は市町村の区域内に本籍を有する夫婦でありまして、これと氏を同じくする戸ごとに編製するということになっております。今三治委員から、住民台帳は市町村の区域内に住所を有する個人を単位にしまして、それを世帯ごとに編製する。したがって、例えば住民票の世帯を見ましても、親族以外の縁故者でありますとかあるいは同居人など、生活を同じくするような方も現実の住居状況ということで載ってまいるわけでありまして、やはり戸籍との取り扱いは違ひから、一本化は難しいという感じを持っておりま

す。

○三治重信君 それでは、意見だけ言っておきま

すけれども、だから住民台帳にもっとプライバシーが出てきたのだから、本籍なんという問題の事項を書くのをやめて、本当の現状の世帯の状況を把握するといふふうなものだけにしまして、それはもう親戚を一緒の世帯にすれば、それは親戚でいいわけなんです。そうすると、戸籍は本籍の統制だとか身分関係を出すようにして、住民台帳はだから一般にプライバシーを最小限度に制限するよ

う少し再検討してもらふことを要望しまして私の質問を終わります。

○上野雄文君 それでは、最初に住民基本台帳の方から御質問を申し上げたいと思つて、

「住民に関する記録の適正な保護・管理の在り方について」ということしの一月に出されました報告書を読ませていただいたわけでありまして。これは住民記録に係るプライバシーの保護等に関する研究委員会という名前がついておりますから、そちらに力点が置かれたという報告書というふうな私には見たわけですし、また中もそういうふうな組み立てられておるように思つて、今三治委員からの質問もありましたけれども、公開が原則になってその方向については変わつてないんで、そのところがこの研究委員会の報告と大分違つておるのではないかと、こういう印象を持つのでありますけれども、そのところの見解をお聞かせをいただきたいと思つて、

○政府委員(大林勝臣君) 昨年の夏以来、学識経験者によるいろいろ研究をしていただいたわけでありまして、御指摘の報告書のような結論をいただいたわけでありまして、

この研究会の途上におきまして、まさに今上野委員がおっしゃいましたような今後の論議、要するに原則公開ということと考えていくのか、あるいは原則非公開ということと考えていくのかというものが、もう既に最初の段階から大変な議論になりました。これにはやはりそれぞれの委員の間で相当の意見の食い違ひがありましたので、一応、原則非公開、原則公開という原則を立てないまま、どういふ制度を立てるか考えていくことではないかということ、前提を決めないままいろいろ議論をしていただいたわけでありまして、その議論の過程におきまして、プライバシーの意識の向上の現状から言ひまして、住民台帳の登録事項の中でもプライバシーの侵害になり得る項目がどうあるから、こういった問題を踏まえて閲覧の制限というものはやはり考えていかざるを得ないだろう。そこで、その閲覧の制限の仕

方でありましても、方法としては二つある。一つは、閲覧対象者を制限する、つまり閲覧ができる人をも制限してしまふ方法、それからもう一つは、閲覧の目的、これの可否を判断してその目的から制限していく方法と、二つ考えられるわけでありまして、

そこで、この研究会の方ではいろいろ議論があつたのでありますけれども、まず閲覧の請求者の限定と、それから請求目的の可否の判定、この両方の面から制度を組み立てた方がいいのではないかと、こういう結論になって報告をいただいたわけでありまして、結果的に、しからばそういった方が原則公開と考へるのか、原則非公開と考へるのかという話が最後の段階になりました。再び出てまいりました。結局は、そういうまた議論になりますと、はてどういふ研究結果をまとめたけれども、全般的にこれを原則公開と考へるべきか、原則非公開と考へるべきか、なかなか研究会自身においても判断できない。そこで、一応こういふ制度の立て方の改正について提言はするけれども、その制度の立法化については一応政府にお任せしよう、こういうことの結果的になつたわけでありまして、

〔委員長退席、理事岩上二郎君着席〕

そこで、私も立法作業をいたしたわけであり

ますが、一番難しいのは、もう御案内のように、請求者をどう限定するかということでありまして、この研究会の報告書にもございまして、公務員でありますとか弁護士でありますとか、あるいはいろいろな行政書士、ほかのそういった公的な部門で職務上働いておられる方々、こういう者は一応いいだろう、これは研究会の報告にもございまして、そのほか、しからばそれに続くものとして、世論調査でありますとか世間のためにやられておる仕事、こういったものもいいたろう。しからば、あと経済的行為はどうかという、そこら辺が非常にボーダーラインになってくるわけであり

りしない文言が出ておるわけでありまして、なかなか立法技術的にそれをしかと限定して書くということが非常に困難だ。法制局でいろいろ議論したわけでありまして、やむを得ず今日の段階ではプライバシー概念がまだ未熟である段階を踏まえて、当面は請求目的の可否の判定から制度改正を考へていこう、こういう結論になつたわけでありまして、今後実際の運用を通じまして、さらに改正をすべきかどうか検討をしてまいりたいと考えておる次第でございまして、

○上野雄文君 それから、今度は電算機を使って磁気ファイルでやつてよろしいということになるわけでありまして、それは人間の目で見ても確かめるところをどういふ議論をされたのか。そこに専門的な知識なり技術なり持つておる人でないと出ることができないということになるわけですから、その辺の不安の問題についての考へ方をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) 確かに電算機に入つてしまふと目では見えない。そこで、電算機から出して、それを文字にしないと結局わからないうわけでありまして、そういう意味で、御指摘のような不安というものが出てまいるわけでありまして、ただ、現在の大変な高度化した情報化社会におきまして現実に既にこういった台帳類が電算化されて、これが現実にも利用されておるし、実際に行政の簡素合理化、迅速化、住民の利便というものを考えました場合には、こういった状況は避けて通れないというのが現実であります。そこで、そういった現実を踏まえながら先ほどの不安という問題に對処いたしますためには、結局どういふ電算機関係の部門におきます公の記録の管理、保護、こういったものを今後どう進めていくかということが基本になるわけでありまして、既に電算化しておる市町村におきましても相当程度プライバシー関係の条例をつくりまして、内部の電算化されておる資料の管理、保護には留意いたしておるわけでありまして、今回の改正を御承

認いただきました場合には、一年間の余裕期間をもってその具体的な取り扱いを地方の方に示したいと考えております。現在、自治省におきましてそういった電算化された情報の保護、管理の研究會というものを設置をいたしておるわけでありませんが、そこで具体的な細目を決めて、遺漏のないような運用をいたしたいと考えております。

○上野雄文君 お話としてはそれなりにわかるわけですが、現状はどうなつてますか。

これは朝日の社説ですか、二月二十日のやつですが、「住民記録に電子計算機を活用している市町村は千六百を超えた。新しい情報処理技術に沿った個人情報適正な管理が問われるのは当然といえよう。」と書いてあるわけですが、現状は現状についてわかりやすくお話しいただきますか。

○政府委員(大林勝臣君) 既に住民記録を電算化しております市町村が過半数を超えておりまして、千七百六十団体ほどございます。また、国においてもいろんな情報を電算化しておるのが現実でありますけれども、そういう問題は何か今に始まったわけでもないわけでありまして、既に昭和五十年代を迎えますと相当程度の普及を示してきたわけでありまして。

そこで、OECDのこういった問題の勧告でありますとか、これを受けました現在の総務庁、当時の行政管理庁の研究會、こういったもの提言を受けまして、昭和五十年早々に各省の事務次官會議で、一つの電算化されております資料の取り扱いについての基準というものが示されております。この基準に基づいて国の方は現在維持管理に努めておるわけでありまして、自治省といたしまして、その当時の事務次官會議の基準をさらに敷衍いたしました、地方公共団体の方に通達として流しております。非常に細かい内容にわたるものでありますけれども、こういったものを基本にして、現在千七百六十の住民記録の電算化されておる市町村におきましては対処をしていただいております。

○上野雄文君 さて、電算化をされてまいります

といろんなところへ利用することが可能なんです。そこで、五月の二十七日ですけれども、日経で「郵便局で住民票交付 郵政・自治省方針 特産品販売も拡大」、こういう見出しで報道があるわけですが、郵政省もいろいろ仕事を広げていくということなんですよ。一、二、三とありまして、一番目は、郵便局の窓口でカタログによる特産品の販売、配達。それから二番目がお祭りなどの観光情報誌の配布。三番目に、「早ければ六十一年度から住民票、戸籍簿本の交付など行政事務の一部を代行する一方針」というふうな載っているんです。それで、財団法人地域活性化センターというものが今度できる、そこと郵便局と提携をさせていただくという仕事をやろうと。これは我々もあれつという感じでの記事を見たわけですが、これも、実はこの最後の方に「住民票や戸籍簿本の交付など行政事務の代行サービスは、郵政省が「自治省側の態勢ができた段階で開始したい」とある。その次に、「自治省官報も」「行政判断を伴わない単なる受け渡しの仲介なら、郵便局でも可能なので、住民サービスになる」としており、早ければ六十一年度から実施するため、「云々と、こう書いてあるんです。これはどうなっているのか。各市町村の電算化が進んでいく、そうすればいろんなところと結びつくこともできる、最近の機種が違っても全部同じように結びつけることができるような、何かINS体制下でできるようなんです。そういう状況下ですから、御見解はどうなんでしょうか。特に、首脳が大体オーケーしているのだと言わんばかりの書き方なものですから。

○政府委員(大林勝臣君) その新聞記事は私も拝見いたしましたことに驚いたわけでありまして、私も、こういった住民票あるいは、いろいろ行政的に行はれたい一つの証明行為、いわゆる行政証明行為を郵便局で扱っていただくというところは、証明行為を郵便局で扱っていただくというところは、毛頭考えてないわけでありまして。どこからそういった記事が出たのかいろいろあちこち聞いてみた

のでありますが、省内ではそういった記事については全く関知いたしておりません。○上野雄文君 それと、いろいろお話を伺いましたけれども、やはりこれからプライバシー保護という問題が、各自治体でも保護条例の制定などの動きも活発でありますし、それからさらに情報公開の問題もまた片一方で進んでいるわけですから、そういう状態の中でありまして、おのずから整理を迫られてくると思うのではありませんけれども、個人の情報の問題というのはやはりプライバシーの保護という観点からスタートをしていくべきではないかと私も思っております。いろいろ新聞社の社説を読んでも、私も思いますが、これは朝日、読売、毎日の社説でありますけれども、この研究委員会の提起をした閣議請求者の制限についてはいづれも肯定している立場をとっておられるようです。ですから、そういう面について今後ともひとつ御検討をお願いしたいなという意見を申し上げて、この問題については終わりにいたしたいと思っております。

〔理事岩上二郎君退席、委員長着席〕さて、せっかくの機会でありまして、住民基本台帳の問題と同じように市町村の窓口で扱っております外国人登録の問題、このことについてお尋ねをいたしたいと思っております。きょうは何か裁判の都合があったのに、私が質問をすることになってこちらにおいでをいただきました黒木課長に大変どうも申しわけないと思っておりますのでありますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

そこで、前置きはさておきまして最初に、指紋の照合というような仕事が自治体の窓口事務になじむものであるものかどうかというのには、僕らいつも疑問に思っているわけなんですけれども、法務省はやらせている側ですからその方のお答えは二の次にして、自治省の方ではどうですか。こういう仕事、都道府県や市町村の職員はこれやれと言えども唯々諾々としてやらざるを得ない、こういう立場をとらざるを得ないことはな

いだらうと私は思っているのですが、こういう仕事、先ほど佐藤委員からも北九州の指紋を捺捺させる施設設備等についての説明がありましたけれども、どうでしょう。どんなふうにお考えですか。

○政府委員(大林勝臣君) 外国人登録法の施行が法務省の機関委任事務として各市町村の窓口で行われておるわけでありまして、その仕事の一つとして指紋の照合というのがある。そこで、御質問は指紋の照合というのが市町村の窓口職員で可能かどうか、こういう御趣旨の御質問であると思っております。

問題は、指紋の照合というのをどの程度の正確性で要求されるかということにかかってくるのだらうと思っております。そういった問題について法務省として市町村の窓口に対して御指導をされておるのであるかと思っております。私どもの立場から、市町村の窓口で現在法務省が御指導されておる指紋の照合が可能であるか難しいものであるか、どうであるかということについてのお答えは差し控えていただきます。

○上野雄文君 自治省が委任事務として決まっていることについてとやかく言う筋合いではないという気持ちもわからぬわけではありませんが、それにしても、一般常識的に言って指紋をとるというのをどうしても日本人の場合犯罪の問題と関連して考えるという、そういう風潮といえますか、それがあれば、役場の窓口でそういった仕事を扱うというのには、私はなじまない仕事ではないかなという感じを持っているのですけれども、法務省なんかでは、これを始めたときにそういう点についての検討、それから議論といえますか、どんなふうにお考えでしたか。

○説明員(黒木忠正君) 指紋制度が始まりましたのは法律的には昭和二十七年でございますが、実施は昭和三十年でございます。その間準備期間がかりましたのは、一つは私も法務省における指紋の鑑識をやるというための職員の訓練その他の時間がございまして、それからそのほかの事務



もでございますけれども、実施が昭和三十年に延びた、こういういきさつがございます。

それで、市町村の窓口における指紋の照合につきましては、あえて言葉を二つ使わせていただきますが、指紋の鑑識と申しますのは大変難しい仕事のようにございます。これにつきましては、今申し上げましたように、職員の間でも特別の訓練を受けなければ鑑識はできないというふうに私も思っております。ところが、指紋の照合と申しますか、二つの指紋、特に外国人登録の場合は、前回ある人が押した指紋と今回押した指紋が同じであるかどうか、しかもそれが左人さし指と限定された指紋を肉眼で照合するということはさほど難しい仕事ではないというふうに私も思っております。

ただ、市町村の窓口の職員につきましてはずっと長く外国人登録の窓口で座っているわけではなくて、職場内で配置転換ということが行われまして、その窓口で座る職員の中には、ついことしの四月に配置がえになったという人もおられるわけでございます。そういった人たちにわかに指紋を照合しなさいと言いましても、これはなかなか訓練といえますか、多少の指導を受けなければ見分けもつかないであろうというようにございまして、私も私どもとしましては県単位、それから実はさきよりから始まっておられるわけですが、中央研修と申しまして、法務省で行われております研修の中でもそういった指紋の照合につきましては一応のガイダンスをして、それで指紋の肉眼による照合をしようというようにございまして、おる次第でございます。

○上野雄文君 これは黒木課長さんもごらんになっておられると思いますが、「新版・外国人登録法と実務」というのがございまして、その中で「指紋による同一人性または非同人性の鑑別は絶対的な正確度を持つ反面、指紋の鑑識には専門的知識と経験が必要とし、だれでも容易にこれを鑑別できるわけではない欠点がある。」、こう書いておられる。今の御答弁はまことに巧妙でござい

ましまして、照合と鑑識というのを分けてお答えになられたわけですが、この「外国人登録法と実務」というものからいくと、照合の問題を含めてこれは述べているのと違うのですか。全く鑑識のことについてだけ触れているわけですか。

○説明員(黒木忠正君) この表現から申しますと、専門的な鑑識について述べていると思えます。したがって、肉眼による指紋の照合ということについては必ずしも専門的なそういう知識というものが必須であるというふうに私も思っていないわけでございます。

○上野雄文君 そうすると、指紋の照合は何らの道具もなくて、ただ普通の目で見れば、それだけでいい、こういうふうにお考えになっておられるわけですね。

○説明員(黒木忠正君) 市町村の窓口におきます指紋の照合は今お話しのような肉眼による照合で結構ですと、こういうことで、特別に専門的な知識、技術を私どもも要求いたしておりません。

○上野雄文君 わかりました。今まで指紋捺捺拒否をめぐって幾つか裁判がありましたね。その中で市町村の職員が、全部証言に立った職員の方々は実際照合してないので、同一人物の確認というのはいま写真でやっているんですと、こういうことを言っていることについて、それは課長御存じですね。

○説明員(黒木忠正君) そのような証言が多かったことは承知しております。ただ、一言つけ加えさせていただきますと、そういったことも踏まえて、実は先月の十四日でございますが、私どもの局長名で都道府県知事に出しました通達で、改めて各自自治体に対して指紋の照合をするようにということをご指導したといういきさつは、そういう背景があるからでございます。

○上野雄文君 後からそのことについても申し上げようと思つたんですが、先ほど課長が言われたように、習熟している人が必ずしもやっていると、習熟していません。市町村の職員の任命権は皆さんのところにはないわけですか。市町村長が持つ

ている人事権で内部の配置を決めているわけですか。しかも最近では、こういういろんなものも起こるようなところはあんまり長くいたくないよと、こういう気分もないわけじゃないですか。できるだけ交流をしてやるといふ配慮が働くのはそれぞれの市町村では当たり前のことなんでしょうか。実際にそれはガイダンスで少し訓練はするかも知れぬけれども、そのことをやれないと言っている連中に強引にやれと言ふ態度というのはどういうんですか。通常仕事を委任事務でお願いをしている立場からすれば、頼まれた方がなかなかそこまでやれないんですよ、こう言っているのを、またさらにやれやれと言ふ態度というのはどうも理解できないのが私なんかの立場なんです。

これはそれならそのように、例えば最近の市町村の窓口の印鑑証明、ほとんど間接証明方式に変わってきましたが、これはやっぱり職員に先行きいろんな負担をかける、できるだけ正確さを保つということから考えて、偽造だ何だの後で担当者が民事訴訟の引き合いに引つ張り出されるようなことをやらないうちにしているわけですか。そういうことから考えると、ただ法律で決ましていること、委任事務でおまえたを指揮監督できるのだから、このことは強引にとにかくにもやりなさいと言ふことだけの考えでは少し足りないんじゃないですか。やっぱりそれをやらせるのであれば、やってもらうような手だてというものを考えていくというのが普通なんじゃないかと私も思っています。私だって県の職員をしておいて、特に私がいたのは地方課ですから、市町村の職員とも年じゅうつき合ひうわけです。高圧的な態度で物事なんか頼んだって、それは仕事はうまくいきますよ。国家公務員と地方公務員とは上下の関係にあるんですか。

○説明員(黒木忠正君) 上下の関係はございませぬ。○上野雄文君 委任事務についての理解というのはどういふのでしょね。末端まで国の意思をと

ことんまで押し通すことができる仕事だと、そういうふうにお考えなんでしょうか。自治省では一般的に委任事務というものについての見解というものをひとつ局長、私もいろいろ議論をする場合に勉強しないと申せないので、改めて教えていただけませんか。

○政府委員(大林勝臣君) 一つの事務を執行いたします場合には、例えば国でありますと、国の指揮監督するところと出先の現場で働くところと、典型的な例を出しますと、そこではいわゆるもう全面的な指揮監督権というものがかぶるわけでありまして、ただ、現場の仕事は地方公共団体がいたしますという関係が、国の本省と出先の関係とは違つておられるので、機関委任事務を執行する際には一応国の方に指揮監督権というものは制度的にはありますけれども、やはり地方の立場というものもあわせて考えて仕事をやる質のものでもあろうと思つておられます。したがって、地方自治法の中でも、地方の議会の意見提出権でありますとか、あるいは委任事務についての地方団体の長としての意見の提出権というものも制度的に国家行政組織法等で規定をされておるところであります。家が委任を地方公共団体の執行機関にいたします場合にも、結局は地方公共団体の現場で混乱が起らないような配慮というものがあつてしかるべきであらうと思つておられます。

そういう意味で私どもも、外人登録問題というのは非常に高度の政府の政策判断あるいは国会における慎重な御審議の結果、できておる制度でありますので、この制度の適正な運用を地方公共団体が行うのもまたこれ当然でありますけれども、同時に窓口ができるだけ混乱しないような運用を法務省の方にお願いをしてきてまいっております。

○上野雄文君 今お聞きのように、裁判の証言で職員の間で、実際に指紋の照合というのはいくらもたつて我々にはできないんですというのを言つたから、今度は通達で改めて照合しなさいということを出したのだと、こう言うのです。これは、

できなければどうしようにむけるためには何らかの手だてというものを考えるというのが普通のやり方なんだろうと思うんです。仮に指紋の押捺の是非の問題は別にしても、何としてもどうもやりづらいい仕事であると言え、やれるような仕組みを考へるというのが普通なんじゃないのかと私は思っていますけれども、こういう点については、自治省なんか通常の仕事の場合はどうですか。通達でばんと出しておけば、それでおまへらはどうもかんでもやるんだよということだけで通達をお出しになるような考えをお持ちなんですか、やはり自治省も自治省の立場に立った場合に。

○政府委員(大林勝臣君) 一般論として申し上げます。いろいろ都道府県あるいは市町村の方に仕事をお願いすることが多いわけでありまして、そういう場合に、都道府県あるいは市町村の方に仕事をしてもらいます場合には、私どもの役所に場合には地方六団体という地方の団体の声を常に把握し調整をしていく機関もございます。そういうところと事前に打ち合わせをしながらいろいろな仕事の通達を考へておるのが現状でございます。

○上野雄文君 というようなことなだけけれども、どうですか、法務省の今回のやり方についてはそれなりの反省なり何なりというものはお持ちではありませんか。

○説明員(黒木忠正君) 指紋の照合につきましては、私どもかねてから照合を励行するようにという指導は市町村に対して行ってきたわけでございますが、このたびの通達は、先ほど申し上げた見てないという証言等が出ていることを踏まえて、改めて重ねて通達した、こういう次第でございます。

私どもといたしましても、市町村における指紋の照合をただ命令一つでやらないと言っただけで済む問題とは思っておりません。私どもといたしましては、そもそもこの事務が市町村に機関委任事務されておりますその理由というものが、一つは外国人の利便というものを考へて、その居住地

の市町村において登録をせよというところから外国人のために大変便利であるということから機関委任事務されておりますような背景もございまして、これらの事務に当たりましたは、外国人の利便ということが一つ、それからもう一つは、事務を實際やっていたら市町村においてなるべく負担のかからない方法といったようなことは、これは常に考へておるわけでございます。このたび私どもの方で指紋の押捺方法を改めてしたのは、一つはやはり外国人の負担を軽くするというのと同時に指紋を押捺させる方の自治体の職員負担を多少でも軽減できるならばといったようなことももちろん配慮の中に入っているわけでございます。

○上野雄文君 余り変わっていませんよ。やはり通達で市町村の職員を法務省は手足のごとく使え、こういう感覚で、法律で決めれば自治体の窓口は全部それに従って何でもやれる、こういうふうにお考えになつておられることは間違いない。私はいさういさうに思わざるを得ないんですが、どうもまた後でその裏打ちを申し上げなければなりません。その辺の感覚が、指紋をとること自体がたまたまこれに変わつても、照合ということがやれないというふうな言っている連中がやれるようにすることとをことごとくまで考へるというのが普通のことではないか。自治体が印鑑証明のやり方についてどういふふうな制度も変えてくるという自分の側での努力をしようという姿をあなた方は的確にとらえていないというふうには言つても差し支えない、こう思つてます。

自治省に、また指紋押捺問題で局長をこんな答弁に引張り出してはどうも申しわけないと思つたけれども、しかし県や市町村にしてみればやっぱ頼りになるのは自治省だ、こう思つているのが大部分だろうと思つてます。そういう立場からいろいろ見解をお聞きしたいのでありますけれども、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民」と

これは国籍の別なくそこに住所を持つて居る人たちは全部住民なんだ、こういうふうな考へてよろしゅうございませぬか。自治省のひとつ見解をお聞きしたい、こう思つてます。

○政府委員(大林勝臣君) 地方自治法で住民の権利義務、各所にそれぞれ出てくるわけでありまして、地方自治法の第十條で御指摘のような規定がございまして。この場合の住民の中には、国籍のいかんを問はずそこに居住しておる者を住民とするというのが従来からの一貫した解釈でございまして。

○上野雄文君 そうすると、国籍のいかんを問はず、当該自治体の長は、そこに住んで居る住民、この人たちの包括的な意味での生活を守るというのか、法律で定められているような仕事についてのこと等を平等に扱つてやる、そういう立場に立つのは当然だろう、私はこう思つてます。それも間違いないですね。

○政府委員(大林勝臣君) 市町村、都道府県の一番の役目が住民の福祉の向上ということにあるわけでありまして、国籍のいかんを問はず、市町村長、都道府県知事としては努力をする義務があるわけでありまして、事柄それぞれに法律という一つのルールがあるわけでありまして、その法律で規定をされておる事柄に即して知事や市町村長が行政を執行するわけでありまして。したがって、日本人と外国人が同じ地方公共団体の住民でありながら、いろいろ法律の立て方のいかんによりまして取り扱いが異なつてくるということはやむを得ない場合も多いのであらうとは存じます。

○上野雄文君 後段の話は当たり前のことなんでしょうが、言はずもがなのことなんでしょうが、包括的に福祉を守るというその中では全く同じように扱つてというのが当然のことだといふに理解をするわけですか。

員と黒木課長も随分いろいろな答弁をされておられるわけでありまして、ここで一つ最初にお聞きしておきたいと思うのは、登録済証明書の作成の問題をめぐつて、これは一〇一国会のときの衆議院でのやりとりだと思つてますが、当時の入管局長は小林さんじゃなくて、去年の入管局長ですね、ちよつと今見当たりませんが、登録済証明書が使われたいと思つてますが、登録済証明書が使われる範囲、これはたくさんあると思うのであります。法務省の方ではどんなものがあるというふうにお考えですか。

○説明員(黒木忠正君) 登録済証明書の使われ方と申しますのは、大要に外国人の生活が多岐にわたつておりますので、官庁に提出する場合、民間の信用機関、取引先、それから場合によっては結婚するような場合と、大要広い範囲で使われていると理解しております。

○上野雄文君 これはもうほとんど日常生活に欠かすことができないほど多く使われているわけですが、この扱ひの問題をめぐつて今度ばかり制限を加えることになつてきたわけですから、このことについて市町村長が、ここからは固有事務であるから何も法務省の言うとおりに処理をしないでいいのではないかと判断を持つてくるのがたくさんふえてきましたね。この新聞記事でも、これは六月七日の毎日新聞夕刊ですが、町田市市長は、法務省通達は誤りである、こう言つて告発もせまされ、それから証明書の発給は継続してやる、こういう立場を明確にしているわけなんです。この点についての一つの議論がまだ整理されていないのではないのか、こういうふうな思つておられるけれども、この点について五月十七日の小林入管局長のこの答弁を取り上げてみますと、

その指示に反して市町村が登録済証明書を作成してしまつたという場合に、これは明確に通達に反するわけでございますけれども、その場合はこれを担保する法的な根拠があるかという点は、これはなお詰める必要があると思つてます。これは地方自治法百四十六條に基づく職務執行

命令の対象とすることができるとかどうかという  
ことに尽きると思いますが、その点につきまして  
はさらに詰める必要があると思えますから、私  
は軽々にお答えを申し上げませんけれども、し  
かしその条項に最終的にはからしめる可能性  
が全くないとは私は存じません。  
こういう答弁をされているんです。これは御存  
じですね。

そこで、「さらに詰める必要がある」というこ  
とを言われているのでありますが、今詰めてみた  
議論はされておられるんですか。

○説明員(黒木忠正君) この登録済証明書の発行  
するその事務そのものにつきましては、これは市  
町村固有の事務であろうというふうに考えてお  
りまして、その意味では機関委任事務ではないとい  
うふうな理解でございます。ただし、この登録済  
証明書と申しますのは本来国の管理いたします登  
録原票、これに基づいて交付されるということに  
なりまして、私どもとしましては市町村長にその  
登録原票の管理を委任していると、こういうこと  
でございますので、登録済証明書交付自体は固有  
事務でありまして、それを利用して立場から申  
しますと、これは本来その管理を市町村長に委任  
しているわけでございますので、その辺のところ  
になりますと五月十七日の法務委員会における  
入管局長答弁のように若干詰める点がございま  
して、私も現在その詰め作業をやっておりま  
す。しかしながら、ただいま現在これを詰め切つ  
たという状況にはございませんで、引き続きそ  
のところは検討しておるといふ次第でございま  
す。

○上野雄文君 その苦しみもわからないわけでは  
ないんです。わからないわけではないんですが、  
もう大体二十日以上たっているのじゃないんです  
か。それと、七月に入ればいよいよ大量切りかえ  
というのを迎えるわけです。これは一体詰めてい  
ると言つたついでに詰めるんですか。市  
町村の方では毎日と言つてもいいくらい、借金す  
るのでも運転免許の書きかえでもあるいは新規の

取得でも、今ごろ学校はありませんからあれです  
が、国民年金、健康保険、就職、土地の登記、各  
種資格取得の際の添付すべき書類、この間なんか  
は風俗営業の問題なんかは大変だつたと思つて  
です。毎日とも言つていいくらい、みんななか  
りあるわけです。これは早く態度を決めてくれな  
ければ困るんじゃないんですか。いつごろを  
めどにおやりになるんですか。

○説明員(黒木忠正君) 時期についてはいつまで  
と明確には申し上げられませんが、なるべく  
早く機会に結論を出したいというふう  
に思つておられます。

ただ、この登録済証明書につきましては、一般  
の指紋を押している外国人については従前どおり  
当然のことながら出るわけでございます。この  
たび通達で若干の制限を申しまして、この  
指紋捺捺を拒否した人でありまして、なおかつ、指  
紋の押捺を拒否した人の中で一切出さないとい  
うわけではなくて、効力に若干の制限を加えよう  
な登録済証明書を出しようというところでござ  
いまして、実際の件数としては御懸念のよう  
な場合同じでございまして、私どもも思つてお  
ります。

○上野雄文君 そう言つたついで、もうきのうは町  
田だけではなくて東京都の区でもそういうことが  
あつたということ、これはテレビで放送して  
おりましたね。だから、この扱ひの問題について何  
もそうこだわつて詰まらなくも、これは固有事務  
なんだから市町村が独自の判断でやつていいん  
じゃないんですか。小澤委員とのやりとりでも、い  
ろんな制限がついて、過去のものの証明はでき  
ないけれども、新しいものは書いて出しちやいな  
かぬ、こういうことあります。それでは何にも  
ならないか。受け取つた側は大体主としてお役所  
あるいは半公共的な団体とかあるいは金融機  
関とか、そういうところが多いでしょう。古い過去  
のもの証明なんかしてもらつたついで、これは何  
もならぬわけですか。ですから、本来の機関委任  
事務との関係の中でこれは明確な答えを出すことが

できるのじゃないんですか。どうして出すこと  
できないんですか。

○説明員(黒木忠正君) お尋ねの地方自治法の百  
四十六條の關係ということになりますと、今申し  
上げましたようにまだ詰めるべきところがある  
ということでございますが、私どもとしましては、  
この指導監督を規定した百五十條の規定に關  
しましてはこれは登録済証明書の交付について  
の指導監督ができるというふうな趣旨で出してお  
るわけでございます。ただ、お尋ねのように、ぎ  
りぎりのところでそれが機関委任事務に当たる  
かどうかということにつきましては理論上かなり詰  
めるべきところがあるであろうということござ  
いまして、私ども、各自治体が五月十四日の私  
どもの通達に従つて行動されるということに期待  
しているような次第でございます。

○上野雄文君 やつぱり依然として法務省の感覚  
は最初の指紋照合の問題と同じであつて、本當の  
意味での自治体の立場というものを考へていな  
い、この点についても私はそう言わざるを得ない  
と思つて居ます。そんな固有事務に至るまで、それ  
は確かにそれはそうかもしれませぬけれども、そ  
れだつたら、そのような自治体で処理しやすいよ  
うな仕組みというものを考へるといふのがこれも  
また当たり前のことなんであつて、当たり前のこ  
とを全く手抜きをしてやらない、権力的に物事  
だけを押しつける、こういう態度はもう許せない  
ことなんではないか、私はこう思つて居ます。これは  
もう百四十六條では明確にこの手順も書いてあり  
ますし、それからこの最高裁の判例もあるわけ  
です。そういうものに照らし合せてみれば、どう  
しなきゃならないかなどということ、もう言わ  
ずもがななことではないか、私はそう思つて居  
ます。ですから、これなんかもういまでも意地を張  
つてないで、現場で仕事を頼んでいるのですか  
ら、頼んでいる仕事、頼んでいる立場に立つて物  
を見る。

地方自治体と国というのは車の両輪論、これは

よつぱらやつてきたんですが、黒木課長は補助金  
等の特別委員会なんか關係がないから初めて聞く  
ような話になるか知らぬけれども、国と自治体は  
もう車の両輪だと、両方が協力してやるのだ  
と。今度の場合は国が、あんちゃんが銭が足らな  
いから舍弟が助けるのは当たり前だなんていう議  
論までよつぱらやつてきたわけですか。そういう中  
での仕事のやり方の問題をめぐつて、これまたで  
きるだけ早くだけで済ませてしまふなどというこ  
とにはいかぬことだ、毎日起こつて居る問題だ  
というふうには、私はこの点についても自治体に任  
せようというにちつとしないといふことを強く要請  
をしたいといふふうに思つて居ます。

それから、機関委任事務のこの議論をやり出  
しますと、これは際限なく続くし、また国の方でも  
これから見直しをするという議論の起つて居る  
最中ですから、私もこのことでの論争を今ここで  
やつてみてもあなたの方の態度が変わらぬ限りは  
どうもおもしろくない議論を続けることになり  
ますから、これ以上申し上げるのはやめにいたしま  
すけれども、ただ自治体というものについて余  
りにも甘く見るようなことは許せない、こういう  
ことだけは強く申し上げたいと思つて居ます。  
それから、告発の問題についても、これも私は  
申し上げなさいいけないんですが、告発しなさい  
ということは今度も強く述べておられます。この  
告発の仕事は、これは委任事務じゃないですね。  
これは確認していいですね。

○説明員(黒木忠正君) 告発そのものは刑事訴訟  
法に基づく公務員の義務といたつてございま  
して、国の委任事務の中には入らないと理解して  
おられます。

○上野雄文君 そうすると、さつき言いかけたん  
ですが、一〇一国会で前の田中入管管理局長が告  
発義務は、「国の機関委任事務の範圍に属する  
否かは議論が存するところ」でございまして、今後  
このような事例に対して、地方自治法の職務執行  
命令を発動していくかどうかは慎重に検討いた  
したいと思つておられます。」といふこの答弁は、こ

れは知っていますか。一〇一国会でやっているんです。これは当然否定されたことになるわけですね。どうですか。

○説明員(黒木忠正君) そのように理解していただいて結構でございます。

○上野雄文君 告発は、さつき地方自治法の第十条で、ひとしく区域内の住民皆平等に扱おう、指紋捺捺に非常な嫌悪感を持ってこれを拒否したという人に対して、住民を官憲に売り渡すようなことは何としてもできない、これはどう考えても憲法違反の疑いがあるのじゃないか、そういうふうにも市町村長が考えれば、これはやってもやらなくてもいいことではないかなというふうには私は思っています。少なくとも委任事務ではないということが明確になってきていけば、すね。ですから、それをまた告発の動行、しかもさらに指紋の捺捺の説得というのをやれということをお願いしているわけですが、この感覚も先ほどの感覚と全く同じ立場で、私はこのことを指示するというのはどうしても理解できないんです。これはこの部分に関しては従前の考え方と変わっていないんです。

○説明員(黒木忠正君) ちよっとお尋ねの趣旨がよくわからなかったのですが、告発に付いての従前の考え方が変わったかということじゃないわけでございますか。

○上野雄文君 ただ、今度やり方を変えたわけですね。今まで説得だの何だのとかということはないから、事実上、市町村長は自分の住民だからいきなり告発だということはもうやらないと、だからずっと説得を継続しているわけですね。法律はこうなっていますというお話を申し上げて、それでもなおお押さないという人についてはそのままやってきたわけですね。ところが、今度三カ月に期間を切ったわけですね。それで、そういう手続をやっています、いつ幾日までまたとりに来なさい、こういう書類を出しなさいということは今度の通達で押しつけてきたわけですね。これは午前の佐藤三吾委員の質問では、事務

量が三倍になったんですよ、こう言っているわけですね。今までやってなかったことがかぶさってきただけですから。そして、あるところでは切りかえにに応じてすぐ交付できるようにアルバイトまで雇って準備しているんです。そういう準備態勢が全部整えて大量切りかえの事務に支障を来さないように、窓口の混乱を起こさせないようにいろいろの気を使ってやっているわけですね。そういう態勢というのについて法務省の方では全く配慮しない今回の通達のやり方ではないかという批判がされても仕方がないんじゃないですか。

○説明員(黒木忠正君) どうも失礼いたしました。先ほどのお尋ねの件につきましては、私どもこれまでの市町村に対する指導は、指紋捺捺拒否者があれば直ちに告発するようにという指導をこれまで続けてきたわけでございます。ところが、自治体の一部の中には、直ちに告発するのではなくて、まず説得を試みたい、説得することによって外国人が翻意してくれば、それによって法の目的は達せられるのではないかとということで説得を続けられ、告発はその間保留する、こういうような現実が出ておたわけでございます。私ども、自治体の御意見なども聞いたりいたしますと、やはり法違反があったから直ちに告発するということについてはいかがであらうかということでございます。

○上野雄文君 だから、その辺が今度皆さんの物の考え方というは大変違ってきているんです。三カ月という今度期限がつけば、そこまでは全部そういうふうなことでこれから戦術として取り上げて、そういうふうなことであげましようというところが今度出てきたんです。そういうことは予想できなかったんです。だから、市町村の窓口ではそういう戦術をとられるわけですね。今まで

より以上に混雑をする、煩雑になってくる、こういうことじゃありませんか。その辺の分析は、そのことをお決めになるときはどういうふうなされおったんですか。

○説明員(黒木忠正君) 私ども、指紋捺捺拒否者が出現した場合の実態については市町村にいろいろ照会いたしました。調べたわけでございますが、指紋捺捺を拒否した人に対して各自自治体において指紋を捺するような説得を一番多いところで一年間に三十回回続けておられる。場合によっては、役場の職員が本人の自宅まで行き説得するとか、役場に来てもらって説得するとかという大変な御苦労をおかけしている部分も見受けられたわけでございます。そういうことからも、いつまでも説得を続けても相手方が意思を変えないということであれば、これはいつまでも説得を続けることも事務上いろいろ支障があるというふうな判断もございまして、三カ月程度が一応その判断をする時期ではないかということで三カ月というものを実は決めたような次第でございます。

○上野雄文君 それはもつとも聞けると思っています。ところがこの間、川崎で指紋捺捺を拒否した人が逮捕されたですね。きのうかおととい起訴されたんです。それで、あのとき私も社会党の代表として国家公安委員長のところへ申し入れに行つたんです。そうしたら公安委員長は、いや、三回もいろいろ警察も行って早くやってくれという話もしましたよ、三カ月たつたんですと、こういう話だ。しかし、もうこれは法律があるんだから仕方がないんじゃないですか。しかし、あれは勾留つきじゃないですか。しかし、それはすぐにも帰っているはずですよという話を聞いたんです。そのときはそれなりに私も普通に聞いたのですけれども、今度この通達で三カ月とこの文書に載つてきちゃうと、話が合つちやうなんです。はあ、これは警察と法務省といろんなところと相談して三カ月というのを決めて、そこから後はひとつ勝手に警察にやってもらえるようにやりますよというのを相談したんじゃないんですか。

三カ月というのは、結果的には警察もやれるし、市町村の窓口は三倍も忙しくなってくるし、すぐにもうやらないでたまっている、こういう状態が続くんじゃないんですか。だから、独自の御判断ではなくて、いろんなところと相談をした結果、かえって仕事をややくしくしてしまつたという結果しか生んでないんじゃないですか。それはお思いになりませんか。

○説明員(黒木忠正君) 私ども指紋捺捺拒否者につきましては関係省庁ともいろいろ研究、検討する場を設けて議論しておりますけれども、今お尋ねの三カ月という点につきましては、少なくとも私の理解している限りでは、特別にそういう捜査当局との打ち合わせということはないと思います。

○上野雄文君 そう言うならどうなるとは私も期待はしておりません。言つたらんでもない話になることですからね。しかし、私たちにはそういうにおいぶんふんと感ずることができるといふことだけは承知していただきたいと思います。

それから、この告発について、やはり告発しなさいということをお願いしているわけですが、ずつと私なりにいろいろ資料を調べてみました。そうしましたら、検察統計年報というのがあつた。そこで委任事務等について、何も外国人登録法だけが委任事務じゃありませんからいろいろ委任事務があるわけですが、その対比をしてみますと、これは五十四年の統計ですが、年間四千四百六十三件中三千八百四十五件が外国人登録法違反で告発されているんです。これがもう圧倒的に多いんです。これだけ罪人をつくるようなやり方を外国人登録法でやっているのだということについては、やっぱり考えてみなければならぬんじゃないかと思つてます。しかも、これは不携帯が主なんです。

きょう午前の質疑で、佐藤委員の質問に対して、これは不携帯罪だから摘発するのだと、そして財産がどうで何がどうというのを全部調べま

す、指紋も十本の指から全部とりますと、こういうふうなことを答弁しておりましたが、警察当局の方はこういうことにそんなに大変な罪の意識がないんだと思うんです。わざわざ罪人づくりをやるようなやり方というのは、これは法律があるからこうなんだと言えどもそれまでかもしませんが、そういうやり方をやっているところから私は、嫌ならば本國へ帰るか帰化すればいいんだなという言葉が出てくるのではないのかなというふうにも思うんです。

それで、この間山口労働大臣がヘリコプターで糸山英太郎さんのバスデーパーティーに、庭にヘリコプターでおりた。これは無許可だと、こういう新聞記事が出たんです。私も運輸省にお尋ねをしました。これは運輸課の補佐官の各務さんという人にお尋ねをしまして、これはどういふんですかと云ったら、航空法の七十九条違反で、罰則は五万円以下の罰金がついていて、あなたの方で告発されたんですかと、こう聞いたら、告発してないと言います。それからまた、いろいろ我々が関係する県や市町村では建築基準法違反というものが非常に多いです。これを全部告発、告発でやったらどうにもこうにもならぬし、警察だつて検察庁だつてお手挙げだと私は思うんです。これは指導という問題が伴っているんです。こういう例との比較からいってても少し酷いじゃないですか。そういう発想になることはできないんですか。その辺いかがですか。

○説明員(黒木忠正君) 外国人登録法につきましては昭和二十年代以来、たくさんの不正登録とか、それから申請の義務懈怠というものが大変目立ちまして、そういう意味もございまして、ある程度きちっと登録をせよというふうなことで、これも罰則の適用も必要であろうというふうなことで、こういうふうな指導も、運用もしてきています。

○佐藤三吾君 関連。  
黒木さん、確かにあなたがおっしゃる通りに、罰則を思えば告発をせざるを得ないという論理に

なつてきますが、今度通達出したのは入管局長じやないですか。その入管局長が告発せよということを通達してますね。これはどういう権限ですか。

○説明員(黒木忠正君) 私ども地方自治法百五十条による指揮監督の及ぶ範囲内であるというふうな理解しております。  
○佐藤三吾君 それなら、告発せよじやないじやないですか。そんな権限があるはずないじやないか。そういう越権的な行為をやるのじやなくて、またきょうは入管局長が地方自治体を集めて同じようなことをやっていますね。そんなにやるなら直接あなたの方がやればいいじやないか。機関委任事務なんて起るんです。入管局長が告発しないなんて言うべき性格のものじやないでしょう。思ひ起してくださいというなら別だ。こういうこととが別だ。後は思ひ起すか起さぬかは自治体の判断ではないですか。何か命令するような通達を出して、そんなことを言うならあなた方が直接やればいい。どうですか。

○説明員(黒木忠正君) 私どもの通達を今ちよつと見てみたのでございしますが、趣旨は佐藤先生言われるとおりでございまして、「告発されたい」とは書いてございまして、「することとされたい」と、表現はストレートに「されたい」とは書いていないわけでございます。  
それからもう一点、地方自治体に告発させないで法務省当局でやるべきではないかということもございしますが、一般的に告発と申しますのは、当該違反が起つた現場において一番よくその事実関係を把握しておることから、私どもはかねてから現場である市町村において告発をするようにという指導をしております。

○佐藤三吾君 これで終わりますが、大臣、あなたにこつと笑わぬで、少しは怒りなさいよ。入管局に今ただしてみれば、あの文章が、思ひ起して

てください、そんなふうにとれますか。そこまでやっておるのにあなたは自治大臣として、今自治体はそのことで深刻に苦しんでおるのだから、もつとやっぱりきちつとしてくださいよ。どうですか。

○国務大臣(古屋亨君) 私は、きちつとしないことは嫌いでございしますので、きちつと何でもすることが好きでございます。  
ただ、この法律というのは、法務省の機関委任事務、そう言う先生はそんなのやめてしまえと、こうおっしゃるかも知れませんが……  
○佐藤三吾君 そんな越権なことをするのならやめてしまえと言っています。  
○国務大臣(古屋亨君) 私どもとしては、法務省というものがあつて、その機関委任事務になつておりますので、それをどうしたらよく守つてもらへるかということが一番自治体に混乱を起さぬ根本だと思つております。そういう意味で私どもは、けさほど申しましたように、事務当局がそういう相談する機関がありますので、そういう意見をそこでもう一度相談をしないで、先生のいろいろ御意見のあることもお知らせをして、そういうところでもう一度話し合つたらどうですかということをお願いいたします。

○上野雄文君 そこで、告発の問題についていろいろな差があることについては今申し上げたとおりなんです。  
そこで私は、これだけのこんなややこしい仕事を頼んでおいて、しかも一片の通達でどうにでも使えろというふうな感覚が一つも抜けてないでございまして、それじゃ一体財政的に予算の面でどれだけ面倒見てくれているのかという、これは超過負担ですから、法務省の方ではどれぐらい迷惑をかけているかというのを自分の方で計算したことがありませんか。どのぐらい超過負担をお願いしているのか、数字的にはじき出しておられますか。

○説明員(黒木忠正君) 昭和五十二年以前につきまして大変超過負担問題が取り上げられてお

して、昭和五十二年に法務省と自治省と大蔵省三省による実態調査をいたしました。このときにそういう是正措置を講じておるといふふうな理解しております。

○上野雄文君 それを是正したからもう超過負担は消えた、こういう認識なんですか。  
○説明員(黒木忠正君) 今五十二年と申し上げまして、もうそれから八年たつておるわけでございます。その間給与のベースアップによる増額とか、それから人件費の積算方式の改定とかというふうな努力を今日までいたしてきております。ただ、そういう声もございしますので、私ども機会を見て、改めて現場の実態調査というふうなものをやります。それを予算に反映していきたいというふうな考えでございます。

○上野雄文君 これはこの間私はこの席上で申し上げたんですが、私の任んでいる宇都宮では、数は少ないのですが、歳入七千万円、歳出六千万円です。大阪では約五億円近くかかっているのに、市町村や府の分も合せてこれが一億七千八百万円しか五十九年度は来てない、こういふんです。それから、これは川崎の例で概算ですが、川崎では歳入一千万円、歳出は五千二百万円、こう言われておるんです。八年たつたから、かなり超過負担の額があるでしょう、こう言いますけれども、これじゃしかし余りにもひどいのじやないですか。

○政府委員(大林勝臣君) それぞれの分野で地方公共団体の現場におきまして非常にやりにくい仕事、危険な仕事、嫌われる仕事、そういう業務につきましては、条例措置を基本にして、それに相当する手当を出してやっておるわけでありま

す。現在の住民登録関係の事務についてそれぞれ  
の市町村で現実はどういう取り扱いをされている  
か、ただいま承知いたしておりませんが、それぞ  
れの地域における実態に応じて判断をすべき問題  
であろうと思ひます。

日ですか、財政課長や地方課長なんかも集めて、  
地方行革もつとつかりやれという会議やつたば  
っかりでしょう。それで、事務事業の見直し、委  
任事務やなんかもう一回整理して今度やりまし  
よう、簡素合理化をしましょう、こういうことを  
言っているわけですか。ところが、片方どうい  
うお話を聞いておきますと、負担のかけられない方法  
を編み出したのだと言いながら、ややこしい手順  
を決めて自治体の窓口仕事を押しつけるという  
やり方になってきているわけですか。

○上野雄文君 せつかく官房長お座りになったの  
ですか、超過負担の現状について。  
○政府委員(津田正君) 財政局がおりませんの  
で、便宜私が前に財政局におりましたのでその経  
験から申し上げますと、これは委託費の系統に属  
するものでございまして、地方団体が負担するこ  
とがないように地方財政法に書いてある事務で  
ございまして、また超過負担の調査の対象になるか  
と存じております。

基本的な問題の解決に向かわないで、小  
手先だけで表面を糊塗しようとするれば仕事はま  
ます複雑化していく。これらは地方行革に反す  
る。国が自治体の意思で地方行革をやろうとい  
うこと、これは大臣と何回もやりとりしていま  
す。地方行革の方がよほど進んでいるという議論  
がありましたね。それを国の方がこうやってぶっ壊  
してくれないんです。こういうのをどこかでチェッ  
クして佐藤委員の質問に対して大臣は、局長やん  
かを通じてこれから法務省に伝えるというお話は  
わかりましたけれども、もつとも自治体の立  
場というものを十分熟知した上で対応策をとつて  
くれるという空気をつくってくれないければ、これ  
はもうどうにもならないと思ふんです。それに加  
えて金もくれないんですから、こんなひどい仕打  
ちないでしよう。補助金一括削減で金はほとんど  
召し上げられるというところへきて、頼まれ仕事  
で銭も満足に取れないなんということがまかり通  
るといふのじゃ、これは自治体側としてはたま  
たものではなないと私は思っているんです。こうい  
う立場で、ひとつ今後とも自治大臣として自治体  
の立場に立つたひとつ物の言ひ方をしているとい  
ただきたいというのを私は強く要請をしたいと  
思ふのであります。

私が財政局におつたときもこの問題が出たので  
ございまして、正直申しまして、超過負担の実態  
調査をするにはある程度事務処理が安定した時点  
においてとらえるのがいいであらう、いわば事務  
の変更の経過期間内にやりますと必ずしも的確な  
結果が出ないであらう、こういうことを見送つた  
わけでございます。しかし、この問題につきまし  
ては私ども関心を持っておるわけでございまし  
て、事務の安定した状況におきまして関係省庁と  
も相談しながらこの超過負担の問題につきまし  
て調査をいたしたい、かように考えております。

きょうは、私ももつとも本当は毒づきたい  
ぐらいの気持ちなんです、きょうは内輪に話を  
申し上げました。マムシの三吾という人もおりま  
すから、その人よりも私の方が幾らかおとなしい  
のだなという印象も与えなさいいけないかなと思  
つたりして、控え目に物を申ししたつもりでありま  
すけれども、ひとつ大臣の決意のほどをお伺いを  
いたしまして、終わりにいたしたいと思ふんで  
す。

○上野雄文君 これは、大臣がずつといろいろお聞  
きいただいておつて、この本筋以外の議論をここ  
でやらなさいいけないというのはいくらも残念なこと  
なんですけれども、やはりやらざるを得ないわけ  
です。今、市町村の窓口で大変な問題が起きてき  
ているわけでありまして、しかもこの間、五日の

○国務大臣(吉屋信子君) 私、自治大臣として  
は、やはりそういうようなことがないようにしな  
きゃならぬということも思つておられますが、さて  
私が何でできるかという、法務大臣との話をす  
るという以外にはないと思ふんですが、とにかく  
今最高の事務次官の会議というものがあつたわけ  
でございまして、もう一度今の御趣旨の点もそこ  
へおろしまして、早急に検討させていただきます。早  
急にやらなければもう来月から大変でございま  
すし、また超過負担のことは私も先ほどの御説明  
の他で大体わかりましたので、そういう点はひと  
つ法務省を押しながら、こういうふうな実際にか  
つておられます、大変ですということで大蔵省にも  
申し入れをしたいと思います。

○政府委員(大林勝臣君) 代表的な名簿あるいは  
名鑑の出版事件というものが三つほどかつてござ  
います。  
昭和四十八年に山形の鶴岡市で鶴岡市名鑑の出  
版事件というものがございまして、これはダイレ  
クトメール業者が住民台帳の閲覧を通じて、  
市民全員の氏名、住所、性別、続柄、郵便番号を  
記載した鶴岡市名鑑の出版を企画して購入予約の  
募集を行ったようでありまして、そこで、それが判  
明いたしましたので、非常に問題になりましたこと  
であります。販売の事実を確認をされておしま

○中野明君 住民基本台帳に關係をして個人のプ  
ライバシーが問題になっておりますが、けさほど  
もちよつと説明がありましたが、今まで問題にな  
つたところの山形県の問題あるいは鳥根県、私の  
任内でもります高知県ですか、これは具体的にど  
ういう問題が起つて、そしてこれの処理はどう  
されたかということを最初にお答えいただきたい  
んです。

○中野明君 閣覧というものがそんなに少ないん  
で、今回はこの公開の原則というのには変え  
ないで、個人のプライバシーを侵す心配があると  
ころで一部制限を加えると、こういうことになつ  
たように理解をしますが、自治省は今まで個人の

せん。  
それから、昭和五十四年になりますと、鳥根県  
の安来市で同じように家族構成名鑑が出版される  
というふうな事件がございました。そこで、安来  
市といたしまして各方面に対し、購入しないよう  
な呼びかけを行ったところでありまして、完全に  
それが販売されなかつたかどうかの確認は行われ  
ておりません。  
それから、昭和五十六年になりまして高知県下  
で八つ市の家族名鑑をまた出版をするというよ  
うな事件が起つてきました。五十二冊販売され  
たようでありまして、各市からの抗議もございま  
す。業者が全部回収をし、各市の方へ知り得た資  
料も返却をした、こういう結果になってございま  
す。

○中野明君 閣覧というものがそんなに少ないん  
で、今回はこの公開の原則というのには変え  
ないで、個人のプライバシーを侵す心配があると  
ころで一部制限を加えると、こういうことになつ  
たように理解をしますが、自治省は今まで個人の

○政府委員(大林勝臣君) 一番最近の調査でいき  
ますと、昭和五十八年度一年間におきまして住  
民票の写しの請求件数が六千五百六十六万四千  
件、それから住民票の閲覧の請求件数が六百二十  
万一千件という数字になっております。  
○中野明君 もう一度、写しの件数が六千五百六  
十六万ですか、それで閲覧の請求が六百二十万で  
すか、ちよつと何か数字が違ふような気がするん  
です。

○政府委員(大林勝臣君) 写しの請求が六千五百  
六十六万四千件、それから閲覧が六百二十万一千  
件でございます。  
○中野明君 閣覧というものがそんなに少ないん  
で、今回はこの公開の原則というのには変え  
ないで、個人のプライバシーを侵す心配があると  
ころで一部制限を加えると、こういうことになつ  
たように理解をしますが、自治省は今まで個人の

○中野明君 閣覧というものがそんなに少ないん  
で、今回はこの公開の原則というのには変え  
ないで、個人のプライバシーを侵す心配があると  
ころで一部制限を加えると、こういうことになつ  
たように理解をしますが、自治省は今まで個人の

秘密に属することは住民票の記載事項には含まれてないから心配ないのだという考えをとってこれらおるようですが、今回はこの法律の改正によって、今申し上げた基本的な考え方に変化があったというふうにとらえてよろしいんですか。

○政府委員(大林勝臣君) 御指摘のように、昭和四十二年の住民台帳制度あるいはそれ以前の住民登録制度の時点から、住民の記録については全面公開、つまりその時点におきましては、住民台帳の記載事項には個人の秘密に属するものはないのだという考え方でも来たわけでありまして、これがやはり世間のプライバシー観というものの進展に伴いまして、昭和四十年代後半ぐらいから、住民台帳の記載事項の中でも物によっては、あるいは人によっては非常にプライバシー侵害と感ずるようなケースがあり得る、したがって修正してそういう問題については住民台帳制度を改正して世間のプライバシー感情に合致するような運用をする必要があるのではないかというふうな意見がそれぞれ出てきたわけでありまして。

そこで、研究会を持ちましていろいろ学者の先生方からの意見もお聞きしたわけでありまして、さて全面公開を原則公開にするのか原則非公開にするのかという議論になりますと、それぞれの先生方のお考えも多種多様であります。

現在、住民台帳の記載事項それぞれを見てみましても、人によっては、それぞれの記載事項が自分のプライバシーとは別に関係ない、そんなことが世間にわかつたところで何ともないという人もありますし、あるいは人によりましては、いや自分の記載事項の中のことといった項目については外に流れては非常に困るのだというふうな人もおるわけでありまして、一般的客観的に現在の住民基本台帳の記載事項が全部秘密事項だということにはなかなかならないであろう、やはりケース・バイ・ケースでプライバシーの侵害になることもあり得る、そういうわけで従来の全面公開を一部制約する、こういうのが今回お願いをいたしております改正の内容であります。

○中野明君 そうしますと、非常に難しいですね。ケース・バイ・ケースということになってきますとなかなか難しいのですが、例えば今回、御承知のように川崎市で個人情報保護制度というものを条例で決めようとしております。この制度の問題につきましても私も非常に関心を持って見ておるわけですが、この個人の情報を本人が閲覧をして、その情報が誤っていたりあるいは収集方法が不当なときは訂正、削除を請求できるということと、目的外に情報が利用された場合は使用の中止を求める権利を付与する。それからもう一つの柱としては、民間企業にも協力を求めて、違反企業に対しては是正を指導、勧告する、こういうことを内容としているようなのですが、この川崎市は三番目だということなのですが、個人のプライバシー保護について川崎市がとったこの考え方は、自治省としてはどう見ておられますか。

○政府委員(大林勝臣君) 既にプライバシー保護条例は、電算機にいろいろな個人情報が入り込まれました昭和五十年代に入つたとたん、地方公共団体の方で自主的にプライバシー保護条例を制定する動きが相当ふえてまいりました。既に現在百七十団体を超えておりますけれども、川崎市のプライバシー保護条例が一番最近のものということがあります。

川崎市におきましても、この一年間あちこちの専門家の御意見を聞きながら内部的に研究をされたようでありまして、その結果、条例を眺めてみますと、情報の収集あるいは情報の利用あるいは保護、管理、さらには本人のアクセス権と申しまますか、自分の情報の訂正を要求する権利とか、従来OBCDなりあるいは行政管理局の提言、そういった基本原則を踏まえながらつくられておるなと、こういう感じを持っておるわけでありまして。

問題は、そこで個人情報保護の対象をどう運用していくかということになりまして、従来からのどの条例もおおむね、法令で公開と決めておられるものにつきましてはその法令に従う。それ以外のものについてそれぞれの市が持っておるい

ろんな個人情報がございます。住民台帳の記載というものはそのごく一部分でありまして、財産でありますとか税金の問題でありますとか、あるいは病歴とか職歴とか、そういうものがあるものであります。そういう問題についてはおおむね原則非公開というふうな考え方ではおおむね原

○中野明君 この川崎市の場合、結局状況を聞いてみますと、本来の目的と違ひまして、ダイレクトメール利用とか金融機関等のリストづくりのために事業者を利用してはいるということが聞かされて、一年間で一人につき何十回も閲覧に供されたというふうなことが起こってきた、そのほとんどがダイレクトメール業者によるものであるという、こういう現状にかんがみて、条例もそういう形でのプライバシー侵害の手助けを市町村がすること回避できるように決めた、こういうようなことが言われておるわけですか。

同じように、今回のこの基本台帳法の改正も十一条、十二条で、いたずらに個人情報をおこうした形で補らうことを防ぐ意味で改正しよう、こういうふうな理解してよろしいかどうか。

○政府委員(大林勝臣君) プライバシーというものを本来どう考えているんな制度仕組みを考えていくかにつきましては、これまたいろいろ大議論があるところであろうと思ひます。冒頭に申し上げましたように、個人のプライバシーと申しましても、個人が持つておる情報というものが非常に多種多様であります。これは隠したけれども、これは出て自分としては構わぬというものもいろいろあるわけでありまして。ただ、住民基本台帳の記載事項に關する限りは、従来から国民一般の共通の感情として、その記載事項全部がプライバシー関連の記載事項であると、こういうところまではいっていいまいであろう。むしろ人によってはあるいは地域によりましては、住民基本台帳の項目の一部がプライバシー侵害につながる可能性を持つておる、こういう判断に立ちま

する限りの一部修正、こういうふうな御理解賜りたいと思つておるわけでありまして。

○中野明君 そうしますと、この十一条の二項として、閲覧の請求のときに請求事由等を明らかにしなければならぬ規定が入つたわけですか。そこで、今までは通達でこういう指導もしておられたように思ひますけれども、ここにはっきり書かれたということとは、そういう意味で今までやっておつたことを法律で明らかにしたと、こういう意味を持つのか、それとも別の意味があるのでしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) まさに御質問の点が今回の改正でございます。従来、御案内のように昭和五十一年に戸籍法の改正がありまして、戸籍の閲覧について全面非公開ということになつたわけでありまして、住民台帳の閲覧について、その時点でどうするかというふうな考えがたつておるわけでありまして。ただ、戸籍の閲覧と住民台帳の閲覧とは非常に利用の範囲が違います。住民台帳の閲覧の件数の方がはるかに多い。それだけ世間で住民台帳の利用というものが現実に行われておるわけでありまして。

そこで、それだけ住民の利便に供せられておるといふ実態を踏まえた場合に、いきなり閲覧制度をその時点で改正をしてしまつたというわけにはまいらぬだろう。したがって、当面は行政指導で閲覧のチェックをできないかと、こう考えたわけでありまして、昭和五十六年以來既に数回にわたつて通達を出しまして、閲覧請求する際には具体的な請求理由を書いてもらう、それから本人の住所、氏名はもちろん、閲覧の範囲でありますとか、そういう資料を事前に提出してもらいまして、閲覧の目的が果たしてプライバシーの侵害につながるかならないかをその場で判断をしてもらいたい、こういう趣旨の行政指導がこの数年間行われてきたわけでありまして。

ところが、現実の問題となりますと、実際に請求理由を書きなさい、あるいはもつと具体的に書きなさいというふうな窓口の要請があります場合

に、いや、しかし法律は全面公開ではないか、法律が全面公開となつておるのにならうとして窓口でそういう取り扱ひをするのだと、こういうまた紛争が絶えなかつたわけでありまして、各地方の方からも、やはり行政指導ではとても無理だ、むしろ現実の行政運営に法律の制度自体を合わせてもらいたいと、こういう要望が少なかつたわけでありまして。

そこで今回、この一年間いろいろプライバシー論を勉強はしていただいたわけでありましてけれども、結局のところ現在の段階ではなかなかプライバシーの概念を明確に把握するということは困難である。したがって、先ほど申し上げましたような程度の改正をすることによりまして、結果的には従来行政指導をやつておりましたことを制度の上に位置づけたというのが今回の改正でございます。

○中野明君 先ほどお答えになっておりましたが、どうも個人によってケース・バイ・ケースで、プライバシーの問題は個人差があるということになってくると非常に難しい感じがするのですが、「請求が不当な目的によることが明らかなき」と、こううたわれているわけですが、不当な目的であるかどうかという判断の基準というのはどこで分けるように指導されようとしていいますか。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の改正に基づきます今後の行政運営で一番難しいのがまさに御指摘の不当な目的の判定の問題であります。結局は、不当な目的というのをもう少し具体的にケースを例示をいたしましてわかりやすいような表現にできないかという立法技術的に法制局とも相談をしたのでありますけれども、なかなかこれは物の性質上はつきりとして法律上書きにくい。結局は昭和五十一年の戸籍法の改正の際におきます戸籍の抄本の交付に不当な目的を排除する、こういう改正が行われたわけでありまして、法律上は整合性を保つて戸籍法の表現に合わせる以外実はなかなかわけでありまして。

そこで今後、不当な目的の取り扱ひにつきましては、戸籍の側でこの十年間既に不当な目的を判定する材料というものを法務省の方でいろいろ実例としてお持ちのようでありまして。そこで、今後政令を制定をし、あるいは指導をいたしてまいります場合には、これまでの十年間の戸籍の実例というものを一つの実例集としまして、こういう請求理由についてはこういうチェックをするというような指導をいたしたいと考えておるわけでありまして。

○中野明君 今お答えがありましたように、これまで窓口で不当な目的であるかどうかという議論が出て、よりこういうあいまいな規定といふか、はつきりしない規定を置くことによつてトラブルが起り、つまらない紛争が起ることによつて原簿の二つになりかねないで、その辺は何か明確に通達の中とか指導の中で、あるいは政令でお決めになるのかどうかかわりませんが、その辺を具体的に、こういうことに使つてはいけなとかかこういふことはいかぬとか、そういうはっきりしたことを示してあげた方が窓口でのトラブルが少なくなるんじゃないか、こういう気がするんですが、その辺はどうお考えになっていいますか。

○政府委員(大林勝臣君) そういった問題が一番大切な問題でありますので、戸籍の実例を参考にしながら、窓口で混乱が起らないように具体的に指導をしてまいらざるやうであります。

○中野明君 今までにそういうことで問題が起きた実例があるわけですから、それを他のことに活用してはいけなとか、あるいはそういうことで名簿をつくらせてはいかぬとか、不特定多数の人の閲覧あるいは住民票の交付の請求をしてはいかぬとか、そういう具体的なことはお決めになるつもりはあるのですか。

○政府委員(大林勝臣君) 実は、そういった不特定多数の閲覧というものが制限できないかどうかというところも研究会等の一つの大きな問題点として取り上げられておりました。そこで、頭を考えたんですが、不特定多数といふと、どうもやはり世論調査でありますとか学術調査でありますとか、経済行為といたしましてダイレクトメールでありますとか、いろんなケースが出てくるわけでありまして。

そこで問題は、一番いいのがそういった不特定多数の閲覧の中で閲覧を許すものと閲覧を拒否するものとの具体的に法律の上でびつと決めることができないのが本当は一番いいのでありますけれども、世論調査、これはいいだろうと、しからばダイレクトメールはどうかということになりまして、住民台帳をいわゆる商売に使うとか経済行為に使うとかいうことをチェックするということが一体どうなのかという話になってくるわけでありまして。経済行為といつても社会的にも既に相当の量で行われてきておるわけでありまして、これを一気にとめてしまふというわけにもなかなかいかならうという意見もございまして。

そういうふうな結局は、大量閲覧、不特定多数の閲覧、こういうものを相手のいかによつて區別をして、こういうケースならいい、こういうケースなら悪いということが立法技術上解決がつかない。したがって、そういうケースで區別をするのではなくて、現在の段階では不当な目的、つまりそれを利用する目的の不当さによつてチェックをする以外に法律の改正のしようがないではないか。そこで問題は、不当な目的といふのはこういういたプライバシー問題がポイントになつて出てきた問題でありますので、従来の事例から申しますと、むやみやたらに続き柄を調べてこれを世間に言ひふらすとか公表するとか、あるいは出生地をみだりに調査をしてこれを発表するとか、そういういたケース、これが一番チェックをするポイントであらう。それを請求の理由を書かせるポイントでできるだけ具体的に書かせることによつて窓口でチェックをしようというのが今回の改正の一つの限度でございます。

○中野明君 非常にそこら辺を私心配をして居るのですが、特に最近には情報化時代になりま

して、個人の情報というのが各方面で、例えば金融機関とかあるいはその他信用機関とか調査機関とかいふところでもそれぞれ担保されているような感じを受けますし、それと今申し上げたように住民台帳の写し、あるいは不特定多数の人のさつき問題に出ました市民の住所から本籍から全部それが一覧表に出るといふような事象と一緒にありますと、非常に大きな問題になってくるわけですね。

そういうことが一般に公開されるということについては、これはもう大変な問題になるわけでありまして、その一番信用の置ける基礎になるのはこの住民基本台帳ということになつてきたら、直接住民基本台帳としては大した内容ではなくてもほかの問題がこれへ加味されてきて、そして資産状況はある信用機関がつかんで、あるいは銀行関係も資料持っている、それが一つのところへ全部集約されたらとんでもない資料がでかき出るといふことになり、プライバシーの問題が大きくなるものになるのじゃないだろうかということ、最初に御答弁がありましたように、原則公開ということがあるのは原則非公開、どちらがいいのかということがこれからの大きな問題になってくるのじゃないだろうか、私はそういうふうな心配をして居ります。

そこで次の問題ですが、十一條の三項で「政令で定めるところにより」といふふうな規定をしておりますが、この内容はどういふことをお決めにならうとしておられますか。

○政府委員(大林勝臣君) この十一條三項の「政令で定めるところにより」と書いてございまして、これは、従来は住民基本台帳あるいはその抄本を閲覧に供しておつたわけでありまして、住民基本台帳にかえて閲覧に供することのできる住民基本台帳の写し、これの作成方法を定めまして、できるだけ住民基本台帳の原本の写しよりもこういふ一部を写して処理をしてもらふ、こういうのが趣旨であります。このうち、住民台帳の一部



の写しの作成につきましては、住民票の記載事項いろいろありますけれども、その中で住所、氏名、性別、生年月日程度の記載に限定をいたしたい、こう考えております。

○中野明君 それは全国の市町村で統一した基準ということになるのですか。それとも市町村の判断によって原本でもいいし、抄本といいますが、それでもいいしというふうな考えがおられるのか、私はその辺にばらつきがあつては困ると思ふんです。

○政府委員(大林勝臣君) 場合によりましては、住民基本台帳の原本というのを見せたい、こういふとかあるいはその写しをもらいたい、こういうケースもあろうと思ひます。今のいろんな方面の行政に必要のためには、やはり原本の写しというものも要るケースがあろうと思ひます。ただ、住民基本台帳の閲覧などで利用されます場合に、住所、氏名、性別あるいは生年月日程度以上の資料というものは一般的にはそんなに必要がないのではないだろうか。したがひまして、特別な相手方の具体的な請求理由というものがあれば格別でありますけれども、そうでない限りは原則的にこういふ抄本あるいは一部の写しというもので処理をしてもらいたい、こういう指導をしてみたいといふ考へております。

○中野明君 そうしますと将来は、一部の写しといひますか、抄本を閲覧の主体としていく、そういう考へと考へてよろしいでしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) 運用の実績を見ながらそういう方向で進めていきたいと思ひております。

○中野明君 それでは、改めてもう一度確認をしておきますが、不当な目的というのがどうも気にかかるとありますが、この不当な目的ということでは、例えにいへばどういふことを考へておられますか、例示として。

○政府委員(大林勝臣君) これも戸籍などの取り扱い等いろいろ話を聞いてみるわけでありまして、住民台帳において従来プライバシー問題として

一番のポイントになりましたのが、やはり住民基本台帳の記載事項の中で、地域によって出生地、これがプライバシーの問題になる、あるいは世帯主との続柄柄、こういう事柄が人によっては公表されたくないというふうな話があるわけでありまして。結局は、現在の段階におきましてこの不当な目的というのは、そういう身分的な差別事象につながるようなケース、これを中心に考へております。

○中野明君 そうしますと、今までどおりダイレクトメールの業者とかあるいは信用の情報機関、銀行、カード会社などは営利のために利用する目的での大量閲覧というものは不当な目的による、こういうふうには当たらない、こういうふうな解釈しておられるのですか。

○政府委員(大林勝臣君) そこら辺が結局議論の一番難しいところだったわけでありまして、ダイレクトメールあるいはそういう会社販売行為を行ひますために、経済活動を行ひますために住民台帳を利用することを制限するところまでではない、現在の段階でまだ踏み切るところまでではないといふのがおむねの結論になったといふわけでありまして、こういうプライバシー問題は、結局はやっぱり個人個人の感情と申しますか、感覚と申しますか、この感覚の問題でありますので、当面は不当目的ということでチェックすることによりまして、今後の運用あるいは世間のプライバシー感情のいかによりましたらいろいろ考へ直していく問題も出てくるだろう、こういう感じを持っております。

結局は、一番難しいのはプライバシーというものの統一の全国的な合意といふものが現在の段階では確としたものがない。したがひまして本来、将来はあらゆる行政部門あるいは民間部門を含めての話でありますけれども、プライバシーの保護について何か国として統一的なシステム、制度、考へ方、こういうものをやはり早く検討、確定する必要があるだろう、それまでの間は、言ってみれば一つの試行錯誤ということにな

るかも知れません。住民基本台帳の現在の記載事項に関する限りは現状ではこの程度というものが偏らぬ私どもの気持ちであります。

○中野明君 非常にその辺がせつかくこの不当な目的といふことまで規制をかけるよとしておられる、全然不当な目的という中身がまことにないまいで、結果として出てきてから大騒ぎになるといふことが何か出てくるような気がしてならぬのですが、政令をお決めにしたり通達を出すときに、もうちょっと現場でわかりやすいような基準というんですか、一つの線をきちつと示してあげた方がいい。そうしないと現場の人が自分のそのときの考へで、これは不当な事項に当たりますからだめですとか、あるいはこれはよろしいとか言つて、現場で自由にやれるということがあるといふことになれば、せつかくこの改正をしても意味がないのじゃないか、そういう気がするわけなんです。

それで、先ほどもちょっと触れましたが、こういうこともちょっと私気になってるんです。が、「マイタウン東西」、何かこういう雑誌が販売されているのですけれども、「近年、東京都西部において団地、マンション等の中高層集合住宅の建設がすすみ、これら集合住宅住民と在来の地域住民とのコミュニケーションの問題が、地域連帯感、定住意識の昂揚とともに論じられております。」というふうなことで、そういう言い方をすると全部のマンション、団地の居住者一覽、部屋の番号から個人の名前、そして電話番号、一軒残らずばつと上がつてくるわけです。これ出された人で非常に困つておる人もおるようです。

この問題は、部屋の番号から電話番号から名前までずらつと出ているわけです。そうしたら、無差別に電話かかってきたり、あるいは迷惑をすることが多い。こんなものに自分らの許可なしに載せてくれるのは困るといふことも言つていくところがないといふことで、こういう要するにその団地の自治会といひますか、管理員といひますか、そういう人からでないといふ名簿に出でこないの

じゃないかと思はれるものがずらつと全部、後でお見せしてもよろしいですが、一覽表に出ているわけです。こういうことの根拠に使われるといふことに将来なつてきたときにやはりぐあいが悪いのじゃないかなと、そういう気持ちもして今申し上げているわけです。

これは何か代金は千五百円かなんかで売つていふようになります。これは商売人のすべてのあれも書いてますし、要するに非常に便利は便利のようです。おそば屋さんから喫茶店からすし屋さんからお米屋さんから全部載つています。しかし、これだけでは地域の住民の人のコミュニケーションにはなりません。これは団地の人の名簿と、こういうことになるわけです。ですから、これをつくるのなら、地域の人の名簿も一緒に載つておればコミュニケーションといふこともあるのではありませんか、何かこういうことと要する人もおるのかもしれませんが、載せられた人で迷惑をしていふ人のおつても文句言つていくところがない、そういうことも私耳にしたのですが、将来こういうことと使われるといふことになるとそれはよろしくない、こういうことですか。

○政府委員(大林勝臣君) そこら辺がいわゆるプライバシーを個人個人の一つの感覚の問題としてとらえざるを得ない難しさと思ひます。個人が社会で生活をしていきます場合に、やはり個人としても社会に知つてもらいたいといふ面も相当あるわけでありまして。そうかといふと、個人個人としてこういふことは自分の特定の個人情報として外に出してほしくないといふものもあるわけでありまして。これがまた一人一人皆恐らく違ふのであろうと思ひます。と同時に、社会生活をしておりますものでありますから、社会としてもその社会の成員である個人個人の情報といふものはある程度知つておく必要もあるのだからと思ひます。

そうなりますと、結局は個人の問題と、また公共の福祉の問題という非常に難しい問題に発展をしていくのであろうと思ひますけれども、根がプ

ライバシーというのがその個々の立場に立った  
感覚の問題から出発をしている問題であります  
で、今後、今御指摘になったようなことも含めま  
して、あらゆる社会現象でプライバシーというも  
のといわゆる情報公開というものと関連を一体  
どう考え、どう調整していくかというのが現段階  
における一番大きい将来の宿題であろうと思いま  
す。

現在、総務庁においてもそのあたりのことを頭  
に置きながら研究をされておると伺っております  
けれども、私どもも御指摘を踏まえましてせつか  
く勉強をしてみたいと考えておるところであ  
ります。

○中野明君 これから絶えずこういうことが起  
つてくるのではないかと私も心配をするわけ  
でして、この点については今個人のプライバシー  
権というのですか、これについてなかなか確立を  
していないということを踏まえてこういう改正を  
されるということが、ちょっとまた余計混乱をす  
るのじゃないかと、そういう気持ちでお尋ねをし  
たわけでございます。

そこでその次の問題として、この委託業者の責  
務について三十六条でしたか、市町村におけるコ  
ンピューターの利用状況、住民の記録については  
それぞれいろいろの項目にわたっております。住  
民の記録について入力している市町村がかなりあ  
るようでございますが、税目のファイルとか国民  
健康保険ファイル等々、いろいろ総合してみます  
と膨大なデータベースになります。特に民間に  
委託されているものが多いのですが、特に民間に  
委託されているものが多いのですが、これはどうい  
う規定が書かれているのですか、これはどうい  
う規定になっているのですか、もうちょっと説明を  
していただきたいと思います。

○政府委員(大林勝臣君) 今回の住民台帳の改正  
に当たりまして、実際の現実の業務で住民記録を  
既に電算化しております市町村がもう既に過半数  
となっております。そこで、住民記録を電算化し  
ておる市町村にとりまして、自己の電算の管理、

磁気テープの保存、維持、こういった問題につ  
いて今後法令あるいは省令で具体的な保護措置ある  
いは管理措置というものを決めてまいりたいと考  
えておりますが、同時に、電算化しております市  
町村におきましても相当数の市町村が業者に委託  
をして処理をしているというのがまた現実の姿で  
あります。

そこで、そういった委託を受けて行く住民基本  
台帳に関する事務の処理に従事している者であり  
ますとか、そういった業者につきましても一つの  
責務をこの際法律上明確にしておく必要があ  
ろう。こういう趣旨で、委託業者も「知り得た事項  
をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用  
してはならない」という条文を、改めて挿入を  
いたしましたわけでありませう。

○中野明君 しかし、それは単なる訓示規定でし  
かないように思われます。それを他人に漏らした  
り、不当な目的に使用した場合にどうい  
う責任が出てくるのですか。この責任の追及はどうか  
なすか。

○政府委員(大林勝臣君) 第三十六条は一応訓示  
規定にいたしております。そこで、現実の問題と  
いたしましては、委託業者と地方公共団体が契約  
を結んで電算の処理を委託することになるわけ  
であります。その契約の中に第三十六条に書いて  
ありますようなことを必ず組み込ませる。そし  
て、それに違反したような場合には契約を解除す  
るとかあるいは損害賠償の請求をする、こういう  
格好にならうと思っております。既に現在委託業者に委  
託しております委託契約の中にもそういった措置  
がとられておるわけでありませう。

結局は、こういったものを厳重に処理するため  
には、やはり一つの罰則、制裁措置というものを  
法律上考え得るのかなというところも考えたわけ  
でありますけれども、先ほど来申し上げてお  
りますように、プライバシー侵害に対する罰則を考  
えま  
す場合に、プライバシーという概念が非常に個々  
人によって感覚の問題としてニュアンスが違  
うところから、どうも罰則の構成要件というものがな

かなかまたこれは難しいわけでありませう。  
つまり、本来のプライバシー侵害に対する構成  
要件が難しい段階で委託業者の問題についての  
また罰則を考えるということもなかなか難しい。  
今後そういったプライバシー侵害で委託業者の問  
題を含めまして何か制裁的なものを考  
えたい、プライバシー概念そのものの確定という  
ものがやはり先決になるだろう。それまでの間は、委  
託業者に対する処理としたしは、地方公共  
団体と業者との間の私法上の契約上の制約、こ  
ういったもので処理する以外ないだろうと、こ  
う考えたのがこの第三十六条の趣旨でございま  
す。

○中野明君 今の答弁でもありましたが、問  
題が起これたら契約解除とか損害賠償という、そ  
れだけでいいかという疑問を私は持ちます。要す  
るに市町村の事務の基礎資料でございませうから、  
それが住民のプライバシーにかかわる重大な  
ものである基本台帳を委託された者がいいかげんなこ  
とをして、片方、移動等の届け出を二週間以  
内にしなさいということになって、これを怠った住  
民には行政罰とともに過料を取られることにな  
ります。しかも、今回五千円に値上げされるこ  
とになって、それなのに、これは私法上の  
義務違反しか聞えないという、これは均衡  
を失しているのじゃないかと、こういう疑問が  
出てくるわけですから、公務員はこれは守秘義務と  
か服務規律というものがあ  
るわけですから、その公  
務員の仕事を委託されてや  
っているものを科すべき  
じゃないかと、こう考  
えら  
ん  
だ  
ら  
う  
で  
す  
か。

○政府委員(大林勝臣君) 確かに感じといたしま  
しては私も同じ感じを持って勉強をしたわけ  
であります。ただ、法律の構成といたしまして、一定の届  
出義務を課するというのは、これは住所移動を  
するその移転をした者全体に一定の義務を課して  
おるものでありますから、非常にその構成要件もた

やすく考えられるわけでありませうけれども、この  
プライバシー侵害というものが非常に内容が区々  
さまざま、個人によって皆違  
う、こういう性質を  
持つておるものでありますので、なかなか  
プライバシー侵害についての罰則の構成要件が書き  
にくいというのが実情でございませう。

○中野明君 結局、今のお話をじつと聞いてお  
りますと、委託業者に対しては非常に寛大な、いわ  
ゆる信用して、一般的に委託を引き受けるよう  
な業者は悪いことはしないだろうという、そ  
うい  
う前提のもとに物を考  
えておられるような  
気がしますが、これは  
その業者がまじめ  
であ  
つた  
と  
し  
ても、そこで使わ  
れている人、そ  
うい  
う  
人  
が  
漏  
ら  
す  
こ  
と  
も  
また当然考えら  
れることではござ  
いませう。こ  
うい  
う  
人  
た  
ち  
に  
も  
問  
題  
が  
あ  
り  
ま  
す  
し、今私  
申  
し  
上  
げ  
ま  
し  
た  
よ  
う  
に、住  
民  
の  
届  
出  
滞  
り  
に  
つ  
い  
て  
は  
ち  
や  
ん  
と  
罰  
則  
ま  
で  
設  
け  
て  
や  
つ  
て  
い  
る  
の  
で  
す  
か  
ら、公務員が本来行  
うべき義務を受託  
しているのです  
から、公務員と同  
等の責めを負わ  
せるとい  
うこと  
に一応規定の上  
でつけた方が正  
しいの  
じゃないか  
と、こ  
うい  
う  
気  
が  
す  
る  
ん  
だ  
ら  
う。プライバシー  
の保護が云々とい  
うことよりも、い  
わゆる公務員の  
仕事を委託して  
いるわけですから、  
それは守秘義務  
とか何とか、そ  
うい  
う  
こ  
と  
か  
ら  
公務員と同じ責  
任といた  
すか、  
それをこ  
こでやはり規定  
しておくべき  
じゃないか  
と、こ  
う  
思  
う  
ん  
だ  
ら  
う  
で  
す  
が、もう一度御  
答弁いた  
だ  
き  
たい。

○政府委員(大林勝臣君) 確かにプライバシー問  
題というものを頭に置いて考えます場合に、一般  
の行政罰がいろいろあるにもかかわらず、委託業  
者のいかにによりましては不当な目的に使用され  
るようなケースに全く制裁あるいは罰則措置がな  
いのは均衡をとれない、そういう気持ちはまこと  
によく私もわ  
か  
る  
わ  
け  
で  
あ  
り  
ま  
す  
し、それ  
な  
り  
に  
い  
ろ  
い  
ろ  
勉  
強  
し  
た  
の  
で  
あ  
り  
ま  
す  
し、法  
律  
の  
上  
で、つ  
ま  
り  
日  
本  
語  
と  
し  
て  
な  
か  
な  
か  
構  
成  
要  
件  
が  
書  
け  
な  
い。結局は、現  
在の段階にお  
きましては  
委託契約上の  
厳しい措置とい  
うものを考  
えざるを

得ない。したがって、今後こういった委託の問題につきまして、電算化されましたテープ等の保護の問題と同じ問題としまして、この施行までの一年間にこういった電算化の委託についての委託基準というものを、省内に研究会をつくってありますので、そこで具体的に勉強いたしまして指導をいたしたいと考えておるわけでありませう。

○中野明君 最後大臣、先ほど私ちよつと申し上げましたように、その本に各団地のもう全部の一軒残らず出ているわけですから、電話番号も出ています。部屋の番号も出ているんです。それで、自分らに許可なしにこんなことを出されて困るといふ声も聞いたのですけれども、これは直接住民台帳と関係ありません。しかしながら、そんなものとの住民台帳と全部これが複合してくと大変な問題になってくる。しかも、それは有料で販売されております。ですから、そういうことを考えて、今回の法改正で今局長が答弁しておられますが、「不当な目的による」とか「明らかなき」とか「またはこの「不当な目的」に使用されるおそれがある」といふ判断というものは、現場ではなかなかしにくい改正になっております。ですから、ぜひこれは政令を出されたり通達を出されたりするときに、まず基準を幾つか簡条的に出されて、そして現場でも容易に判断ができるようにしたらどうかと思っております。これがどこが不当なんだと言われたら現場の人が返事ができないというので、従前どおり全部出さなきゃならぬという、こういうことになっていけませんので、その辺を含めて、最後に大臣から御答弁をいただいで終わりにしたいと思います。

○国務大臣(古屋亨君) この「マイタウン 葛西」といふのを拝見いたしました、これだけ全部書かれておつては、やはり当該対象者の中でも困る、電話番号なんか知られたくないというようなこと

が多々あると思ひます。でありますので、これは政令または省令の場合におきまして、今のお話にありましたような点につきまして、今のお話に基準を示しまして、そうして現場が混乱しないように、ぜひ私もそういう点は注意いたしまして措置をしてみたいと思ひます。

○神谷信之助君 先ほど大臣の提案理由の説明の際にも、「近年における社会一般のプライバシー意識の高揚や情報社会の進展等の社会情勢の変化に伴い、国民のプライバシー保護に対する関心が高まりつつあり」といふのが本改正案を出す背景にあると思ひます。そこで、そういう背景のもとに今度この法案の改正案を出されたのだけれども、先ほど大林行政局長も、プライバシーについての概念がまだ明らかでない、したがって一部改正なんで、試行錯誤を重ねざるを得ない、あるいは今ありましたように、罰則を適用するにしても構成要件をもうひとつ明確にできない、いろいろ問題が言われております。これはやっぱり政府としての情報公開法とプライバシー保護法といふすか、これの制定がまだできていない、そういうところの問題があるのじゃないかと思ひます。

国及び地方公共団体を含めての行政機関の収集をしている情報データ、これについての国民の知る権利の問題がある、それから一般の企業やいろいろな団体が収集をしている情報も今は物すごい量になってきていて、その双方に通じて個人に関する情報が入りまわつてある、そういう状況であります。しかも、電算化がどんどん進んでくる状況の中で、情報公開法とプライバシー保護法の必要性というものは非常に重要なことになってくるのじゃないかと思ひます。既にアメリカではプライバシー法やサンシャイン法がつくられていまして、アメリカの場合は一九六六年以来こういうシステムが出て、情報の自由化と同時にプライバシーの保護という問題とが何回か法改正をやつて、つくられてきていて、そういう段階でこの基本台帳法のみについてその部分的な一部改正

でありますから、いろいろな矛盾が起つてくるんです。だから、この点やっぱり基本になる情報公開法とプライバシー保護法、これの成立へ向けての総務庁を中心にした取り組みの状況を、まずちょっと御報告願ひたいと思ひます。

○説明員(藤澤建一君) お尋ねでございますが、先生御指摘のとおり、行政機関の保有します個人情報の権利、利益の擁護及び行政運営の一層の効率化という重要な観点から見まして重要な課題であると考えております。また、情報公開につきましては、重要な問題であると認識いたしております。い

ずれの課題につきましても、政府といたしましては、臨調の最終答申をも踏まえまして、閣議決定でございます。行政大綱におきまして、その検討の推進を行うというように盛り込まれております。これに基づきまして、私も各省庁と協力しながら、現在政府内部において鋭意検討を行っているところでございます。

しかしながら、これらの二つの課題と申しますと、先ほどからもプライバシーについていろいろ御議論もなされておられますけれども、いずれも我が国の現行の諸制度といふことも、それがない新たな分野の問題であるといふこともあります。また非常に広範多岐にわたる関連領域といふすか、そういう分野との調整の問題、いろいろ新しい非常に検討すべき問題が広がっております。そういうことで、私もこれについては慎重な配慮と手順を要請される問題であるといふことで検討を行っているという段階でございます。

○神谷信之助君 一体いつごろまで検討をやるのですか。だから、逆に言うと、大体いつごろ法案として提案ができる、そういう状態になる見通しなんでしょうか。

○説明員(藤澤建一君) ただいま申し上げましたような非常な新しい問題やあるいは関連調整領域といふすか、そういう問題が非常に多いといふようなことから、鋭意検討を行つておりますけれども、現時点で今申されましたような法制化等の

見直しを申し上げる段階にはないというように考えております。

○神谷信之助君 それで、大臣、今お聞きのような状況で、国のこの問題についての基本的方針というか、考え方がはっきりしてないわけですか。しかし、現実の事態はどんどん進行します。事態が進行してこつちの行政の方が立ちおくれるということでは、これは行政の怠慢が問われるわけでありませう。

きょう衆議院の本会議で成立した労働者派遣法じやないですけれども、職安法四十四条違反の疑いがあるものを、事態をほうつておいて実態ができて、実態ができたからしようがないという形であらう法律をつくつてしまふということもありませんので、問題だといふように思ふのです。現に自治体の方では情報公開の条例やプライバシー保護の条例をつくつたりしている。とりわけ、先

ほども話がありましたように、川崎市の条例なんか非常に今度はある意味では斬新なといふか、思い切つたいろいろな要素を入れて出されてきています。しかしこれも、例えば川崎市の条例を見ても、民間の協力を頼むにしても担保がありませんから実効が上がるわけですね。

国の方でプライバシーの保護の定義なり保護の基準なり、こういうものを決め、それに対する担保すべき罰則なり何なりが決められれば、それに基づいて川崎市の条例でも一定の実効を上げることができるといふ場合ですと、単に協力を依頼する以外にないといふ状況ですから、この点は関係の一人としての大臣としても、特に実際のそういう条例をどんどんつくらざるを得ないし、やつていふ状況の中で、実際に効果を上げるといふすか、実効を上げる上からもこの情報公開法とプライバシー保護法、これは必要だと思ひます。

まずまず秘密を多くするような国家機密を片一方では出しながら、国民の知る権利の方はなかなかどうのこうのと言つて実際には保障されないといふのも問題です。同時にプライバシーの保護の問題、この関係をどう日本の法制として体系化する

るかという事は非常に急がれておると思うんですが、この点についての大臣の見解を、まず聞きたいと思ひます。

○国務大臣(古屋亨君) 先ほどお話し申しましたように、これは国の情報公開と地方の条例との関係ということについてどう考へておるかという問題でございますが、やはり情報の公開ということとプライバシーの保護というのは、両面において私は必要の面が非常に多いと思ひますので、そういう点も国において何とか早く検討して始末をつけるといふことが、そういうものを公布するとか、そういうことを制定するということも一つの方法だと私は考へております。そうしないと、いままでのいろいろないきさつでこういう法律を出しても意味なくなる場合ということがあるわけでございます。ひとつこれは私もいたしまして、総務庁その他と十分連絡をとりまして、今のお話のような点につきましては総務庁で検討中ということでございますが、やはり何とか政治的な面からもこれを推す努力をしなきゃならぬというふうに考へております。

○神谷信之助君 大臣もそういう点は御認識いただいておるわけなんで、総務庁の方も、これはきょうずつと議論をしていますが、あいまいなどころ、不明確な点、いろいろ各委員から問題点が指摘されておるけれども、結局プライバシーの概念なり定義が明確でないし、したがってびちつとしたものができない。したがって、この改正をやつてから後、とにかくやりながらやつていこうかという試行錯誤しちゃうという状況ですから、これは私は法治国家としてはちよつとぐあいが悪いと思ひますから、今大臣もおっしゃつたように早急にひとつ成案を得ていただくように、もちろん権利にかかわる問題ですから慎重にしなければいけません。その点を一つ申し上げておきます。それで、あと具体的にありますが、皆さんも今までいろいろな面で質問なされておられますから、できるだけ重複を避けていきなさいと思ふんで、一つは、請求事由について理由を述べないで聞

覧できる者、いわゆる自由閲覧者といふか、この範囲が広過ぎるのじゃないかという感じもするんです。これは、省令で戸籍法の施行規則十一条に準ずる内容とするというように考へて、本人、配偶者、親族以外に、国、地方公共団体及び公社、公団の職員、それから弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海軍代理士、行政書士などが考へられておるようですが、この基準は大体どういう基準でお決めになるわけですか。

○政府委員(大林勝臣君) 今回、住民基本台帳の閲覧をいたします場合には、一般的には請求事由その他氏名、住所あるいは閲覧の範囲というものを具体的に明らかにして請求をさせていただきますという措置をとっておるわけでありまして、今回改正いたしましたのは抄本の交付を不当な目的で使用するということをチェックするのが目的でありますために、一般的に本人あるいは家族、さらには国、地方団体の公務員その他、法律上いろいろの制約を受けております弁護士でありますとか行政書士でありますとか、そういった公的な資格者の職務上の請求だということになりますと、そこまで具体的な請求事由を一々書いていただくことも危険はないであろう。したがって、職務上の請求ということが明らかであれば請求事由というものを省略してもいいであろう、こういう考へ方に立つておるわけでありまして。

○神谷信之助君 本人、配偶者、親族関係は別にして、それ以外の自由閲覧者の範囲で、公職員の職務上あるいは司法、行政書士に至るまでとあります。しかし今のお話ですと、これは少なくとも職務上必要であるというところは確認しなきゃならぬわけですね。そこで、具体的に手続の問題に入るのだけれども、これは実際は今市町村の窓口ではちよつとばらばらな形式もあるようなだけだけれども、いわゆる公用請求の場合は無料ということで、それから、多くのところをやつておるのは一般請求のや

つで、本人の住所氏名書いて、そして必要とするものを書いて、あとその理由をすつと幾つか挙げて列記してあつて、そしてその該当するところに丸をするとか、そういう形でやつておる。弁護士だとかそういう人あるいは公務員の場合は下の理由は書かんでよろしいと、こういうやり方でやつておるのが多いようなんですけれども、今度これができますと、ある程度、ある意味では政令に依つて統一基準をつくり、統一様式をつくっていくということが必要になるのではないかと思ふんですが、この点はどういうように考へておるんですか。

○政府委員(大林勝臣君) 請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにするという作業がまだ今後残つております。さらに、先ほど御質問の、特定の目的のための請求についてはそれを省略するというような考へ方で政令を考へるわけでありまして、政令の内容についてはできるだけ各地方公共団体の窓口で統一処理ができるように考へてまいりたいと思つております。

○神谷信之助君 そうすると、ここで自由閲覧者になつておる対象の人、これは職務上に必要な調査あるいは請求であるということ、そのことも明記できるという記載方法を考へるということになるのかどうかということが一つ。それから、その身分を証明するもの、これの提示を求めなければならないのかどうか。この辺はどういうことになりまして。

○政府委員(大林勝臣君) 公用請求などの場合には、請求書を見た場合にこれは大体すぐわかるというケースが非常に多いであろうと思ひます。ただ、そういった書式でない場合にも、もちろん職務上のためというところは書いていただくわけでありまして、さらにそういった請求書の記載自体からは請求者の資格が疑わしいという場合には、質問をいたしますなりあるいは身分証明書の提示を求めたりすることなど、いろいろな確認方法が考へられますけれども、そういったこともあわせて指導してまいりたいと思ひます。

○神谷信之助君 なかなか難しいんですよ。例えば私は今参議院議員ですが、参議院議員であることを証明するものについて考へたら、つけておるパス、それから国鉄の無料パスを持っていて、これも紛失をする場合があるわけですね。あとは名刺ぐらいのものでしよう。だが、これは自由につくれるんですよ。それで、弁護士の場合も、弁護士会に登録すると弁護士の記章くれます。しかし、聞いてみたら、やっぱり身分証明書というものはないんですよ。弁護士会が発行してないんですよ。だから、これも実際問題、ある程度わかっている人の場合と全く未知の人が来た場合と——警察官でも制服着ておつてもにせものというやつがその間あつたわけですから、制服着ておるから大丈夫やというところにもならぬということにもなりません。だから、警察官の場合には少なくとも例えば警察手帳を見せただけでよろしいということにもならないだろう。やつぱり書式はちゃんと書式で、先ほど言つた公務用請求の書式でやつてもらう、それぞれみな公務員もそうだと思いますが、そういうことにならぬのだからと思ひますが、その辺も含めてどういうように考へるか。これもちよつと窓口で場所によつてはごたごたする可能性のある問題です。

○政府委員(大林勝臣君) 相手方の確認の問題で、そういった窓口でわからない、そのために混乱するというところは確かに考へられるわけでありまして。そういった場合に、具体的に臨機応変にどういう措置をすべきかということを含めて、この十年間同じような取り扱ひをしてきておられます戸籍における具体的な事例、こういうものを集めて、あわせて指導の参考にしたいと思ひます。

○神谷信之助君 それからもう一つ、不当な目的が正当な目的かというものの判断、これは先ほどからも同僚議員がおっしゃいましたが、非常に難しいんですよ。これはプライバシー権の定義がはっきりすれば明確になつてくるんでしよう

が、知られたくないという権利もあります。

例えば私の住民票を閲覧する、あるいはとった、しかし、だれがとったかわからぬわけですから、何かに使われたらいいということがわかった場合に、一体だれが請求をしたのかということとを役所の方に言う。しかしこれは、この間起こった例では拒否されて、裁判でも却下されたですね。だから、そうするとだれが自分の住民票をとったりあるいは閲覧をしたのか、そのことを知ることができない、自分のことは自由に知られると、こういう状態が起こります。この辺についてはどういふようにお考えですか。

○政府委員(大林勝臣君) まさにごく最近におっしゃったような事件が裁判まで進展をいたしました。私どもも今後どう考えていくべきかと考えておいたところでありますが、確かに自分のことは知られるけれども、自分のことを知ろうとした相手の情報はわからぬでは、まさにこれ不均衡ではないかということがすぐ頭に浮かびます。ただ反面、同時に自分の住民票をだれがどういふ理由でこれをとったかということも調べます場合には、相手が自分の住民票を請求した理由というのをまた調べるわけでありまして、そうしますと、相手が自分の住民票を請求した理由が、あるいはそれは債権債務関係であるかもしれない、あるいは訴訟でも起こそうかというようなことで、そういう請求をしたのかもわかりません。そこで問題は、今度は相手の行動を調べるのが相手のプライバシーとどういふ関係になつてくるのだからかというようにならぬ疑問が出てまいりまして、非常に私どもも、そこまですなかなかにびびりとした回答が現在の段階でまだ出せておられない状況であります。

○神谷信之助君 今、こつちの方は一方的に知られて、知ろうとした者がだれかということとは我々の方はわからぬという状態というのはやっぱりおかしいというように私も思うんです。だから具体的に、それはやっぱりプライバシー保護法で保護すべき権利と、それからその範囲といふますか、こういふもので相互の関係も含めて権利関係の

基準というものを決めないと、この辺却下されていきますから今の法体系では却下されざるを得ないのかもしれないけれども、しかし常識的にいっても、これはちよつと矛盾を感じます。この点を一つ今後の研究課題として申し上げておきたいと思ひます。

それから、その次の問題はコンピュータの問題です。三十六条の問題ですが、公務員の場合にも三十六条のような行為をした場合には守秘義務違反で処罰されることになりませんか。

○政府委員(大林勝臣君) 一般的に公務員には守秘義務というのが義務づけられておるわけでありまして、問題は守秘義務の義務化された秘密の内容とすることになるのだからと思ひます。

そこで、結局はこのプライバシー問題は具体的なケースでプライバシーの侵害になる場合もあり、必ずしもそうならない場合もあるという非常に多種多様なケースが起こつてくるものでありますから、一般的に住民台帳の記載事項を公務員が公にしたからといって直ちにそれが公務員の守秘義務違反になるとは言えないと思ひます。と申しますのは、一応現在の段階でもまだ原則公開という建前をつつておりますから、そこで今回の改正によりまして、不当な目的でこれを利用してはいけぬ、こういうチェックをしたわけでありまして、そういう身分差別につながる問題でありますとか統括柄を不当に利用するといふようなケースにおきましてこれを漏らすといふことは、当然これは守秘義務違反といふことにならうかと思ひます。

○神谷信之助君 そうすると、今おっしゃったその部分は守秘義務違反になる、こうなれば、受託した業者に対してもその部分についての守秘義務を課することは可能ではないか。だから、処罰の対象になるその要件が確定しないものは、これは公務員でも確定できないのだから守秘義務違反といふわけにいかぬでしょう。しかし、今おっしゃったように、差別につながるようなそういう目的に利用した、あるいは漏らしたということであれ

ば公務員にその守秘義務違反を問うことができるとするならば、受託業者についても問うことができるのではないかと。例えば風管法で少年指導委員といふのをつくりましたね。これはボランティアなんです。ボランティアの人を委嘱するわけですね。しかし、少年のいろんなプライバシーの問題を知りますから、これには公務員に準じた守秘義務を課していただきますよ。

そうすると、この受託業者についてはそういう意味では課す、ただ現行のまだプライバシーの定義なり基準なりがはっきりしていない段階では、差別にはっきり明確に利用したとか、そういうことで漏らしたといふ部分については犯罪要件を構成する、それ以外でわからぬところは、これはわからぬのだから犯罪要件を構成しているかどうかはわからないから、これは守秘義務を問うわけにはいかぬと、こうなりますね。

だから、何でもそんなことを言うかという、プライバシー保護法なり情報公開法というのには確かに早くつくらななきいかぬけれども、なかなか難しい問題ですから、その間の空間ができる。これは一年以内の施行ですけれども、しかしその間にやっぱりそういう点も検討する必要があるのではないか。全くこの三十六条違反がノー担保、全くの訓示規定というのでは、これからの電算化などんしていく状況の中で、私は大変個人個人の権利を守るという点でいかなるものか。とりわけ今回の改正は一定部分、四項目でしたか、それは見せられるけれども、あとのやつは見せないの原則にしているわけですから、今までと違ってそういうように秘密にする事項といふのを法律上明確にするわけですから、それとの関係でいかなるものかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(大林勝臣君) まことにおっしゃるとおりであらうと思ひます。そこで、いろいろ委託をいたしました場合のプライバシーの侵害のケースについての制裁措置はないかと、いろいろ法制局とも相談をし、議論をしてみたのでありますけれども、公務員の場合には一般的な守秘義務とい

うのが全部網がかかっておるものでありますから、その中でケース・バイ・ケースで適用するといふことも可能なんでありましようけれども、委託業者、民間人の場合に一般的に守秘義務の網をかぶせるということもなかなか難しい。それではやっぱり具体的に個別の守秘義務といふものをかぶせざるを得ない。そうなりますと、やはりプライバシーといふものの確定した概念がないものでありますので、なかなかその構成要件がかけにくい。これが訓示規定にせざるを得なかつたいきさつでございますが、今後の住民基本台帳電算化に伴います事務管理上、今後考えるべき問題として一番大きな問題点であるといふ認識は持つております。

○神谷信之助君 これも重要問題というように思ひます。

その次ですが、今度のこの法案とは直接関係ないんですが、大臣にちよつと見解を聞いておきたいと思ひます。いづれにしても、プライバシー問題というのは緊急にその基準といふますか、基本を確立しなければいかなるわけですけれども、その場合一般人と公人ですね、公務員あるいは公選による候補者とか我々政治家なんかも含めまして、一般人のプライバシーの保護に対してそういう公人といふますか、政治家のプライバシーといふのは、一般論としてその保護について一定の制限を受けるといふのは当然ではないか。これは憲法十五條で「公務員は、全体の奉仕者」という規定になっております。したがって、刑法の二百三十条ノ二の一項なり三項で、これは戦前になつた部分ですけれども、憲法との関連で公務員に対する免責事項といふのが加えられる、こういうことにもなります。最近では政治家の資産公開といふような問題も出てきて、政治家、そういう公人といふますかについてのプライバシーに対する一定の制限といふものが全体の風潮になつてきているし、そのことについては一面では甘受しなればならないという状況が、この名誉棄損罪で言うならば「月刊ペン」事件の最高裁判例も出てきて

いるわけで、こういったことについての大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(古屋亨吉) 一般論で申し上げますと、そういう公人というものは、特に政治家というものは国民の洗礼を受けてそういう地位につくのでございますから、私は一般の方と比べますとやはりブライバシーの範圍はおのずから狭くなつてくるのじやないだらうかという感じがいたします。

なお、住民基本台帳の閲覧とかあるいは住民票の写しの交付問題については、私は特に一般人と公人とに特別に區別しておく必要はないと思ひます。やっぱりこれは政治家とかそういう者の問題は、おのずから常識的に考えなければならぬという意味におきまして、さつき言いましたように範圍は狭くなつてくる。ただ、そういうような閲覧とかあるいは写しの問題だけにつきまして言いますと、そう特別な差別はなくてもいいのじやないかという感じがいたします。

○神谷信之助君 基本台帳に記載されている十四項目ですか、それ自身が直接政治家なら政治家個人の資産状況を示すとかどうかという問題ではありませんが、別の方法も幾つもあるわけですから、別にそのこと自身を私は直接には言つてない。先ほど冒頭にも言いましたブライバシーとの關係では、我々はそのことは考えなきやならぬ問題だらうと、こういう意味で申し上げておいたわけです。

次に、今度はこれに関連しますが、戸籍の記載の問題です。実はこれ私自身も關係をしたので驚いたのですけれども、このごろ核家族化で、本籍地を離れて新しい住所に移つてゐる。そこで子供が生まれて出生届を役所へ出します。そうすると、そこから本籍地の役場へ送致されるんですね。そして、そこで受け取った役場が戸籍簿に記入するんですが、この記入漏れが年間に案外あるんです。この辺、記入漏れがどういふ状況かわかりますか。

○説明員(細川清君) お答え申し上げます。

御指摘のような事案は、戸籍制度上は非常に問題な事案でございますが、事例といたしましては非常にまれな事案でございます。私どもに公式に報告がございますものは、数年間に何件ということでございます。ですから、ございまして毎年一件前後ではないかというふうに考えております。

○神谷信之助君 ところが、戸籍漏れになつていふと気がつくまで、そのことが判明するまで、言うたら戸籍簿に載つておらぬ、無国籍者ということになるんですかね。こういう状態になるわけです。だから、例えば結婚のときに調べて、戸籍に載つておらぬ、一体どうなつておるのかということ、先方からそれで破談になれば大変なことだし、言われてみたら泡食わにやいかぬと、こうなります。

それで、たまたま去年私がタッチをした事件は、生まれて八年ほどたつていましたか、もう小学校へ行つていましたから八年ぐらになるんでしょ。たまたま役所の戸籍の人が気がついて、あそこの子供さんはもう学校行つてはるのやけども載つてへんなどというので、知らせてもらつて判明したわけですね。入学のときはどうやってやったのかというところ、入学は住民票でいいのだと、こういうぐあいに言いますから、戸籍というのは、普通の人は自分の戸籍がどうなつてゐるのか、余り見ないですね。それでわかつて、それじゃすぐ役場の方のどこに落ち度があったのか調べてもらえないことになつて調べてみましたら、そのときこの役場から本籍地の役場に送致した件は二件なんです。一箱の一つの封筒に二件を入れて送致された。ところが、二件送られたうち一件は記入されませんでしたけれども、一件はどういう事情か記入漏れになりました。これはそれぞれ当時の送達簿を点検して、それで判明しました。そうすると、これは責任が役所の側にありますね、親はちゃんと出生届出したわけだから。その場合、誤記を正しく訂正してもらはう、これについてはどういふ手続をとつていきますか。

○説明員(細川清君) 適法な出生届がございまして、これが受理されているにもかかわらず戸籍に記載をされていないという場合には、原則といたしまして御本人からそういった申し出がございまして、これによりましてもう一度事実を確認いたしまして、それに基づいて戸籍に記載するということになるわけでございます。

戸籍に記載する場合には二種類ございまして、通常の出生の事項は、年月日どこどこで出生、それから年月日だれだれ届け出。非本籍地に届け出た場合は、年月日どこどこ首長から送付入籍と、そういう記載になるわけでございます。御指摘のような場合には、これは責任が役所の方にありますので、關係者の中には、役所の方に責任があるのだということも明らかにしてほしいという御要望がある場合もございまして。そういう場合には、年月日どこどこ首長から届け書の送付が未着につき記載遅延ということとを記載いたしました。役所の方に責任があるということをお知らせいたします。この記載のうちどちらかを選ぶかというものは、關係者の心情にもいろいろございまして、基本的には御本人の御判断を尊重いたしまして、これによって決めていこうというのでございます。

○神谷信之助君 その訂正の申請をするのはその子の父が出すわけですね、それでそれが記載されていぬのでひとつ記入してくれとか何とかその程度。だから、それはもうおかしな。当該役所で発見をして、そして調べて記入漏れであったことが判明した、したがってそのことを御通知いたしまして、御本人に御通知して承知していただく。それで、御本人に御通知して御本人が御本人の手続で訂正していただく。ところが、法務省が御本人の手続で訂正していただく。本人に責めがあるような形で本人の方からまず申請をして、それでやるという形になつてゐるんです。だから、私はこれはちよつと不当たと言つて、大分話をして法務局の出先の地方法務局を含めて了

承され、そういう手続にしてみましたので、すけれども、これはそれで一件落着きました。ただ、その手続のやり方についてはちよつと検討していただきたいというように思ひます。問題は、年に一件か二件でわずかとおっしゃるのだけれども、これは本人の親にとつては大変なショックです。何でそういうことが起るのかというところ、片一方、送達した方は送達しただけで、記載済みか記載済みでないのか、記入していただかどうかという返事がないわけですね。だから、もう当然記載済みであらうというように思つてゐるということ、したがって、たまたまそういうことで気がつくか、あるいは何らかの理由で戸籍簿を取つたときに記入漏れがわかつと、こういうことになるんですが、これは本人の身分にかかわる重要な証拠物です。だから、戸籍の記入の厳格さというものは厳しく言われているし、一々判こも押してちゃんと言つてゐる戸籍簿です。ところが、送致をして、そして送致されたところが記入をして、記入をいたしましたよという返事ができるようなシステムでいく何らかの方法を考えない限り、こういう事故というものはなくならないというように思ひますね。

それで、新興都市ですと、京都でも京都府下ほとんど全市町村に年がら年じゅうばらばら送りますし、他府県にももちろん送る場合もあつて、非常に多いわけですね、集中してきていますから。だから、この辺はひとつ法務省で検討してもらえないかというように思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(細川清君) お答え申し上げます。御指摘のように、戸籍は非常に大事なものでございまして、ちよつと事故がないように常々監督の法務局、地方法務局を通じて市町村の方々には注意を喚起申し上げてゐるところでございます。

御指摘のように、届け書の送付を受けた市町村からそれを受け取つたという文書を、送付をした市町村にお送りしますれば、それは非常に有効な

方策であることは間違いないと思うわけでござい  
ますが、他方、年間に他の市町村に送る届け書の  
数は二百二十万件ございまして、これをすべて先  
ほどの方法によりまして厳格な方法で行うとい  
ことになりまして、それが確実に行えるかどうか  
という問題もございまして、また、市町村の方の  
実務処理している人たちの負担というものも相  
当あるものではないか。ですから、直ちにそうい  
う方向が実行できるかどうかというのはいささ  
研究が要るのではないかと、いささかに考えてお  
ります。

先ほどの事案のような場合でございまして、こ  
れは受理した市町村が通常の文書の扱い方を厳格  
にしていただければ起らなかったものではないかと  
いふふうにも思いますので、そういった点の指導も  
今後してまいりたいと思っておりますし、より抜本的な  
方策を今後関係の市町村とも十分協議いたしまし  
て、私どもも研究させていただきますと存じま  
す。

○神谷信之助君 そのことでは、今おっしゃ  
ったように郵送料もばかにならぬことであります  
から、一年間まとめて記入しますよといったって、  
個別に出すか、どういふ方法がいいか、やり方は  
ちよつとも少し検討してもらいたいと思いま  
すが、そういう事故の起らないように対処して  
もらいたいということを最後に申し上げて終わら  
す。

○委員長(金九三郎君) 他に御発言もないよう  
ですから、質疑は終局したものと認めます。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後四時五十分散会

六月六日日本委員会に左の案件が付託された。(予備  
審査のための付託は三月二十日)  
一、昭和四十二年度以後における地方公務員等  
共済組合法の年金の額の改定等に関する法律  
等の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを)  
掲載。小字及び一は修正。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済  
組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一  
部を改正する法律案

附則

〇等  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日昭和六十年四月一日から施  
行する。

2 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(次  
条において「改正後の法」という。)の規定及び第三条の規定による  
改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法  
(附則第三条において「改正後の施行法」という。)の規定、第三条  
の第三項第五号の規定を除くは、昭和六十年四月一日から  
適用する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員  
等共済組合法第百四十四条第三項及び第百四十四  
条の十一、第四項の規定は、昭和六十年四月分以  
後の掛金の標準となる給料について適用し、同  
年三月分以前の掛金の標準となる給料について  
は、なお従前の例による。

(長期に職者に係る退職年金の額の最低保障等  
に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の地方公務員  
等共済組合法の長期給付等に関する施行法(次  
項において「改正後の施行法」という。)第百四十四  
条の二、第二十九條の二第一項、第四十一條、第  
百三十二條の十八、第百三十二條の二十六第一  
項及び別表第二の規定は、昭和六十年三月三十  
一日以前に給付事由が生じた給付についても、  
同年四月分以後適用する。

2 昭和六十年六月三十日以前に給付事由が生じ  
た地方公務員等共済組合法第八十六條第一項第  
一号又は第九十三條第一号の規定による年金に  
ついて改正後の施行法第四十一條又は別表第二  
の規定を適用する場合には、同年四月分から同  
年七月分までの年金については、同条第一項中

「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」  
と、同条第二項中「百四十四万円」とあるのは  
「百四十一万五千円」と、「百三十四万四千円」と  
あるのは「百三十一万九千円」と、同表中「三、  
八四九、八〇〇円」とあるのは「三、八一八、八〇  
〇円」と、「二、六一八、八〇〇円」とあるのは  
「二、五九三、八〇〇円」と、「一、八二二、八〇〇  
円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とする。

六月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路交通の安全確保に関する請願(第六七  
三七号)

一、町村の下水道事業に対する地方財源の充実  
に関する請願(第六七四三号)(第六七四四号)  
(第六八一八号)

一、道路交通の安全確保に関する請願(第六八  
二二一号)

一、町村の下水道事業に対する地方財源の充実  
に関する請願(第六八五三号)(第六八五四号)  
(第六八五五号)(第六八八八号)(第六九四四  
号)(第六九四五号)(第六九四六号)

第六七三七号 昭和六十年五月二十四日受理  
道路交通の安全確保に関する請願  
請願者 東京都江東区亀戸五ノ二ノ二  
石塚秋男 外三百十名  
紹介議員 松本 英一君  
この請願の趣旨は、第三七二〇号と同じである。

第六七四三号 昭和六十年五月二十四日受理  
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関す  
る請願  
請願者 静岡県磐田郡福田町福田四〇〇福  
田町長 鈴木常夫  
紹介議員 竹山 裕君  
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。  
第六七四四号 昭和六十年五月二十四日受理

町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関す  
る請願  
請願者 群馬県吾妻郡中之条町村大字中之  
条町一、〇九一中之条町長 宮崎  
太一郎  
紹介議員 山本 富雄君  
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六八一八号 昭和六十年五月二十七日受理  
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関す  
る請願(三通)

請願者 愛知県宝飯郡御津町西方日暮三〇  
御津町長 竹本良一 外二名  
紹介議員 大木 浩君  
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六八二二一号 昭和六十年五月二十八日受理  
道路交通の安全確保に関する請願  
請願者 福島県いわき市好間町下好間鬼越  
三〇ノ三 松下喜一 外五十六名  
紹介議員 久保 亘君  
この請願の趣旨は、第三七二〇号と同じである。

第六八五三号 昭和六十年五月二十八日受理  
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関す  
る請願  
請願者 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領  
二、〇三七松田町長 熊澤吉次  
紹介議員 栗野 章君  
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六八五四号 昭和六十年五月二十八日受理  
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に関す  
る請願  
請願者 長野県下高井郡山ノ内町平福三、  
三五二ノ一山ノ内町長 友野義平  
紹介議員 夏目 忠雄君  
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六七四四号 昭和六十年五月二十四日受理

第六八五号 昭和六十年五月二十八日受理  
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に關する請願

請願者 三重県三重郡川越町豊田一色四〇  
五 太田尚

紹介議員 水谷 力君  
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六八八号 昭和六十年五月二十九日受理  
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に關する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町前原町長 三  
嶋兵藏

紹介議員 遠藤 政夫君  
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六九四号 昭和六十年五月三十日受理  
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に關する請願

請願者 栃木県那須郡西那須野町扇町三ノ  
五西那須野町長 高野三郎

紹介議員 大島 友治君  
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六九四五号 昭和六十年五月三十日受理  
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に關する請願

請願者 岡山県都窪郡山手村地頭片山一七  
ノ一山手村長 劍持忠義

紹介議員 加藤 武徳君  
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第六九四六号 昭和六十年五月三十日受理  
町村の下水道事業に対する地方財源の充実に關する請願

請願者 奈良県宇陀郡榛原町榛原町長 福  
井茂弘

紹介議員 堀内 俊夫君  
この請願の趣旨は、第六六四三号と同じである。

第七号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三二 八 階段 段階

五三 終わり 申しまと 申しますと

四九 終わり 妨げる 防げる

第九号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三一 終わり 聴しながら 徴しながら

第十号中正誤

ベシ 段行 誤 正

二五 四 終わり 追及 追求

第十三号中正誤

ベシ 段行 誤 正

一四 六 協議 抽調

第十四号中正誤

ベシ 段行 誤 正

六 四 終わり しないところ しないところ

九二 末 おりますが おりませんが

三一 四 規制 規則

二五 一 終わり ひとつさき しつこさ

八一 末 す いう するという

一九 四 一 終わり ロックローリー タンクローリー